

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和6年3月

社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課／  
依存症対策推進室／  
医療観察法医療体制整備推進室／  
心の健康支援室／  
公認心理師制度推進室

# 目 次

## 【精神・障害保健課】

### 【医療観察法医療体制整備推進室】

- 1 改正精神保健福祉法の施行について…………… 1
- 2 精神科病院における障害者虐待に対する都道府県等の対応等について… 7
- 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について……………10
- 4 精神科救急医療体制の整備について……………19
- 5 心神喪失者等医療観察法の地域連携等について……………21
- 6 障害支援区分の認定について……………25
- 7 公費負担医療等のオンライン資格確認について……………29

### 【依存症対策推進室】

- 8 依存症対策について……………34

### 【心の健康支援室】

- 9 心のケア対策について……………49
- 10 てんかん対策等について……………68
- 11 精神障害者保健福祉手帳について……………75

### 【参考資料】

- 12 令和6年度精神・障害保健課予算案の概要……………82

## 1. 改正精神保健福祉法の施行について

### (1) 精神保健福祉法を含む障害者総合支援法等の一部改正について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第104号)については、令和4年12月10日に国会で可決・成立し、同年12月16日に公布されたところ。

障害者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化により、障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するため、地域における相談支援体制の拡充、就労選択支援の創設、週所定労働時間が特に短い特定の障害者を雇用した場合の雇用率算定における特例の創設、入院者訪問支援事業の創設等による精神障害者の権利擁護の推進、指定難病の患者及び小児慢性特定疾病児童等に係る医療費助成制度の改善、障害福祉サービス等についての情報の収集、利用、連結解析等に関する規定の整備等の措置を講ずることをその改正の趣旨とする。

精神障害者の方についても、医療機関に入院している方の権利擁護、病院から地域生活への移行の促進、地域での相談支援体制の充実、グループホームから居宅生活に向けた支援、就労に向けた支援等、ご本人の思いを尊重し、支援をより届けやすくするための制度の充実を図るものである。

### (2) 改正精神保健福祉法の施行について

改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)については、その一部が令和5年4月に施行されたところであるが、令和6年4月には、

- ・医療保護入院制度の期間制限等の見直し
- ・入院者訪問支援事業の創設(法定事業化)
- ・虐待防止のための取組の推進と通報制度の整備
- ・市町村の相談支援体制の整備

に関する改正が施行される。

これに関しては、以下の省令・通知を始めとした関係資料を参照いただき、円滑な実施について、ご対応をお願いしたい。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(令和5年11月27日公布・令和6年4月1日施行)
- 令和5年11月27日障発1127 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について(通知)」

上記の内容については、令和5年12月19日に都道府県・市町村向けの説明会を開催したところであり、諸事情により参加できなかった都道府県におかれては、会議資料を確認いただくとともに、管下市町村にも、その旨、案内をお願いしたい。

なお、説明会の資料は、当省ホームページに掲載している。同ページには関連通知や関連様式も掲載しているため、適宜ご参照いただきたい。

(掲載先)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaijahukushi/kaisei\\_seisin/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaijahukushi/kaisei_seisin/index_00003.html)

改正法の趣旨も踏まえつつ、医療機関等への周知及び体制の確保等について対応をお願いする。



県 = 都道府県及び指定都市の関係事務

市 = 市町村の関係事務

### 医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き（法第33条）

- 医療保護入院の入院期間は、医療保護入院から6ヶ月を経過するまでは3ヶ月以内とし、6ヶ月を経過した後は6ヶ月以内とする。
- 入院期間については、以下の要件を満たす場合は、入院の期間を更新できる。
  - ・ 指定医診察の結果、医療保護入院が必要であって、任意入院が行われる状態にないと判定されること
  - ・ 退院支援委員会において対象患者の退院措置について審議されること
  - ・ 家族等に必要な事項を通知した上で、家族等の同意があること（家族等がない場合等は、市町村長による同意）市

※ 家族等と定期的に連絡が取れている場合など一定の要件を満たした場合には、「みなし同意」を行うことも可能。
- 入院期間を更新した場合は、更新届を都道府県等に提出（医療保護入院の定期病状報告は廃止）県

#### 参考

- 令和5年11月27日、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」（令和5年厚生労働省令第144号）を公布。
- また、同日、「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について」（令和5年11月27日障発1127第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を含む、令和6年4月施行に向けた必要な通知の改正通知等を発出。通知等は以下のサイトに掲載。

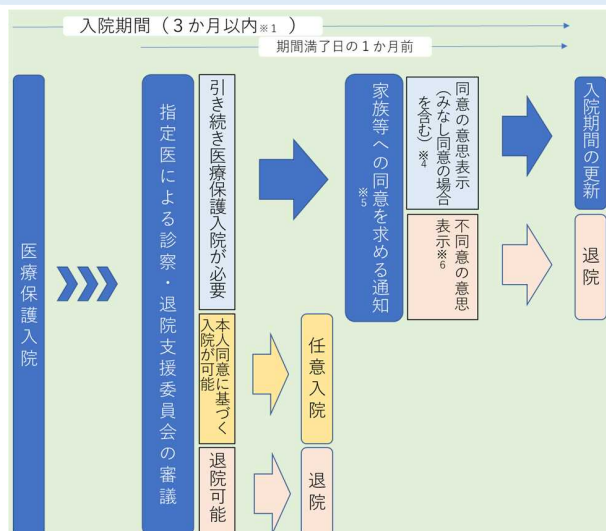
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi_00007.html)

令和4年精神保健福祉法改正に関する通知・事務連絡

検索

### 令和6年4月1日以降に医療保護入院した者の入院期間について

- ・ 医療保護入院時、3か月以内※1の入院期間を定める必要があります。
- ・ 入院期間満了日の1か月前から、指定医による診察及び退院支援委員会の審議が可能です。
- ・ 診察の結果、本人の同意に基づく入院が可能な場合は、任意入院になります。
- ・ 任意入院が行われる状態になく、引き続き医療保護入院が必要との結論に至った場合、医療保護入院に同意した家族等（2回目以降の更新の場合、直前の更新の同意をした家族等）※2に対し、入院期間の更新の同意を求める通知※3をします。  
（患者の家族等がない場合等は、市町村長に対し、入院期間の更新の同意を求めます。）
- ・ 通知した家族等から、
  - 同意の意思表示があった場合
  - 一定の要件に該当する場合※4であって、通知後2週間の間に家族等から不同意の意思表示がなかった場合（みなし同意の場合）  
（市町村に依頼した場合は、市町村から同意があった場合）
 は3か月以内の期間※1を定め、入院期間を更新することができます。



- ※1 入院期間の更新により、通算の入院期間が6か月以上である場合は、6か月以内
- ※2 当該家族等が死亡した場合などは、それ以外の家族等に同意を求めることができます。
- ※3 電話やメール等で家族等の意思を確認することは可能ですが、後日書面を送付してください。
- ※4 次のいずれの要件も満たした場合
  - ・ 医療保護入院に同意した家族等（2回目以降の更新の場合、直前の更新の同意をした家族等）に対し更新の同意を求める場合
  - ・ 入院期間中に病院と（通知先の）家族等が2回以上連絡が取れていること
  - ・ 通知を受けた家族等の回答期限を、通知から2週間以上確保できること等
- ※5 患者の家族等がない場合等は、市町村長への同意の依頼
- ※6 不同意の意思表示があった場合、医療機関の判断で、それ以外の家族等に同意を求め、同意があれば入院期間を更新することができます。

**詳細は、国の通知やQ&A等でご確認ください。**

### 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取扱い

市

- 入院時又は入院期間の更新における家族等の同意について、家族等の全員が同意・不同意の意思表示を行わない場合（家族等がその旨を明示していることが必要）についても、市町村長同意の依頼をすることができる（法第33条第2項）。

#### 参考

- 具体的な運用については、「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」（令和5年11月27日障精発1127第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）において示しているので参照されたい。

### 入院者訪問支援事業（法第35条の2）

県

- 都道府県及び指定都市は、市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員による支援を行う事業を実施できる。
- 都道府県及び指定都市が、訪問支援員を選任、研修等を実施。

※ 法定事業に向けて令和5年度から予算事業・訪問支援員等の研修を開始。

### 地域生活への移行を促進するための措置

- 措置入院者についても、退院後生活環境相談員を選任することを義務化（法第29条の6）
- 地域援助事業者（※）の紹介（現行努力義務）を義務化するとともに、措置入院者にも適用（法第29条の7（法第33条の4で準用する場合を含む））

※ 医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業等の事業者や、事業の利用に向けた相談援助を行う者（共同生活援助、訪問介護事業者等）。市町村は、精神障害者や医療機関から紹介の問い合わせがあれば、必要に応じて調整等を行うこと。

市

#### 参考

- 具体的な運用については、「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（令和5年11月27日障発1127第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において示しているので、参照されたい。

### 措置入院時の入院必要性に係る審査（法第38条の3）

県

- 措置入院時にも精神医療審査会において入院必要性に係る審査が必要。

#### 参考

- 具体的な運用については、「「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について」の一部改正について」（令和5年11月27日精発1127第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において示しているので、参照されたい。

### 精神科病院における虐待防止措置の義務化

- 病院の管理者は、虐待防止のための研修や普及啓発、相談体制の整備等を行う必要があり、指定医はそれに協力しなければならない（法第40条の2）。

### 虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

県

- 病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、都道府県等に通報しなければならない（法第40条の3第1項）。
- 都道府県知事等は通報等に際し、病院の管理者に対して報告や診療録等の提出を命じ、立入検査を行い、改善計画の提出や必要な措置を採ることを命ずることができる（法第40条の5、第40条の6）。
- 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況等について公表する（法第40条の7）。

#### 参考

- 具体的な運用については、
  - ・「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領について」（令和5年11月27日障発1127第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
  - ・「「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」の一部改正について」（令和5年11月27日障発1127第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
  - ・「「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」の一部改正について」（令和5年11月27日障精発1127第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）
  - ・「精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置及び虐待通報の周知等について」（令和5年12月14日障精発1214第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において示しているのので、参照されたい。

### 自治体の相談支援の対象の見直し（法第46条）

県 市

- 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に課題を抱える者も対象となる。

### 相談及び援助（法第47条第5項）

県 市

- 都道府県及び市町村は、精神保健に関し、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に課題を抱える者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことができる。

#### 留意点

- 法改正により、市町村が行う精神障害者やその家族等に対する「指導」は、「援助」に規定を変更。  
（例）第46条第3項  
【現行】市町村（保健所を設置する市を除く。次項において同じ。）は、（略）精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者を**指導し**なければならない。  
【改正後】市町村（保健所を設置する市を除く。次項において同じ。）は、（略）精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者**に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行わ**なければならない。

市町村への支援に関する都道府県の責務（法第48条の3条）

県

市

- 都道府県は、市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、市町村への必要な援助を行うよう努めなければならない。

参考

- 精神障害者や精神保健に課題を抱える者への相談支援については、（指定都市・保健所設置市以外の）市町村においては、精神保健福祉法上の「努力義務」となっており、法的には現時点で義務づけられてはいないものの、福祉・母子保健・介護等の分野と精神保健分野の複合的な支援ニーズがみられる中で、「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」等において、市町村における実施の重要性が指摘されている。
- 具体的な運用については、
  - ・ 「「精神保健福祉センター運営要領」について」（令和5年11月27日障発1127第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
  - ・ 「「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」について」（令和5年11月27日障発1127第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）においてお示ししているので、参照されたい。

## 2. 精神科病院における障害者虐待に対する都道府県等の対応等について

### (1) 現状・課題

精神科病院における虐待防止の取組は、管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進すること等が必要である。

現在、職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、再発防止に向けた組織風土の醸成を推進しているが、虐待防止に向けた取り組みを更に進めるため、令和4年の法改正により精神保健福祉法上、精神科病院に対する虐待防止等のための措置を義務づける等の規定を設けられた。

### (2) 令和4年の法改正による見直し内容

令和4年の精神保健福祉法改正により、以下のとおり、精神科病院の虐待の防止に関する規定が新設された（施行は令和6年4月）。

- ① 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。
- ② 精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける。あわせて、精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。
- ③ 都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表するものとする。
- ④ 国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。

### (3) 都道府県における対応

精神科病院における障害者虐待の通報等を受けた場合、適切に事務が実施されるよう、都道府県等における通報者等からの聞き取りや事実確認等に関する以下のような対応手順を事務取扱要領としてお示しした。具体的な手順はP8下ページのとおり。

- ① 通報等を受けた都道府県等において、通報内容等に基づき「虐待通報受付票」や「事実確認チェックシート」を作成。
- ② 上記資料を活用し適切に状況把握を行い、担当部局の管理職及び職員で構成される「担当部局会議」にて初期対応の検討を行う。
- ③ 事案に応じ、精神科病院への立入検査等により、虐待の事実確認を行う。
- ④ 立入検査による事実確認等に基づき「対応方針決定シート」を作成。
- ⑤ 当該資料を活用し、担当部局の職員と外部有識者等で構成される「虐待対応ケース会議」を開催し、虐待事実の判断及び対応方針を決定。
- ⑥ 虐待の事実を認定した場合には改善命令等を実施する。



# 精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

## 現状・課題

- 精神科病院における虐待防止の取組を進めるため、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進**すること等が必要。
- 現在、職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、再発防止に向けた**組織風土の醸成**を推進しているが、虐待防止に向けた取り組みを更に進めるため、精神保健福祉法上、精神科病院に対する虐待防止等のための措置を義務づける等の規定を設けることが適切。

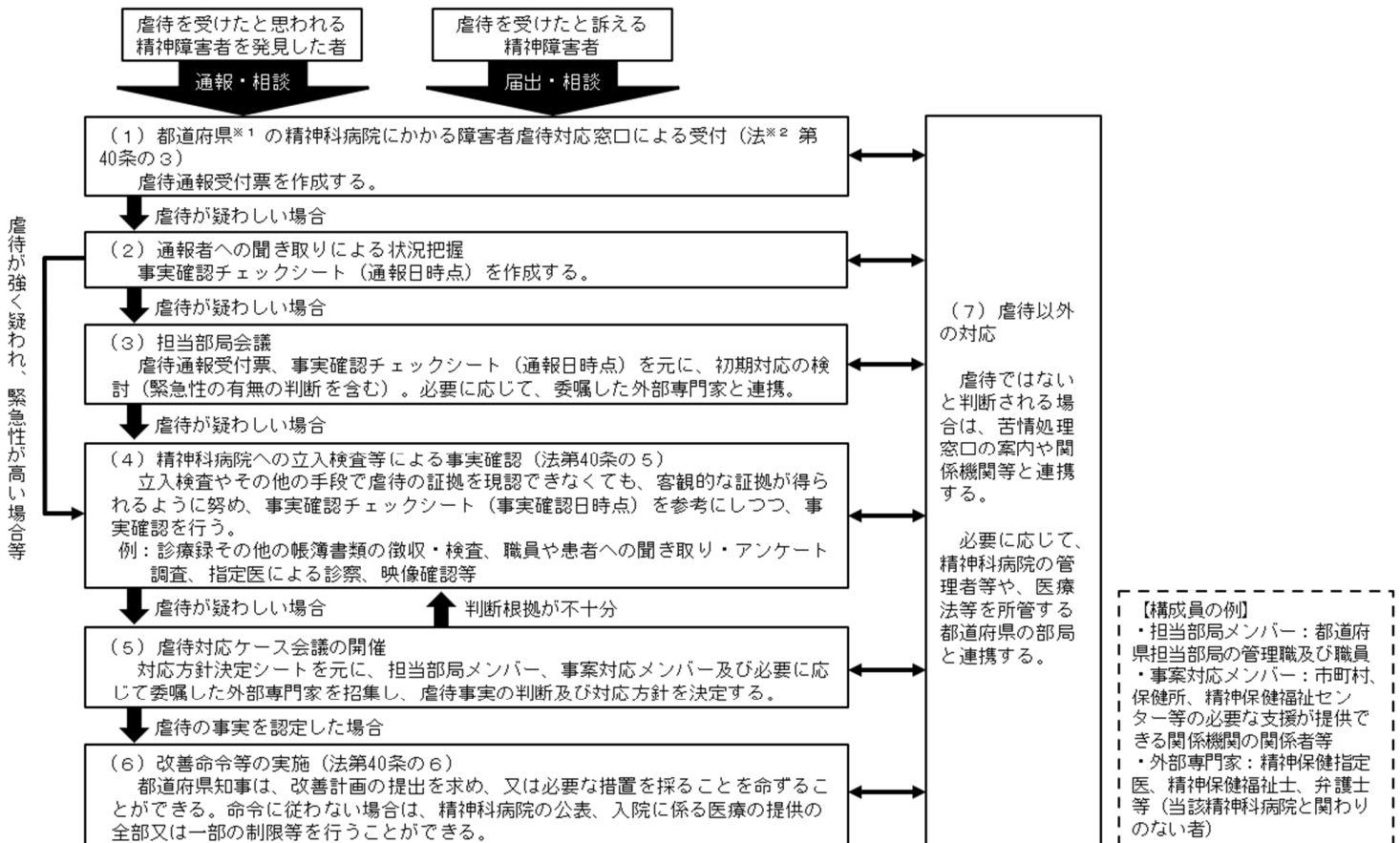
## 令和4年の法改正による見直し内容

- 令和4年の精神保健福祉法改正により、以下のとおり、精神科病院の虐待の防止に関する規定を新設（施行は令和6年4月）。
  - 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、**従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。**
  - **精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける。**あわせて、**精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。**
  - **都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表**するものとする。
  - **国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。**

## 都道府県における対応

- 精神科病院における障害者虐待の通報等を受けた場合、適切に事務が実施されるよう、**都道府県等における通報者等からの聞き取りや事実確認等に関する以下のような対応手順を事務取扱要領としてお示しする。**具体的な手順は別添のとおり。
  - ① 通報等を受けた都道府県等において、通報内容等に基づき「虐待通報受付票」や「事実確認チェックシート」を作成。
  - ② 上記資料を活用し適切に**状況把握**を行い、担当部局の管理職及び職員で構成される「担当部局会議」にて初期対応の検討を行う。
  - ③ 事案に応じ、精神科病院への立入検査等により、**虐待の事実確認**を行う。
  - ④ **立入検査による事実確認等**に基づき「対応方針決定シート」を作成。
  - ⑤ 当該資料を活用し、担当部局の職員と外部有識者等で構成される「虐待対応ケース会議」を開催し、**虐待事実の判断及び対応方針を決定**。
  - ⑥ 虐待の事実を認定した場合には改善命令等を実施する。

## 精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する都道府県における対応の流れ



### 【その他取組む事項】

- 都道府県知事は、虐待の状況等を毎年度公表する（法第40条の7）。
- 国は、障害者虐待の事例分析を行うとともに調査及び研究を行う（法第40条の8）。

※1 都道府県 : 指定都市を含む  
 ※2 法 : 精神保健福祉法

○「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領について」（令和5年11月27日障発1127第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

第2 都道府県の虐待対応窓口の設置、運用について

(4) 精神障害者虐待事実確認チェックシート(通報時評価)の作成  
(略)

特に、**様式2「精神障害者虐待事実確認チェックシート」の太字・下線で示している項目に該当する場合等**、通報時点において虐待が強く疑われ、緊急性が高い場合等は緊急保護等の検討が必要となるため、「精神科病院に対する指導監督の徹底について」(平成10年3月3日障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知)に基づき、**第3の担当部局会議の招集を行わず、予告期間なしに実地指導を行うこと(第4を参照)を検討すること。**

(参考)様式2の「各虐待事項の例示」の太字・下線で示している項目

身体的虐待: 身体の内臓の部位に外傷、骨折、火傷、あざ等がある  
殴る、ける、つねるなどの暴力行為が行われている

放置・放棄: 食事や水分を十分に提供しない等により、著しい体重の増減、やせすぎが見られるにもかかわらず、適切な介入が行われていない

皮膚の潰瘍や褥瘡が悪化しているにもかかわらず、適切なケアが行われていない

性的虐待: 性行為・わいせつな行為を強要されている

性的な嫌がらせ(裸にされる、キスをされる等)や、はずかしめを受けている

○「「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」の一部改正について」（令和5年11月27日障発1127第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

3 実地指導等の実施方法について

(2) 実地指導の方法について

イ 法律上適正を欠く等の疑いのある精神科病院に対して実地指導を行う場合には、最長でも1週間から10日間の予告期間をもって行うこととするが、**虐待防止対策事務取扱要領第2の(4)後段に該当する場合など、入院中の者に対する虐待が強く疑われ、緊急性が高い場合等については予告期間なしに実施できること。**

### 3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

#### (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

平成 29 年「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指すことを新たな政策理念として明確にした。

#### (2) 入院者訪問支援事業について

令和 4 年の精神保健福祉法の改正で、新たに「入院者訪問支援事業」が創設された。本事業は、都道府県等が行う研修を修了した者が、患者本人からの希望により、精神科病院を訪問して、患者の体験や気持ちを丁寧に聞くとともに、生活に関する一般的な相談等を行うものである。

都道府県等は、入院者訪問支援員を養成するための研修の実施、入院者訪問支援員の任命や派遣等、精神科病院の協力を得て、支援体制を構築する。

精神科病院の入院患者の権利擁護を一層推進するために、都道府県におかれては、積極的に事業をご活用いただきたい。

（予算（案）概要）

- ・ 令和 6 年度予算（案）187,569 千円
- ・ 補助先 都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区
- ・ 補助率 1 / 2

#### (3) 市町村における相談支援体制の充実について

今般の法改正で、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援の対象に「精神保健に関する課題を抱える者」が追加された。

住民にとって身近である市町村において、福祉や母子保健等の様々な支援と一体または、連携し精神保健に関する積極的な相談支援体制の充実を図ることが求められている。

都道府県においても、これまでの相談支援に加え、市町村における相談支援体制の整備に関する技術的助言等の支援を実施することが求められている。

また、令和 5 年 9 月に報告書がとりまとめられた「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」では、市町村における相談支援体制整備や人材育成等に関して、具体的かつ実効的な方策について議論された。

これらの動向を踏まえ、「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」及び「精神保健福祉センター業務運営要領」を改正した。



#### (4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組について

##### ア) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

平成 29 年度に創設した本構築推進事業については、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害者等のニーズや地域の課題を共有した上で、ピアサポートの活用やアウトリーチ支援など、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を実施するものである。令和 5 年度においては 117 都道府県等において実施としており、本構築推進事業を活用し、取組を推進する都道府県等は年々増加している。

現時点における、本構築推進事業の事業メニューについては、

- ①精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
- ②普及啓発に係る事業
- ③住まいの確保と居住支援に係る事業
- ④当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
- ⑤精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
- ⑥精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
- ⑦地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
- ⑧市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
- ⑨その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

となっており事業の実施内容については、都道府県等の実情に応じて取り組んでいただきたい。

なお、令和 6 年度の本構築推進事業の事業メニューについては、相談支援体制の構築支援に係る事業の追加や、普及啓発に係る事業の事業例に「心のサポーターの養成」の追加などの一部改正を予定している。

都道府県等におかれては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を進めるために、本構築推進事業を積極的に活用いただきたい。

##### (予算(案)概要)

- ・令和 6 年度予算(案) 581,769 千円
- ・補助先 都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区
- ・補助率 1 / 2

##### イ) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たり、障害保健福祉圏域等の単位において、精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要であるが、各都道府県等で地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムを構築していくことを支援できるよう、平成 29 年度から本構築支援事業を実施している。

本構築支援事業は、実践経験のある保健・医療・福祉の有識者からなる広域アドバイザー及び都道府県等密着アドバイザーによる技術的支援や他の都道府県等との情報共有を得られる機会でもある。なお、事業の参加に当たっては、都道府

県等において、モデル圏域を設定いただき、都道府県等密着アドバイザーの推薦依頼（保健・医療・福祉分野から1名ずつ。）について御協力をお願いすることとしているが、一方で、これらの設定等が困難であるため、本構築支援事業の参加が難しいという意見も伺っている。そのため、令和4年度から、モデル圏域の設定や密着アドバイザーの推薦が難しい場合であっても、本構築支援事業に参加できることとし、今まで参加困難と考えていた都道府県等や今後の活用について検討段階である都道府県等においても、技術的支援や他の都道府県等との情報共有の場として、積極的に参加いただきたい。

（予算（案）概要）

- ・令和6年度予算（案）43,609千円
- ・補助先 委託

ウ) 心のサポーター養成事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築する上では、地域住民の理解や支えも重要であり、普及啓発の方法を見直し、態度や行動の変容までつながることを意識した普及啓発の設計が求められている。

心のサポーターは、メンタルヘルスの問題を抱える家族の方やその同僚などに対する、傾聴を中心とした支援者のことを指しており、各地域で心のサポーターが養成されていくことで、地域における普及啓発にも寄与することが期待されている。

厚生労働省では、令和10年度までに全国で38万人、令和15年度までに全国で100万人の「心のサポーター」養成を目標とし、令和3年度からメンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を活用した「心のサポーター養成事業」を試行的に実施してきた。

モデル事業において、3年間で約7,000名の心のサポーターを養成したところ、今後、都道府県等には既存の補助事業等を活用しながら、サポーター養成を進めていただきたい。

（予算（案）概要）

- ・令和6年度予算（案）27,546千円
- ・補助先 委託



# 「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」報告書

(令和5年9月22日) (概要)

## 背景

- 令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第46条において、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化するための規定が新設された。
- こうした動向を踏まえ、今後の市町村における精神保健に係る相談支援体制整備を推進するため、令和5年2月に本検討チームを立ち上げ議論を重ね、本年9月に報告書としてとりまとめた。

## 概要

### 市町村における精神保健に係る相談支援体制の整備

#### 【現状及び課題】

- ・8割以上の市町村が、自殺対策、虐待、生活保護、介護等の各分野において、精神保健に関する相談に対応。
- ・重層的支援体制整備事業を活用する市町村は増えたが、福祉部局と保健部局との連携が不十分な中で、相談窓口の設置が行われることで、支援の引き受け手を探すのに苦労。
- ・特に専門職の配置がない小規模の自治体では、事務職が相談を受け、適切な支援につながらないこともある。
- ・専門の相談窓口や専門職の配置は、複合的課題を専門職が抱えこまざるを得ない等により、職員の孤立や支援の停滞の課題が生じることもある。

### 市町村において精神保健に係る相談支援を担う人材の育成

#### 【現状及び課題】

- ・財政や人員の制約等により継続して専門性を研鑽する体制や、組織として専門職を育てる文化の醸成、理解等が十分ではない。
- ・精神保健の担当以外の部門で相談を受けた場合、適切な支援につながらないことがある。
- ・精神保健福祉相談員として育成しても、専門以外の業務への従事により、専門職としての知識や技術を有効に活用できない場合もある。
- ・保健所の精神保健相談員による市町村支援も近年少なく、保健所等もコロナ対応で疲弊し、新任期の保健師が地域保健の経験を積み上げられない。

#### 【方策】

- ◆相談支援で行われる「受けとめ」、「気づき」、「アセスメント」、「プランの立案及び実行」、「連携及び調整」の5つの機能を体制に位置づけるため、厚生労働科学研究班が類型化した横断的連携体制のイメージ図を、特に、保健所設置市以外の市町村の参考となるよう提示。
- ◆市町村の窓口に加え、アウトリーチ等によっても住民ニーズに気づき、相談を確実に適切な支援につなげ、医療も含めた課題を解決できるようにするため、保健師等の確保や相談支援部門への配置を進める等、保健の軸を作る必要。
- ◆体制整備のため、首長や管理職の理解を得るとともに、市町村単独ではなく、当事者及び家族の声を聞くこと、精神科医療機関の協力を得ること、保健所や精神保健福祉センターからのバックアップを受けることや、都道府県と連携して国の既存事業を活用することも有効。

#### 【方策】

- ◆基本的に専門職か否かに関わらず、精神保健に関する知識等の水準引き上げ、潜在ニーズに気づく力を備えるため、研修等が必要。
- ◆相談支援に携わる人材の育成策を機能別に三層に整理。
  - ・「ニーズに気づく職員」には、心のサポーター養成研修等や、精神保健福祉相談員の講習に含まれる基礎的事項等の一部を受講推奨。
  - ・「精神保健部門で相談支援を主に担う専門職」には、保健師以外の専門職も含め、精神保健福祉相談員の講習受講の推進や、組織として技術の継承も含めた計画的な育成や複数配置等の工夫。
  - ・「庁内で推進力を発揮する専門職」には、戦略的かつ計画的な人事異動等による育成。

## 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」及び「精神保健福祉センター運営要領」の改正について

- 保健所及び市町村並びに精神保健福祉センターにおける業務の基本的な考え方を部長通知として示した「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」及び「精神保健福祉センター運営要領」については、それぞれ平成26年1月、平成25年4月に改正されて以降、約10年にわたって改正されていなかった。
- 令和4年6月に公表された「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会報告書」及び「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～」では、市町村による相談支援の体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、バックアップ体制の充実に向け、両運営要領の改正を行うべきことが示された。
- 令和5年9月に公表された「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム（以下、検討チーム）報告書」では、人材育成の観点において、現行の「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」には、組織的、戦略的、計画的な人事異動による育成を市町村が推進していくことを後押しする記載が不十分との指摘があった。
- さらに、各市町村内での精神保健に係る相談支援体制の整備や、専門職育成の重要性、都道府県からのバックアップの重要性を両運営要領に明記することで、自治体における相談支援体制の整備を後押しするべきと提言された。
- 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」の「第3 業務」については、今般改正された精神保健福祉法の内容を中心に、今後特に期待される業務の順に変更した。
- このような経緯や、最近の法令改正の状況や精神保健福祉行政を取り巻く課題等を踏まえ、現行版の両運営要領を廃止し、令和6年4月1日より、新たな要領を適用することとした。



# 精神保健に関する相談支援体制の整備についてお願いしたいこと

## 都道府県の皆さんにお願いしたいこと

今から…

- 市町村の精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制の整備への協力と
- 市町村のバックアップ体制の強化をお願いします！

☆これからも、今まで都道府県の皆さんが実施してきた精神保健に関する支援や取組に**変わりはありません。**

☆しかし、より充実した相談支援体制整備には、下記のような特性を、それぞれ活かす必要があります。

### 【市町村】

福祉・介護・母子保健等の支援の主体であることから、精神保健と他分野の複合的なニーズへの対応

### 【都道府県】

医療機関との連携を行いやすく、重症者や複雑困難なニーズへの対応

- ☆都道府県には、精神保健医療福祉上のニーズを有する方のニーズや地域課題を把握した上で、自ら行う相談支援のみならず、
  - 専門性を要する精神障害者等への個別支援での協働
  - 市町村で相談支援を担う人材向けの研修の開催
- など、市町村への支援や協働に、一層取り組んでいただくようお願いします！

## 市町村の皆さんにお願いしたいこと

今から…

### 精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制の整備

をお願いします！

より多くの、地域で潜在化している「本当は支援を必要としている方」へ支援を届けられる体制にしていきたいと思います。

☆既に、多くの市町村において、様々な相談支援の場面で「メンタルヘルス」の相談にご対応いただいている現状があります。

☆複合的なニーズへの個別支援は、住民に身近で、福祉・母子保健・介護等を担当している市町村だからこそできるものです。

具体的な方策は？  
→検討チーム報告書も参考に

☆法改正を機に、

- ・都道府県の担当部局との連携
- ・庁内保健師の人材育成や配置
- ・精神保健に関する相談支援の体制

「現状はどうなっている?」「何が我が市町村の強み?」「何が足りない…?」等、地域の状況を整理し、引き続き、精神保健相談支援の体制整備をお願いします！

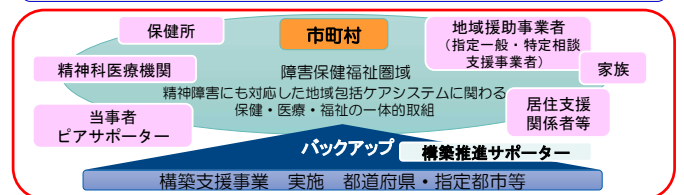
- ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）  
令和6年度予算案：5.8億円（令和5年度予算額：6.0億円）
  - ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業  
令和6年度予算案：4.4百万円（令和5年度予算額：3.9百万円） ※（）内は前年度当初予算額
- ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業  
保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。※令和4年12月に成立した改正精神保健福祉法については、**市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにされたところ。**  
<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市
  - ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業  
◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。  
◆都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。  
◆関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。  
<参加主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市  
※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能

### ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

#### 【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須とする）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. **市町村等における相談支援体制の構築に係る事業**
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業



◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

#### 国（構築支援事業事務局）

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価、市町村における相談支援業務に係る指導員育成のための研修開催 等

# ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業（※））

※ 地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し、質の高い事業実施を図るもの。

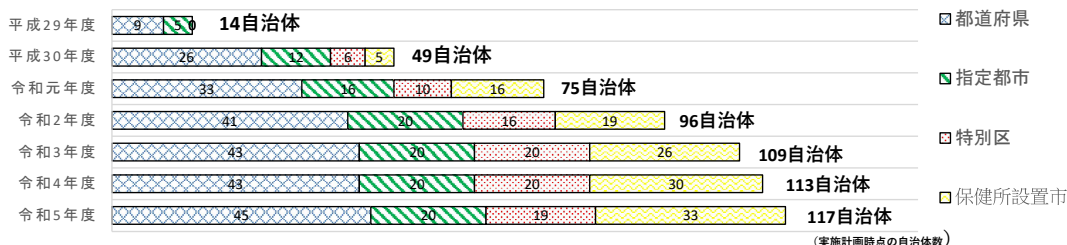
■ 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、市町村、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

## 【事業内容】※令和5年版（1は必須、2～8は地域の実情に合わせて選択実施）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

### 【これまでの実績】



(※1) 特別区及び保健所設置市は平成30年度より実施主体に追加

(※2) 当該事業を活用していない都道府県等においては、別の補助金や都道府県等の独自の財源により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進している

# ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

■ 国において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。

■ 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

■ 関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

## 1.アドバイザーの主な役割

### <広域アドバイザー>

○ 保健・医療・福祉それぞれの分野における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に係る取組の実践経験を活かし、同システムの構築に係る取組が推進されるよう、都道府県等の担当者及び都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等に対し相談・助言・支援を行う。

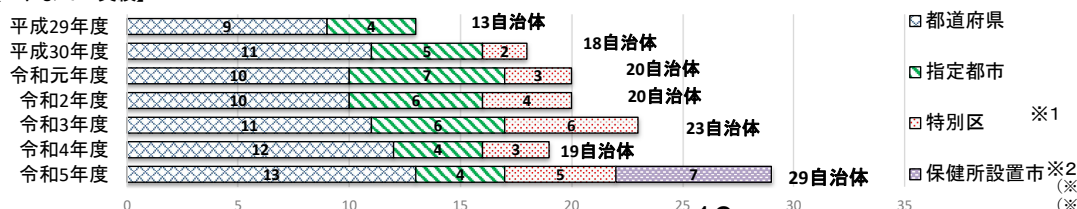
### <都道府県等密着アドバイザー・構築推進サポーター等>

○ 都道府県等の担当者及び広域アドバイザーと協力しながら障害保健福祉圏域及び市町村における課題解決に向けた具体的な相談・助言・支援を行う。

## 2.都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市の主な役割

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資する取組の実践
- 障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）や市町村の取組状況の把握、事業メニュー活用の検討
- 都道府県等密着ADの選定・国への推薦または構築推進サポーターの活用促進
- 全国会議への参加
- 事例集の作成等、当事業への協力

### 【これまでの実績】



(※1) 特別区は平成30年度より参加主体に追加  
(※2) 保健所設置市は令和5年度より参加主体に追加

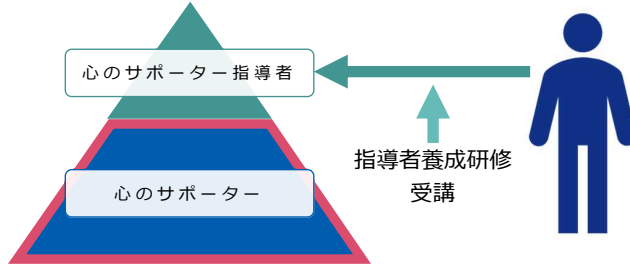


# 心のサポーター養成事業（令和3年度～）

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。※メンタルヘルス・ファーストエイドとは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。
- 今般、新型コロナウイルス感染症に係る心のケアの充実が求められている中、平時からの心の健康への対策や普及啓発は急務である。

## 心のサポーター養成の仕組み

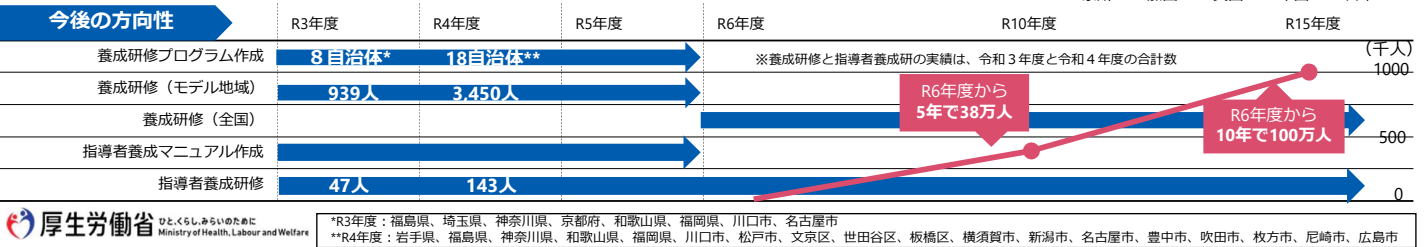
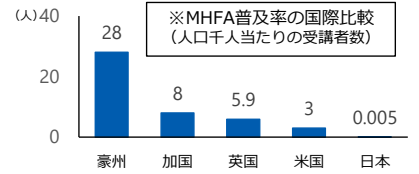
- ※心のサポーターの養成体制
- ◎心のサポーター指導者
    - 精神保健に携わる者
    - または心の応急処置に関する研修をすでに受講している者
    - 2時間の指導者養成研修を受講
  - ◎心のサポーター
    - 2時間の実施者養成研修を受講



- 医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等の精神保健に携わる者
- メンタルヘルス・ファーストエイド等の心の応急処置に関する研修を既に受講している者等

## 心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」（小学生からお年寄りまでが対象）  
⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた、  
**2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用**（座学+実習）



## 令和6年度以降の心のサポーター養成事業における事務局（国）の主な機能

### 都道府県、指定都市、特別区、保健所設置市（以下、都道府県等）が実施する、「心のサポーター養成研修」の支援

- 都道府県等からの事業実施の申請受理（既存補助事業の利用の有無に関わらず、実施の際は必ず申請が必要）
- 心のサポーター指導者（講師）の派遣調整
- 心のサポーター養成研修のプログラム及び運営マニュアルの配布
- 事業実施報告書の配付及び回収
- 認定証データの配付



### 市町村（保健所設置市を除く）における心のサポーター養成研修の支援

- 研修実施のノウハウ獲得や都道府県等との連携による開催推進の観点から、心のサポーター養成研修を実施希望する市町村を募集（全国で30自治体程度、4～5月頃に募集に関する連絡予定）
- 従前のモデル事業と同様に、講師派遣、教材の提供、認定証作成を事務局（国）が実施
- ※以下の内容は市町村の役割
  - 地域住民等への開催案内、参加申込受付、当日受付、出席状況の把握及び管理
  - 研修会場の手配及び準備
  - 研修資料及び認定証の配付

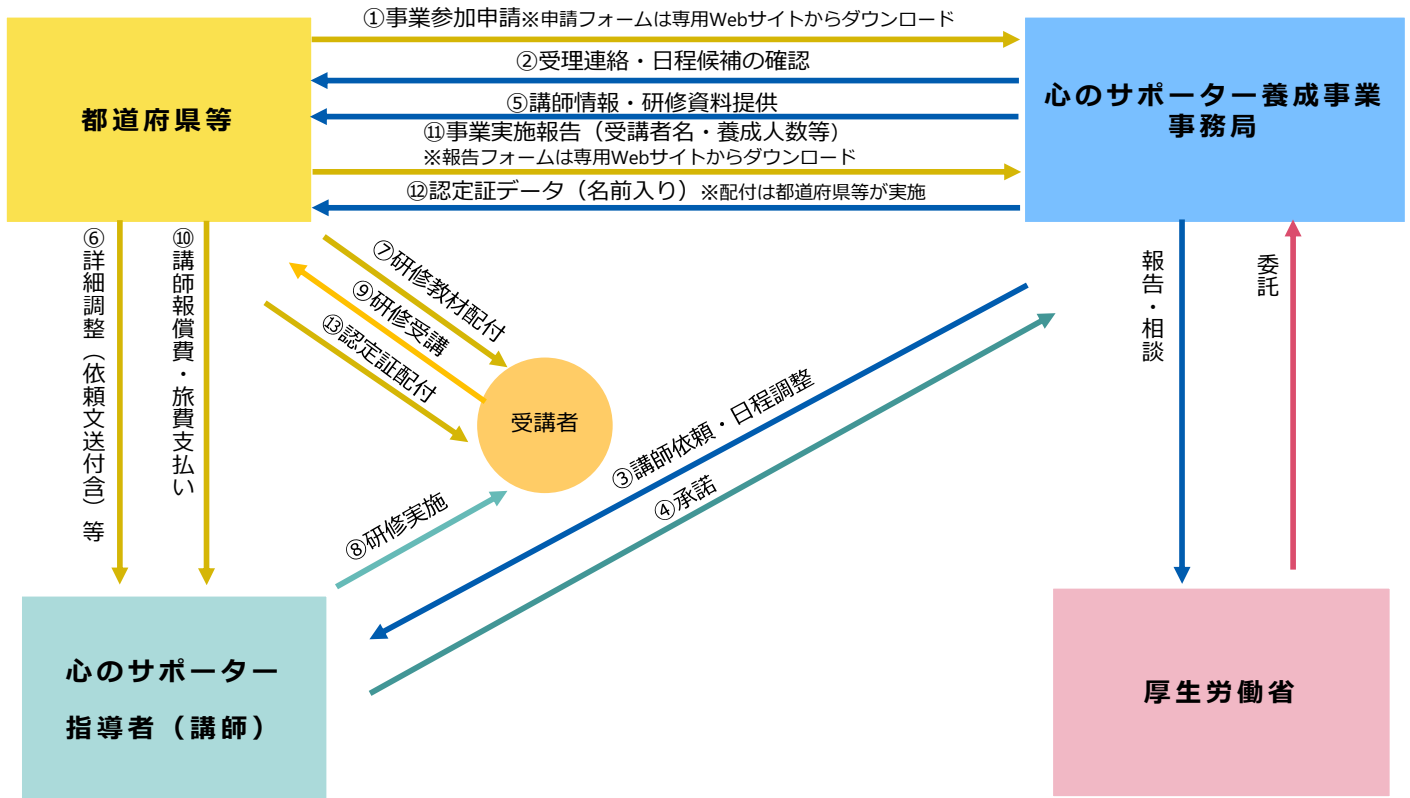
### 心のサポーター指導者養成研修の実施

- 引き続き、心のサポーター指導者の養成は事務局（国）が実施
- 年間8回程度の開催（専用Webサイトに開催案内掲載予定）

### 都道府県が実施する心のサポーター指導者養成研修の支援

- 安定して、心のサポーター養成を推進するためには、心のサポーター指導者の養成が重要であるという観点から、研修実施のノウハウ獲得に向け、都道府県主催する心のサポーター指導者養成研修を支援する。
- 募集自治体数：都道府県5自治体程度（各自自治体2回まで、1回につき30名程度）
- 講師の紹介（必要に応じ）、選択研修の管理
- ※以下の内容は都道府県の役割
  - 対象者への開催案内、参加申込受付、当日受付、出席状況の把握及び管理
  - 研修会場の手配及び準備
  - 研修資料及び認定証の配付
  - 研修講師に対する謝金及び旅費の支払い

# 令和6年以降の心のサポーター養成事業における都道府県等の役割





## 4. 精神科救急医療体制の整備について

### (1) 令和6年度精神科救急医療体制整備事業の実施について

精神科救急医療体制整備事業については、平成20年5月26日付け障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により実施しているところ。

精神科救急医療体制は、精神障害者等の地域生活を支えるための重要な基盤の一つであり、受診前相談や入院外医療により必ずしも入院による治療を要さない場合も念頭におきつつ、体制整備に取り組むことが重要である。

都道府県等においては、受診前相談や入院医療・入院外医療の提供といった精神科救急医療の提供に係る機能分化や、身体合併症対応の充実を図る観点から、一般の救急医療体制との連携強化などが必要とされているところであり、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進を図ることを基本的な考えとした精神科救急医療体制整備を推進されたい。

各都道府県、指定都市におかれては、令和6年度においても、本事業を通して、緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等が、迅速かつ適正な医療を受けられるよう、精神科救急医療体制の確保に引き続き努めていただきたい。



## 5. 心神喪失者等医療観察法の地域連携等について

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（以下「法」という。）は、平成 15 年 7 月に公布、平成 17 年 7 月に施行され、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った法対象者に対して、適切な医療を提供し、社会復帰の促進を図っているところである。

### （1）指定入院医療機関の現状

法に基づく指定入院医療機関の整備については、全国で予備病床を含め 800 床程度を目標として整備を進めてきたところ、令和 4 年度には、北海道及び福島県において、新たに指定入院医療機関が開棟したことから、35 箇所 856 床の整備（令和 5 年 4 月 1 日時点）が行われたところである。

### （2）地域処遇の円滑な実施のための指定通院医療機関の確保等について

法に基づく地域社会における処遇については、「地域社会における処遇のガイドライン」（平成 17 年 7 月 14 日障精発第 0714003 号。以下「ガイドライン」という。）に基づき行われているところであるが、より円滑に実施するためには、精神保健福祉に携わる関係者による地域処遇体制の更なる充実を図る継続的な取組が重要であると考えている。

医療計画（第 7 次）（平成 29 年 3 月 31 日閣議決定）に基づく「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」（平成 29 年 3 月 31 日医政地発 0331 第 3 号各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）で通知したとおり、入院医療において治療抵抗性統合失調症治療薬を使用している法対象者が円滑に退院できるよう、治療抵抗性統合失調症治療薬の使用可能な指定通院医療機関の一層の確保をお願いしたい。

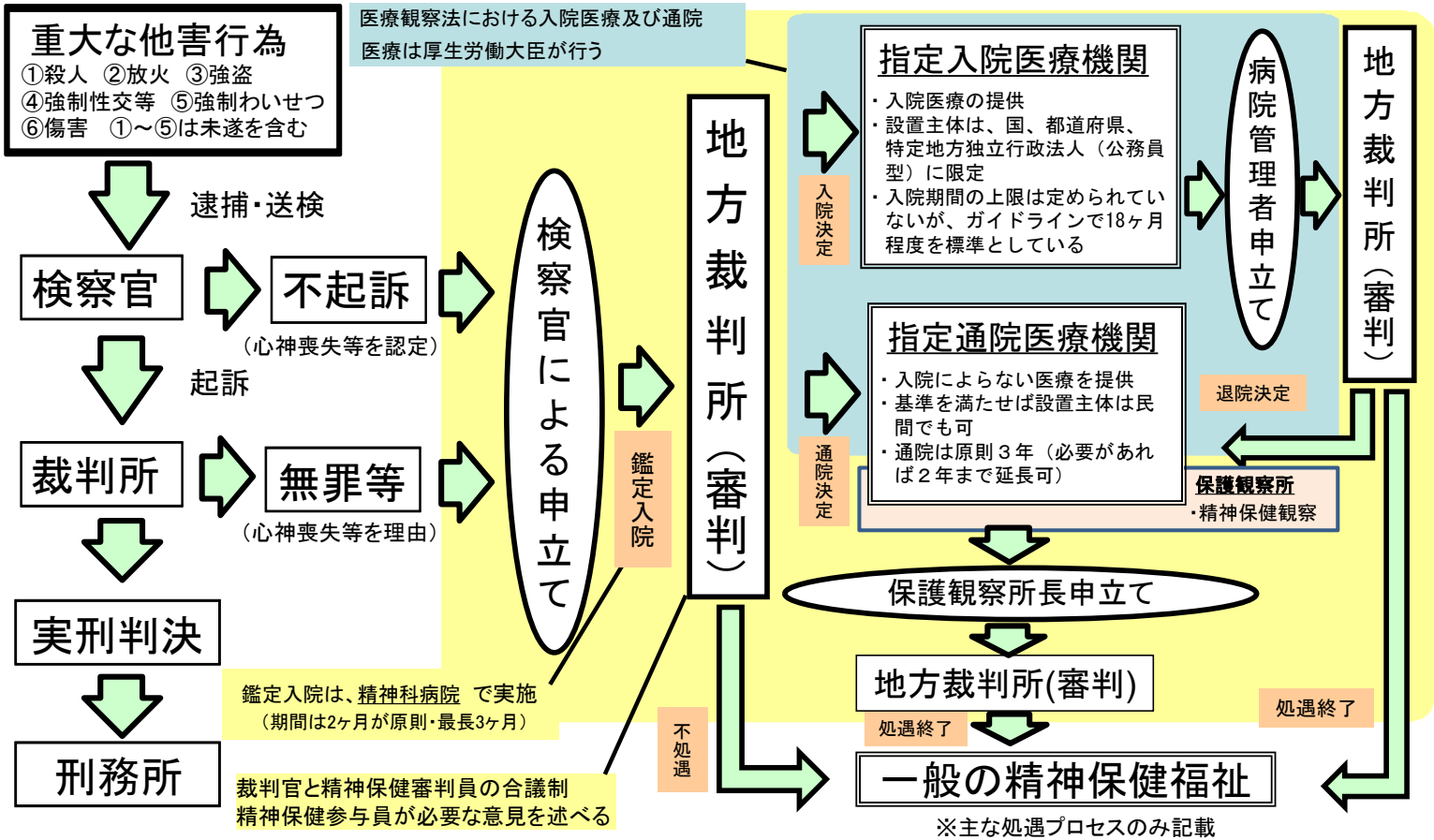
また、障害者基本計画（第 5 次）（令和 5 年 3 月 14 日閣議決定）に基づく法対象者に対する差別の解消が進むよう、地方厚生局や保護観察所と連携して、指定通院医療機関の推薦や障害福祉サービス事業所に対する普及啓発活動を行う等、引き続き法対象者の社会復帰の促進に向けて取り組んでいただくようお願いしたい。

そして、法対象者の処遇終了にあたっては、継続的に一般の精神医療及び精神保健福祉サービス等が必要に応じて確保されるよう、関係機関と相互に協議するなど、十分に配慮されたい。

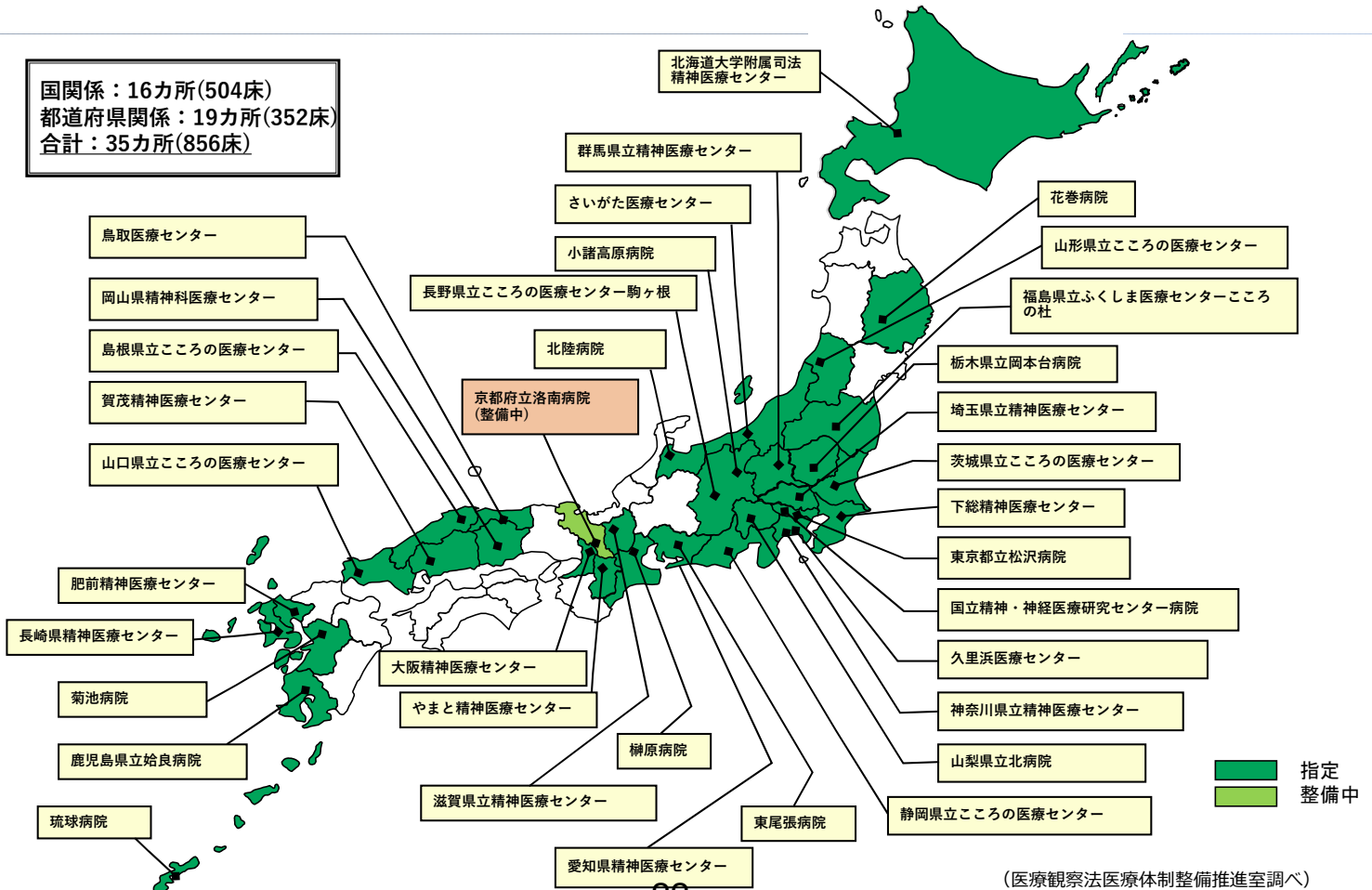
# 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）の仕組み

（制度は、法務省・厚生労働省共管） 平成15年7月成立・公布、平成17年7月15日施行

心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定する手続等を定めるもの。



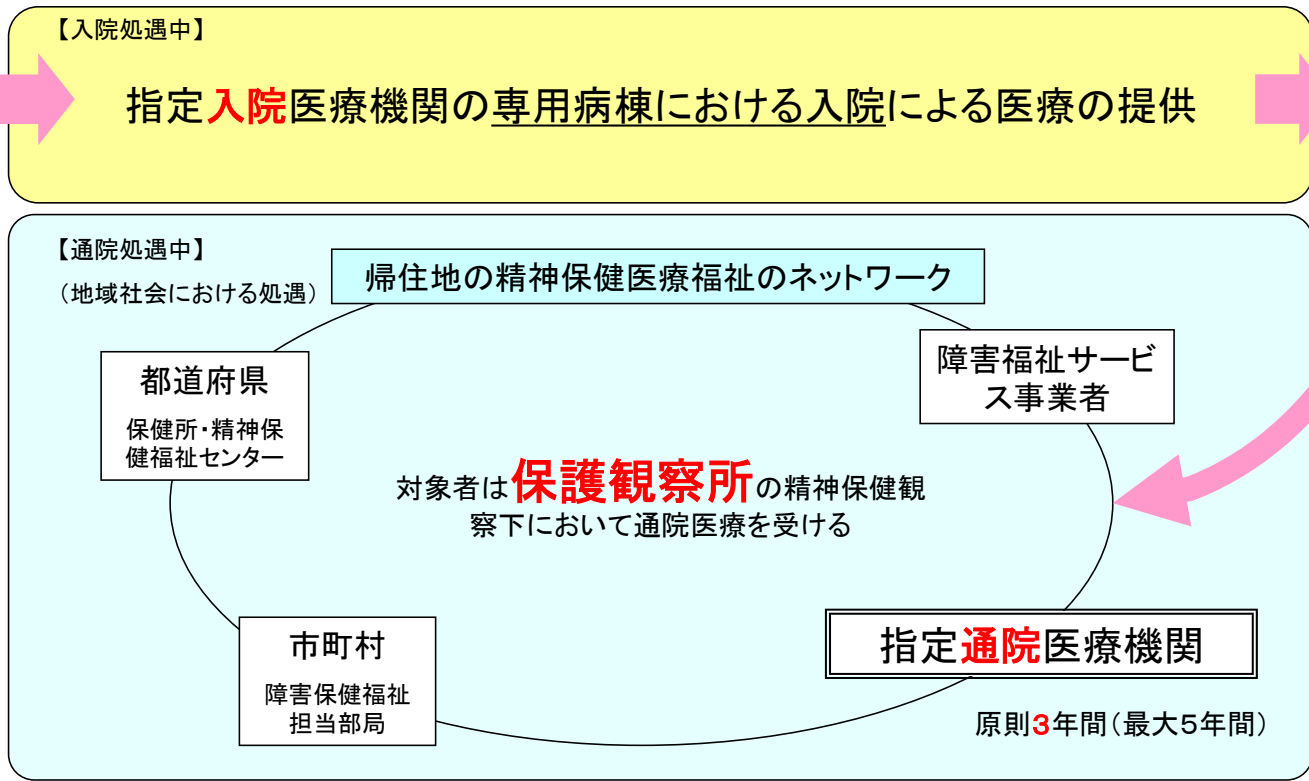
## 指定入院医療機関の整備状況（R5.4.1現在）



# 医療観察法に基づく入院から社会復帰の流れ

入院決定

退院決定



※ 通院期間終了後は、地域の精神保健医療福祉の枠組みに移行

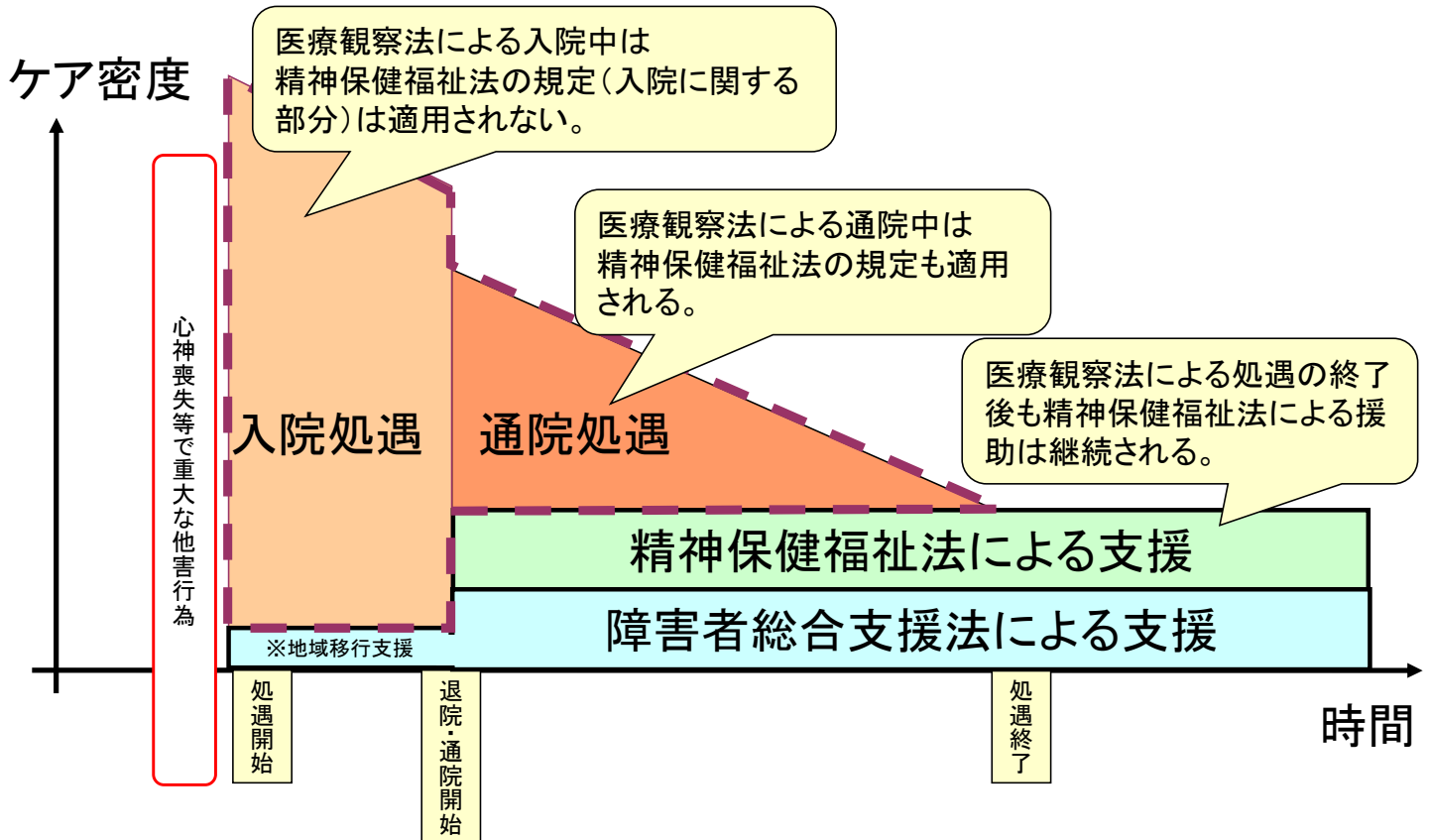
## 指定通院医療機関の指定の状況

令和5年4月1日現在

都道府県	必要数	病院	診療所	薬局	訪問看護	合計	都道府県	必要数	病院	診療所	薬局	訪問看護	合計
北海道	17	55	5	35	15	110	滋賀県	4	9	2	12	13	36
青森県	4	10	1	148	6	165	京都府	8	6	3	43	18	70
岩手県	4	9	1	15	5	30	大阪府	26	33	7	54	90	184
宮城県	7	14	3	20	13	50	兵庫県	17	22	2	11	30	65
秋田県	4	7	0	325	3	335	奈良県	4	5	0	13	11	29
山形県	4	8	2	11	4	25	和歌山県	3	8	2	8	6	24
福島県	6	11	2	171	6	190	鳥取県	2	5	0	106	1	112
茨城県	9	19	2	385	23	429	島根県	2	7	2	12	3	24
栃木県	6	11	0	11	11	33	岡山県	6	9	1	6	12	28
群馬県	6	6	1	152	5	164	広島県	9	9	1	9	10	29
埼玉県	21	24	9	115	52	200	山口県	5	9	1	13	5	28
千葉県	18	22	0	98	29	149	徳島県	2	7	3	4	5	19
東京都	37	26	16	53	107	202	香川県	3	4	0	8	2	14
神奈川県	26	21	12	34	37	104	愛媛県	4	10	0	5	5	20
新潟県	7	13	2	455	13	483	高知県	2	9	1	84	6	100
山梨県	3	3	0	3	5	11	福岡県	15	27	3	20	23	73
長野県	7	15	2	48	11	76	佐賀県	3	9	1	9	7	26
富山県	3	7	0	10	4	21	長崎県	5	10	0	8	9	27
石川県	4	5	2	8	4	19	熊本県	6	9	0	6	8	23
岐阜県	6	10	1	38	7	56	大分県	4	6	1	7	5	19
静岡県	11	18	0	19	9	46	宮崎県	4	9	0	2	3	14
愛知県	21	19	0	24	30	73	鹿児島県	5	17	1	4	4	26
三重県	6	11	0	3	8	22	沖縄県	4	13	2	10	10	35
福井県	2	7	0	42	2	51	合計	382	603	94	2,677	695	4,069

※ 「必要数」は、地域の基幹医療機関として、人口100万人あたり3カ所（各都道府県最低2カ所）の確保を目標に機械的に集計した数字  
 ※ 「必要数」には病院、診療所を含み、薬局、訪問看護ステーションは含まない。  
 (医療観察法医療体制整備推進室調べ)

# 医療観察法と精神保健福祉法との関係



※ 指定入院医療機関入院中から障害者総合支援法に基づく地域移行支援制度の活用は可能。

## 6. 障害支援区分の認定について

### (1) 障害支援区分の適切な認定の推進について

障害支援区分の認定事務については、全国一律の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行われる必要がある。

認定事務のさらなる適正化に向けて、国においては、標準的な研修資料の作成やフォローアップ研修の実施等を通じて、自治体の事務の支援に取り組んでいるところである。

制度の理解が進む中、二次判定における上位区分への変更割合は全国的に低下傾向にあり改善がうかがえるが、一部の自治体では全国平均と大きく乖離した状況がなお見られる。

改めて、管内市区町村に対し、制度の趣旨等を周知いただくとともに、都道府県主催の研修会への積極的な参加を呼びかけ、市区町村担当者、認定調査員及び市町村審査会委員に対して理解促進に努めるようお願いしたい。

国においては、引き続き各自治体で適正な事務が行われるよう、令和6年度も研修資料の改訂及び認定調査員フォローアップ研修の実施に取り組む予定である。

### (2) 障害福祉サービスデータベースの運用について

令和4年度に障害福祉サービスデータベースの運用が開始され、市区町村からの障害支援区分認定データの送付や、障害支援区分判定ソフトの運用に関する問い合わせの受付窓口を同データベースに一元化しているため、令和6年度中の認定データの送付等について引き続き留意いただきたい。

### (3) 進行性の障害の状態等を勘案した適切な障害支援区分の認定及び支給決定の推進について

令和4年12月16日に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の附帯決議において、「進行性の障害の状態を踏まえた必要な支援が受けられるよう、障害支援区分の認定や障害福祉サービスの支給決定に係る適切な運用を推進すること」とされた。

各自治体においては、これまでも障害の多様な特性や心身の状態等を勘案し、必要に応じて障害支援区分や支給決定を見直す等、本人のニーズにあった支援の提供に努めていただいているところ。

上記附帯決議を踏まえ、進行性の障害の状態も含め、本人の心身の状況の変化等を踏まえて、適切な障害支援区分の認定及び支給決定がなされるよう、改めてお願いする。



# 1 統計で見る障害支援区分の認定状況

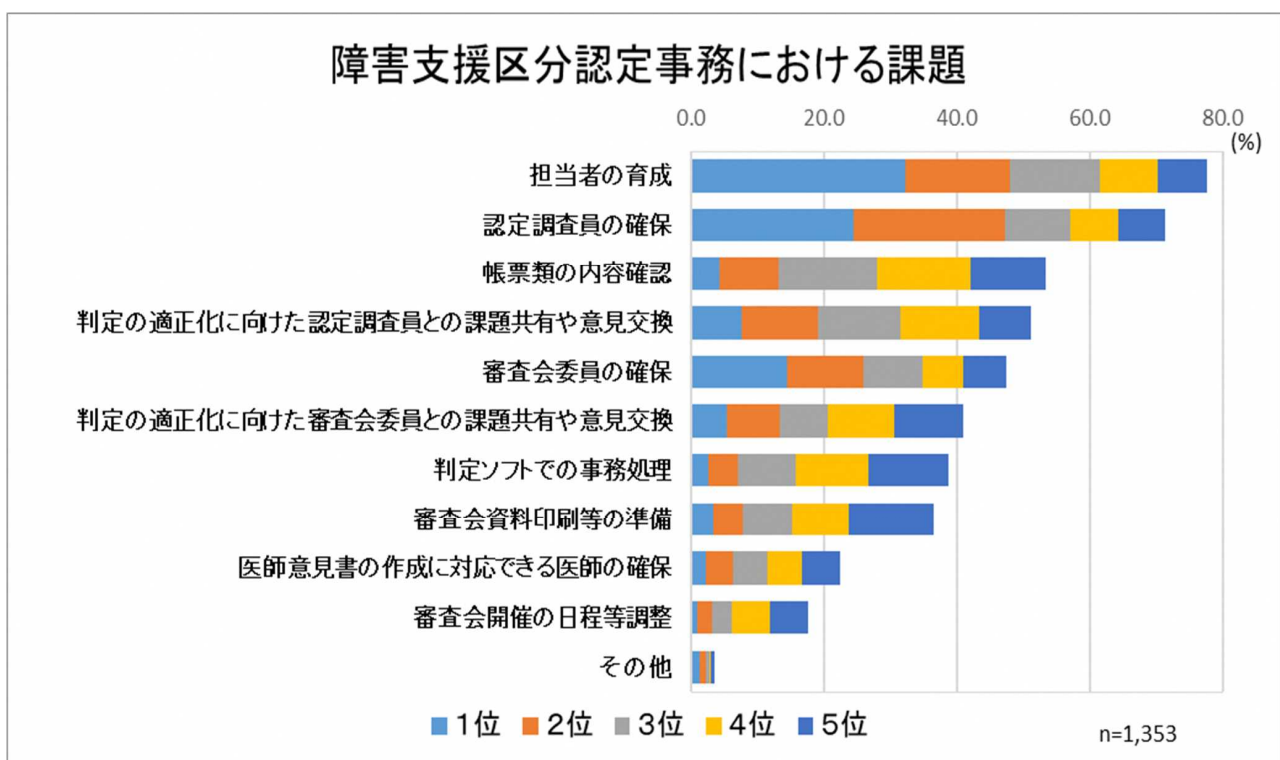
## 二次判定における上位区分への変更の割合【全国】

	対象期間	全体	身体障害	知的障害	精神障害	難病
障害程度区分	H23.10～H24.9	34.0%	17.9%	40.7%	44.5%	-
	H24.10～H25.9	34.9%	18.8%	42.0%	43.7%	24.9%
	H25.10～H26.6	34.5%	18.5%	41.4%	41.0%	19.9%
障害支援区分	H26.4～H26.9	10.5%	6.3%	11.1%	14.7%	7.9%
	H26.10～H27.9	9.4%	5.7%	9.7%	13.4%	8.3%
	H27.10～H28.9	8.6%	5.4%	9.0%	11.7%	7.3%
	H28.10～H29.9	7.9%	4.9%	8.7%	9.8%	6.4%
	H29.10～H30.9	6.8%	3.9%	7.4%	8.6%	5.7%
	H30.10～R1.9	6.4%	3.8%	7.0%	7.7%	5.2%
	R1.10～R2.9	5.8%	3.5%	6.5%	6.5%	4.4%
	R2.10～R3.9	5.2%	3.0%	5.9%	6.0%	3.5%
	R3.10～R4.9	4.8%	2.8%	5.4%	5.4%	3.9%

- 二次判定における区分の上位変更割合は、障害支援区分の施行後、全国的に低下傾向。
- 障害種別の差についても障害程度区分と比べ大きく改善しているが、依然として身体障害と知的障害・精神障害を比較すると差が見られる。

# 2 障害支援区分認定事務の課題（調査結果）

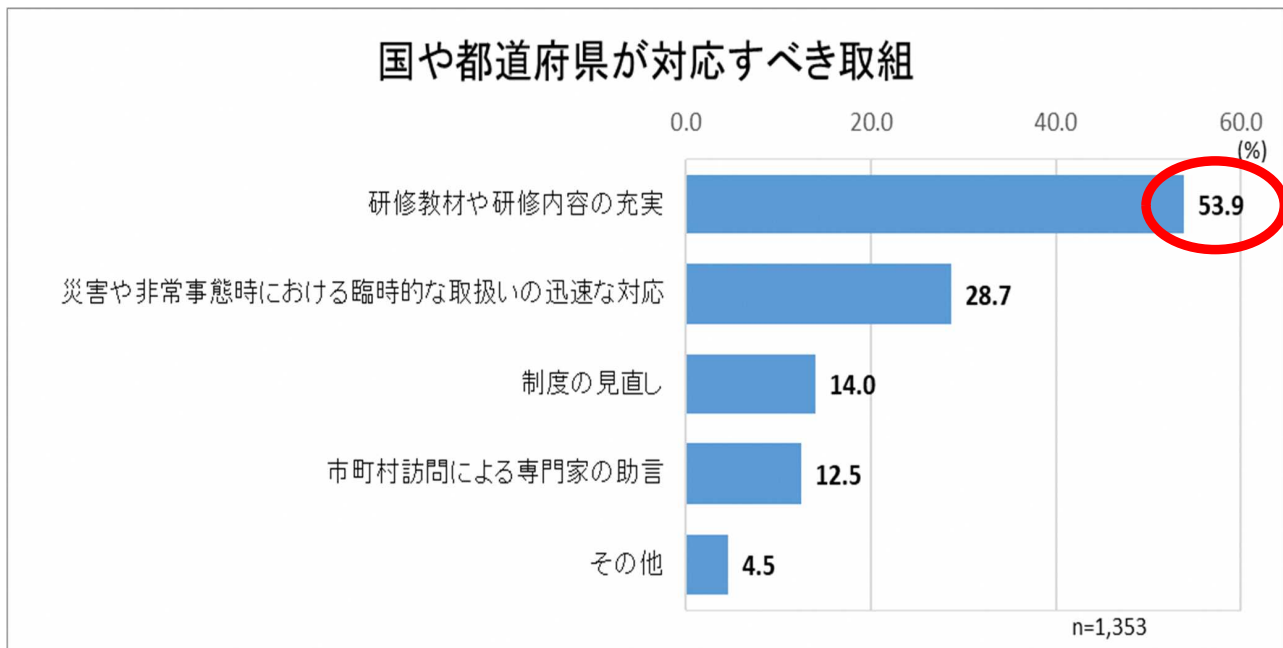
【令和2年度全国調査でわかったこと（市町村担当者の課題）】





## 2 障害支援区分認定事務の課題（調査結果）

【令和2年度全国調査でわかったこと（市町村担当者の回答）】



## 3. 障害支援区分認定の現状と課題（まとめ）

### 認定調査

- 調査項目の判断に迷う
- 特記事項の記載にバラつきがある(不足している)

### 認定調査員研修の改善

- 研修機会の充実(回数、定員、現任者向け等)
- 研修内容の工夫(事例を挙げて判断基準を確認する、特記事項の役割や書き方を理解する、障害種別ごとの理解を深める等)

### 医師意見書の作成

- 多忙で研修が受講できない
- 類似の書類作成が多い
- 記載内容が読みにくい

### 医師意見書作成の研修の改善

- 研修機会の確保(医師が参加しやすい設定)
- 医師意見書の役割や書き方のポイントを伝える

### 市町村審査会の運営

- 法令や判断基準に基づかない審査判定の可能性
- 合議体によるバラつき

### 市町村審査会委員研修の改善

- 研修機会の確保(参加しやすい設定)
- 審査の手順や判断基準(マニュアル)の確認

### 市町村事務局の役割

- 担当者の育成が課題
- 認定調査員・審査会委員の確保が困難
- 審査会、調査員の連携の要

### 市町村担当者に向けた取組

- 関係法令、審査会運営要領の理解と徹底
- 事務局による審査会(議事)への適切な介入や認定調査員へのフォロー(フィードバック)の実施を促す

## 4. 今後の国の取組

### ① 研修資料の改訂及びフォローアップ研修の実施

- ・ 都道府県主催研修資料の改訂（9月以降）
- ・ フォローアップ研修の実施（9月～12月）

### ② 認定データ及び判定ソフト

- ・ 難病の追加に伴う判定ソフトの改修と市区町村への提供（予定）
- ・ 判定ソフト関係のヘルプデスクの設置
- ・ 認定データの集計及び分析

### ③ その他

- ・ 障害福祉サービスデータベースの運用  
⇒判定ソフト関係のヘルプデスク及び認定データの収集の受付窓口は、同データベースに一本化（継続）

## 7. 公費負担医療等のオンライン資格確認について

### (1) 公費負担医療等のオンライン資格確認について

現在、政府においては、厚生労働省、デジタル庁及びこども家庭庁その他関係省庁で連携の上、「医療 DX の推進に関する工程表」（令和 5 年 6 月 2 日第 2 回医療 DX 推進本部決定）及び規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）に基づき、法律に基づく公費負担医療制度と地方公共団体の医療費助成事業について、マイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とするための取組を進めている。今後、令和 6 年 12 月に予定するマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向けて、国民にマイナンバーカードの利便性をさらに実感いただき、マイナ保険証の利用率の向上につなげていくためにも、令和 6 年度は、医療費助成に係るオンライン資格確認の先行実施事業への参加自治体・医療機関・薬局の拡大をはかりたいと考えている。

### (2) 「公費負担医療制度関係手続電子化システム改修事業」について

デジタル庁及び厚生労働省において、同事業に参加する医療機関・薬局等に対する支援も含め、令和 5 年度補正予算において、必要な予算を確保している。

精神・障害保健課においては、自立支援医療にかかる「公費負担医療制度関係手続電子化システム改修事業」の予算を確保し、医療機関・薬局が PMH と情報連携するために必要なレセコン改修に対する補助を行う。各自治体におかれては、当該事業への参加をお願いしたい。

## 公費負担医療制度等に関する現状の課題

### 医療DX推進に向けた全体の課題

- 医療DXの推進に関する工程表(2023年6月2日)において、「関係機関や行政機関等の中で**必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みを整備**し、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、**介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を共有**していく。」と整理している
- 一方で、自治体ごとに基幹システムの仕様や標準化に向けての対応状況は様々であり、**公費医療費助成や予防接種、母子保健等の施策の業務要件は異なっている**
- 現状に応じた情報連携の方式を考え、**機能の整備を通して医療DXを推進**することが必要である

### 施策ごとの課題

#### <公費医療費助成>

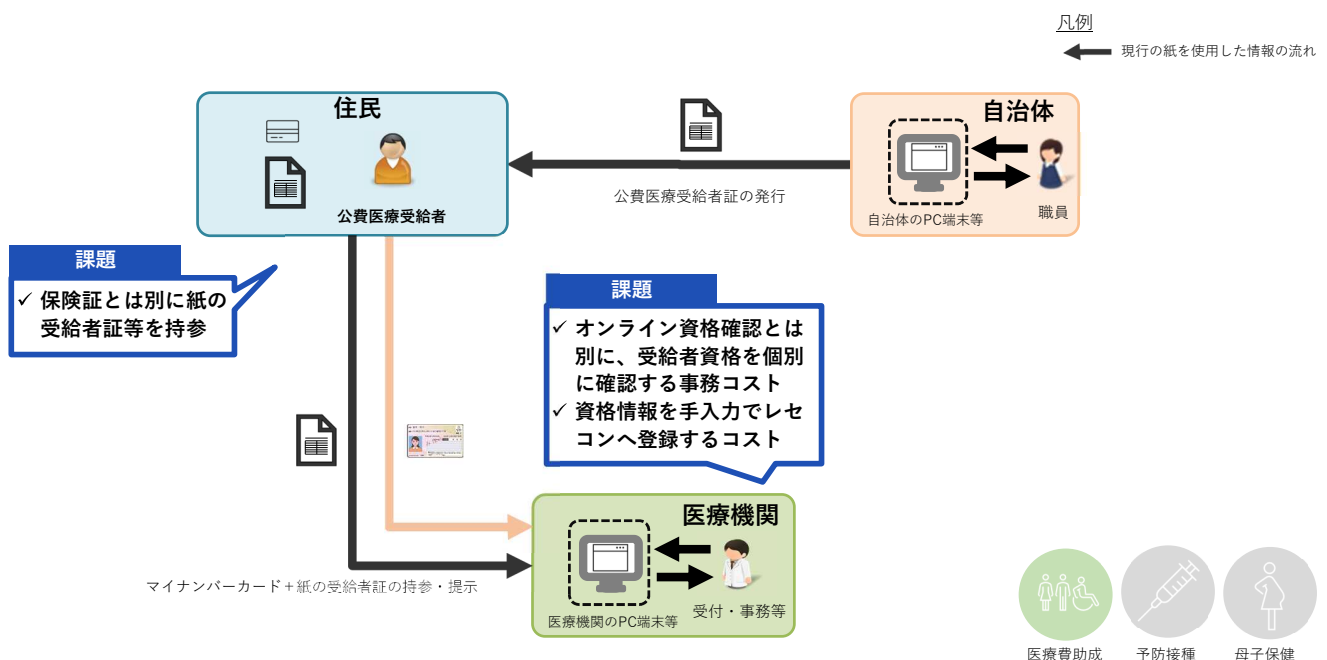
- 国民 : 保険証とは別に紙の受給者証等を持参しなければならない
- 自治体 : 申請・更新、転入・転出や、助成に係る請求等に関する事務コストがかかる
- 医療機関: オンライン資格確認とは別に、資格を個別に確認する事務コストがかかる 等

#### <予防接種・母子保健(乳幼児健診等)>

- 国民 : 予診票・問診票を何度も手書きしなければならない  
健診結果や接種記録を、タイムリーに確認することができない
- 自治体 : 健康管理システムへの情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストがかかる
- 医療機関: 紙による費用請求に対する事務コストがかかる 等

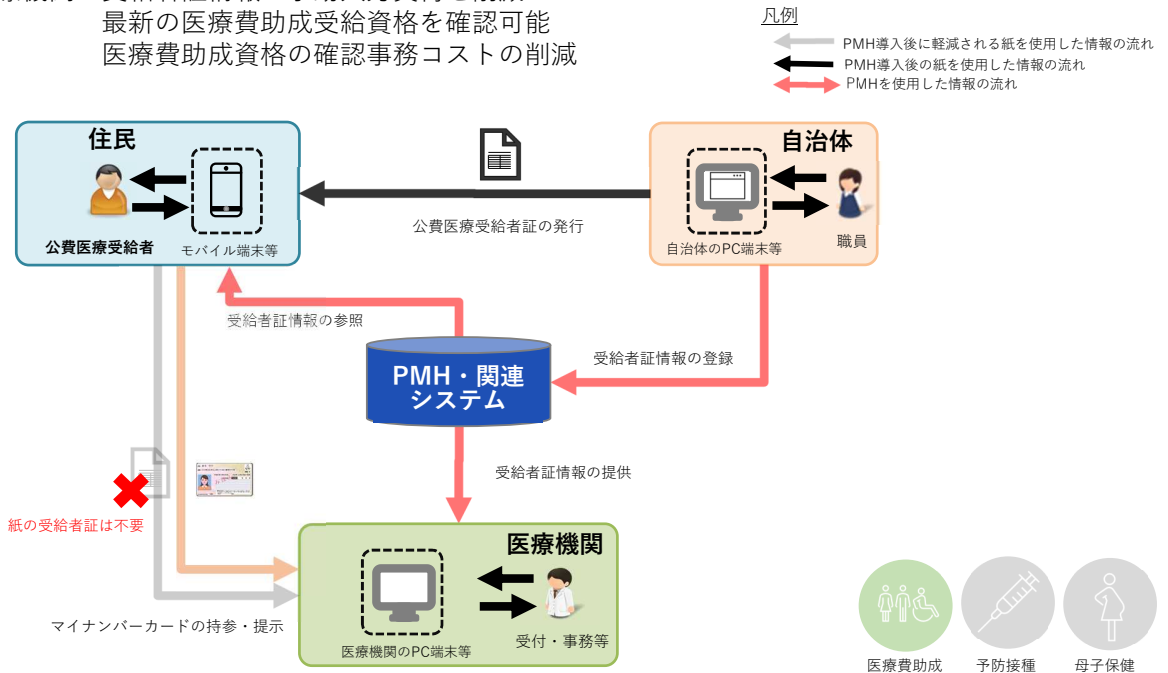
## 現行の医療費助成事務フローの課題

- 紙の受給者証には、以下のような課題がある。

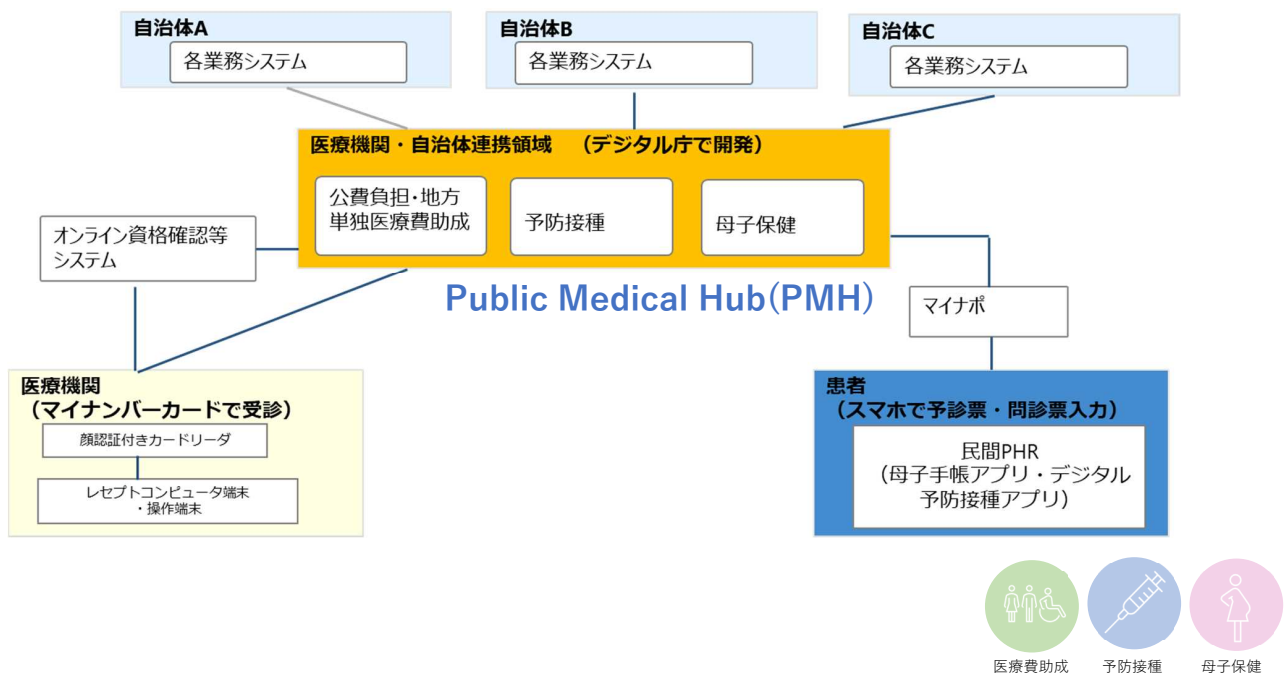


## PMH導入後の医療費助成業務全体像

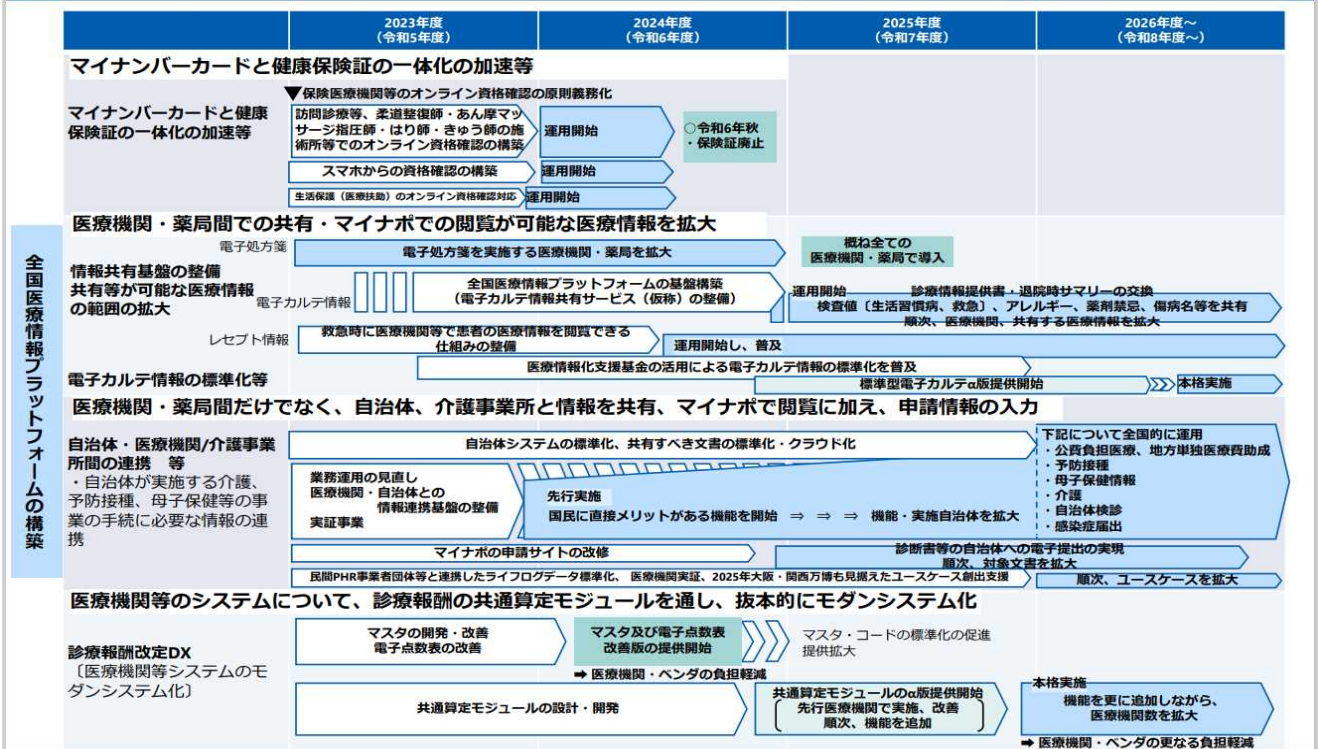
- PMHで医療証を連携することで、以下のメリットがある
  - 国民：紙の受給者証の持参の手間が軽減し、紛失リスクや持参忘れ、再来院を防止
  - 自治体：正確な情報に基づき医療機関等からの請求が行われる。住民の利便性向上に資する。
  - 医療機関：受給者証情報の手動入力負担を削減  
最新の医療費助成受給資格を確認可能  
医療費助成資格の確認事務コストの削減



## (参考) 自治体・医療機関の情報連携基盤 (システム構成図)



### 医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



(出典) 内閣官房 第2回医療DX推進本部 (令和6年6月2日)

デジタル庁による自治体向け説明会(令和5年12月26日)  
資料より抜粋

### 令和5年度 先行実施事業の概要

- 国の公費負担医療(難病等)や地方単独の医療費助成(こども医療費等)、予防接種や母子保健(健診)について、マイナンバーカードを活用したデジタル化の取組を今年度から先行的に実施すべく、参加自治体の公募を行った。
- 公募の結果、合計で16自治体・87医療機関等(※)を採択することとし、今後、今年度中の事業開始に向けシステム開発などを進めていく。  
 ※ 内訳は、(医療費助成)5自治体・32医療機関等、(予防接種)9自治体・56医療機関、(母子保健(健診))9自治体・19医療機関  
 (1自治体、1医療機関が複数分野を実施する場合を含む)

#### 【メリット】

##### (医療費助成)

- マイナンバーカードを受給者証として利用し、医療機関で受診できるようにする(予防接種・母子保健(健診))
- 事前に予診票や問診票をスマホ等で入力し、マイナンバーカードを接種券・受診券として利用できるようにする
- マイナポータルから、接種勧奨・受診勧奨を行い、接種・健診忘れを防ぐとともに、接種履歴や健診結果がリアルタイムでマイナポータル上で確認できるようにする





# 令和5年度補正予算とシステム改修の概要（一覧）

デジタル庁による自治体向け説明会（令和5年12月26日）  
資料より抜粋

対象	自治体(医療費助成)システム	医療機関等システム
事業名	医療費助成・予防接種・母子保健等に係る情報連携システム先行実施事業（令和5年度補正予算 24.6億円） ※ 約400団体を想定	医療機関・薬局でのマイナンバーカードの利活用推進事業（令和5年度補正予算 42.1億円） ※ 約2～3万施設を想定（診察券対応を含めると約5万施設） ※ 国の公費負担医療(難病・小慢・障害)については、厚生労働省においても予算を確保。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の各業務システムから資格情報をPMHに提供するための各業務システムの改修に要する費用等を実証事業として国が負担（実証事業と位置付け、基準額の範囲内で全額国費負担することを想定しているが、詳細は今後検討。）</li> <li>令和5年度先行実施事業と同様に、国と自治体システム運用事業者との直接契約を想定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関等のシステム(レセプトコンピューター)において、PMHから資格情報を受け取るための改修に対して一定割合で補助。</li> <li>上記以外に、診察券をマイナンバーカードへ一体化するため必要な再来受付機やレセプトコンピューターの改修も対象経費とする。</li> <li>令和5年度先行実施事業と異なり、医療機関・薬局への補助（国と医療機関システム運用事業者との直接契約ではない）。</li> <li>※ 厚生労働省の補助金は、基準額を定めた定額補助(自治体への間接補助(10/10))</li> </ul>
システム改修の内容	PMHの利用にあたり、地方公共団体において必要な対応は、以下2点を想定している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>データ連携改修 既存業務システムで保有する受給者証情報（資格情報）をPMH連携用データとして指定の宛先に出力するための改修</li> <li>既存ネットワークの設定変更 既存のマイナンバー利用事務系ネットワークからLGWAN又は他の閉域網を経由してPMHへ接続するための既存ネットワーク機器の設定変更</li> </ul>	PMHからオンライン資格確認端末に提供される医療費助成の資格情報をレセプトコンピューターにおいて読み込み、自動反映させるとともに、レセプトコンピューターの画面上に反映するための改修

## 令和5年度補正予算 （自立支援医療）

施策名：公費負担医療制度関係手続電子化システム改修事業

令和5年度補正予算：1.9億円

障害保健福祉部  
精神・障害保健課  
(内線3057)

### ① 施策の目的

- 自立支援医療において、マイナンバーカードを受給者証としても利用し、マイナンバーカードの利便性を国民に早期に実感いただくことを目的とする。

### ② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

### ③ 施策の概要

- 令和5年度から、自立支援医療等の公費負担医療や子ども医療費等の地方単独の医療助成制度では、マイナンバーカードを受給者証として利用するための、医療機関・薬局及び自治体との情報連携基盤（PMH）の試行版の開発と実証事業を実施（令和5年度当初分はPMHの開発等が主であることから、デジタル庁で実施）
- 来年秋の保険証廃止に向け、取組を加速するため、先行実施自治体を拡大すべく、実証事業に参加する医療機関・薬局及び自治体を拡充することとし、自立支援医療の実証に参加する医療機関・薬局がPMHと情報連携するために必要なレセコン改修を実施する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

補助対象経費 ※具体的な要件は検討中。

マイナンバーカードと一元化するためのシステム（レセコン）改修に要する費用

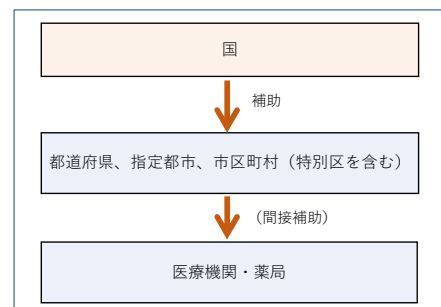
#### 実施主体

都道府県・指定都市・市町村（特別区を含む）  
※間接補助事業者として医療機関・薬局

#### 補助割合

10/10

※デジタル庁のPMHの事業への参加自治体を対象とする予定  
※基準額（案）  
病院 1,000千円  
診療所 300千円  
薬局 300千円



### ⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- 自立支援医療の受給者証を提示することなく資格確認が可能になり、患者や医療機関・薬局での利便性が向上。
- 自治体における紙の受給者証の発行等に関わる業務の削減。

## 8. 依存症対策について

### (1) 依存症対策の総合的な推進について

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策については、依存症対策全国センターとして（独）国立病院機構久里浜医療センターを指定し、地域における依存症の相談対応・治療等の指導者の養成や依存症回復施設職員への研修、専門医療機関・相談機関等に従事する関係者の全国会議の開催、依存症のポータルサイトによる情報提供等に取り組んでいる。

都道府県及び指定都市においては主に、

- ・ 精神保健福祉センター及び保健所における相談支援と、地域での連携体制の構築
- ・ 依存症に係る医療や相談支援に従事する者への研修の実施による地域における人材育成
- ・ 依存症の相談拠点の設置並びに依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定と、それらの医療機関での治療を中心とした切れ目のない支援
- ・ 依存症問題に取り組んでいる自助グループ等民間団体への支援などに取り組んでいただいている。

引き続きこれらの取組をお願いするが、特に依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定については、アルコール、薬物、ギャンブル等の各依存症について、全都道府県及び指定都市において指定済となるよう、また、相談拠点や専門医療機関等がすでに1箇所以上指定されている都道府県・指定都市におかれては、さらなる追加の設置・選定をお願いする。

また、令和6年度予算案では、

- ・ 依存症対策全国センターにおいて、地域における治療等の指導者の養成、情報発信、調査研究
- ・ 依存症対策地域支援事業（地方自治体向け補助金）において、地域における依存症の予防、相談、治療、回復の支援体制の整備と充実等を盛り込んでいる。

都道府県及び指定都市のみならず、保健所設置市におかれても依存症対策地域支援事業を積極的に御活用いただき、地域での医療・相談支援体制の整備や、相談支援従事者や医療機関従事者を対象とした専門研修の実施、福祉・医療・司法・消費生活・民間団体などの関係機関の連携強化、民間団体支援の充実に向けて引き続き取り組んでいただきたい。

同事業では、「地域連携等による依存症早期発見・早期対応、継続支援モデル事業」を引き続きモデル事業として実施予定であることから、補助金の活用について積極的に検討いただきたい。

また、依存症の相談支援や治療の継続等には、患者や家族の自助グループ等の果たす役割が大きいため、地域生活支援促進事業（アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業、薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援



事業及びギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業)を積極的に御活用いただき、地域で活動する民間団体との連携強化及び民間団体への活動支援をお願いする。

## (2) アルコール健康障害対策について

令和3年度から開始した第2期アルコール健康障害対策推進基本計画(令和3年3月閣議決定)(以下、「第2期計画」という。)においては、重点課題として、相談から治療、回復支援までの切れ目のない支援体制の整備を掲げており、連携体制構築の指標として、都道府県等の地域における関係機関の連携のための会議を定期的を開催することを目標としている。各都道府県・政令指定都市におかれては、包括的な連携協力体制を構築の上、依存症者やその家族の方々が早期に必要な治療や支援が受けられるように、地域の実情に応じた取組をお願いする。特に、第2期基本計画においては、福祉事務所、地域包括支援センター、地域生活支援の従事者等に対し、アルコール健康障害に関する研修等を行うことにより、相談・連携の強化を図ることとされており、より広くきめこまかい連携ネットワークづくりをお願いする。

なお、第2期計画の基本的施策として、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進を図るため、「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を作成したところである。ガイドラインでは、①アルコールの代謝と飲酒による身体等への影響、②飲酒量(純アルコール量)、③飲酒に係る留意事項を記載しており、お酒に含まれる純アルコール量に着目して、自分に合った飲酒量を決めて、健康に配慮した飲酒を心がけることが重要であると考えている。厚生労働省としては、今年度内に周知啓発用のリーフレット等を作成予定であるが、都道府県等においても、それらを管内におけるアルコール健康障害の発生防止のための広報・啓発資料として御活用いただくようお願いする。

## (3) 薬物依存症対策について

再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「第二次再犯防止推進計画(令和5年3月閣議決定)」や「第六次薬物乱用防止五か年戦略(令和5年8月薬物乱用対策推進会議決定)」の中で、薬物依存症者対策への取組として、薬物依存症治療の専門医療機関及び相談支援窓口の充実、医療・福祉関係者の人材育成、民間団体の活動支援の充実などが掲げられているため、これらの取組の推進に向けて御尽力をお願いする。また、相談機関や専門医療機関について、薬物依存症の方が不安を抱くことなく相談しやすい体制構築を進め、管内においても幅広く周知を図るよう努めていただきたい。

#### (4) ギャンブル等依存症対策について

令和4年3月に策定されたギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づく関連施策の推進が求められている。同計画に基づき、各都道府県・指定都市において、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制を構築するための「ギャンブル等依存症対策連携会議」の設置及び開催をお願いしているところであるが、ギャンブル等依存症関連問題に特有の債務問題の相談機関との連携を視野に入れた支援体制の構築、強化についても引き続きお願いする。

#### (5) 依存症に関する普及啓発について

第2期アルコール健康障害対策推進基本計画では、「アルコール依存症が疑われる者の推計数とアルコール依存症で医療機関を受診した患者数との乖離（いわゆる治療ギャップ）の指摘があり、アルコール健康障害の当事者やその家族がより円滑に相談や治療等に結びつくように支援を推進することが求められる」とされている。

令和5年度に内閣府が実施した「アルコール依存症に対する意識に関する世論調査」の結果が公表され、同調査では飲酒とアルコール依存症との関係について、「アルコール依存症は飲酒をコントロールすることができない精神疾患である」と回答した者が約8割となっており、アルコール依存症について概ね正しく理解されていることが明らかとなった。アルコール依存症のみならず、薬物やギャンブル等依存症についても、引き続き、誤解や偏見をなくし、適切な治療や支援につなげることを目的に、依存症に関する知識の普及啓発が引き続き重要である。

厚生労働省では、著名人を起用したイベントやシンポジウムの開催、メディアやインターネットを活用した情報発信など、広く一般国民を対象とした普及啓発事業を行っている。

各自治体におかれても、こうした取組を参考としつつ、各地域の相談窓口や医療機関の一覧を広報する等、地域の実情に応じた依存症に関する普及啓発活動に積極的に取り組まれるよう、お願いする。

また、依存症に関する普及啓発の「アウェアネスシンボルマーク」を作成し、依存症に対する治療・回復への応援の意思を表明する象徴として広く展開しており、各自治体におかれても、啓発活動等でご活用いただきたい。

【依存症の理解を深めるための普及啓発事業 特設サイト】

<https://izonsho.mhlw.go.jp/>

#### (6) その他

ゲームに関連する問題については、精神保健以外の問題や併存する他の問題も含め依存症という名称で幅広く使用される傾向にあり、また、精神保健福祉センター等にも相談が寄せられている状況にあるが、相談対象が子ども

も・若者の場合は、家庭問題や学校問題等が複雑に存在している可能性にかんがみ、相談内容や背景に応じて適切な機関（子ども・若者総合支援センター、児童家庭支援センター、ひきこもり地域支援センター、発達障害支援センター、児童相談所、地域若者サポートステーション、教育委員会及び教育相談機関等）と連携、または引継をして、相談支援が行われるようお願いする。









## 依存症対策地域支援事業（つづき）

### （５）普及啓発・情報提供事業

依存症はだれもがなりうる「疾病」であること等、正しい知識を周知するための普及啓発を行う。また、依存症相談拠点の周知、各種情報の収集・提供、小冊子やリーフレット等の作成・配布、市民向けフォーラム等の開催などを実施する。

### （６）依存症の治療・回復支援事業

精神保健福祉センター等において、SMARPPをはじめとした回復プログラムを実施する。

### （７）依存症患者の家族支援事業

精神保健福祉センター等において、家族に対する支援プログラムの実施や家族会の開催、相談支援等を行う。

### （８）受診後の患者支援事業

専門医療機関等において、専門職員を配置し、民間支援団体と連携した依存症患者に対する効果的な支援を行う。

### （９）地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業

地域における依存症のスクリーニングやカウンセリング、専門医療機関への紹介を行うとともに、自助グループ、併発している他の病気の治療機関、同時に抱えている問題の支援機関等へのつなぎを行い、地域での連携による依存症患者の早期発見から、早期対応、地域資源への接続、継続的なサポートを一貫して実施する。

### （１０）精神科救急・依存症医療等連携事業

医療・相談支援体制を整備し、精神科救急医療施設等との連携を推進

## 受診後の患者支援事業

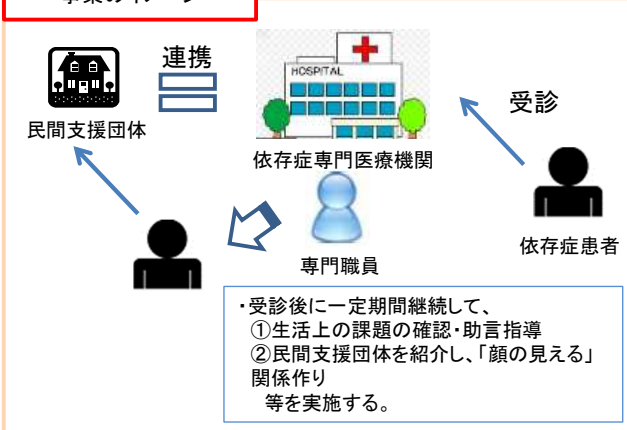
### 概要

依存症は適切な治療や支援により、回復可能な疾患であるが、支援を行う民間支援団体と連携した医療機関が十分でない。本事業では、依存症専門医療機関において、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療機関の受診後又は退院後の依存症患者に対して、自助グループ等の民間支援団体と連携しながら、医師の指示の下、依存症患者が回復できる環境を整えるなどの継続的な支援を実施する。

#### （専門職員の具体的な業務）

- 依存症の背景にある生活上の課題に係る状況確認や助言指導
- 回復に資する地域の社会資源（民間支援団体や精神保健福祉センター等の相談機関等）の情報提供
- 依存症患者と民間支援団体の支援者との「顔の見える」関係作り
- 民間支援団体との繋がりなどの定期的な確認等

#### 事業のイメージ



#### <目指していく方向性>

事業を通じて、民間支援団体と連携する専門医療機関が増加し、継続的な支援を依存症患者が受けることにより、依存症から回復する者が増加する。

# 受診後の患者支援事業実施自治体（R5年度）

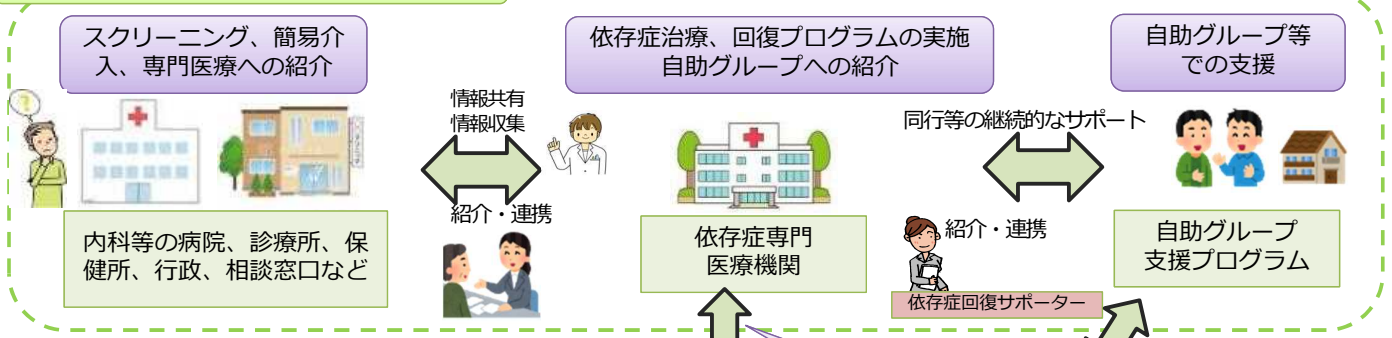
NO	自治体名	実施機関
1	宮城県	医療法人東北会 東北会病院
2	東京都	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
3	神奈川県	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター
4	岐阜県	医療法人杏野会 各務原病院
5	静岡県、静岡市、浜松市	医療法人十全会 聖明病院
6	静岡県、静岡市、浜松市	医療法人社団進正会 服部病院
7	愛知県	医療法人成精会 刈谷病院
8	三重県	独立行政法人国立病院機構 榊原病院
9	三重県	三重県立こころの医療センター

## 地域連携等による依存症早期発見・早期対応、継続支援モデル事業

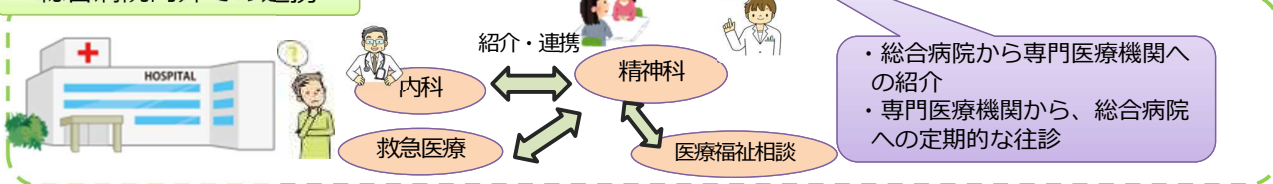
依存症対策においては、関係機関の連携不足等により依存症患者や家族が治療や支援につながらないことが課題であり、地域の関係機関の連携や総合病院内での診療科連携等を促進することにより、依存症患者を早期に発見し、適切な治療、支援に確実に結び付けることが重要である。

このため、地域連携等による依存症患者の早期発見から、早期対応、地域資源への接続、継続的なサポートに至る一貫した形でのモデル事業を創設し、全国的な展開にむけた事例の収集や課題の抽出を行う。

### 地域内での連携（保健所単位を想定）



### 総合病院内外での連携



○補助率：10/10

○補助対象：一連の対応に係る費用（スクリーニング等）、関係機関（部署）による情報共有に係る費用（会議等）、情報共有・収集やニーズ把握を行うリエゾンに係る費用（人件費等）、連携促進に要する費用（移動費等）、自助グループへの同行等の継続的なサポートに係る費用、同サポートに対する研修費用 等

# 地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援 モデル事業実施自治体(R5年度)

NO	自治体名	実施機関
1	神奈川県	学校法人北里研究所 北里大学病院
2	京都府	安東医院
3	大阪府	医療法人和気会 新生会病院
4	広島県	瀬野川病院
5	広島県	呉みどりヶ丘病院
6	佐賀県	佐賀県精神保健福祉センター
7	沖縄県	沖縄リハビリテーションセンター病院
8	沖縄県	沖縄協同病院
9	横浜市	横浜市立大学附属市民総合医療センター

## 依存症に関する問題に取り組む民間団体支援

地域で活動する民間団体

支援

依存症に関する問題に取り組む民間団体事業  
(令和6年度予算案 地域生活支援事業等の内数)

- 地域で依存症問題に取り組む民間団体が実施する依存症対策を推進
- 地方自治体から団体への支援（うち国が1/2補助）
- 補助対象例
  - (1) ミーティング活動  
依存症者やその家族が悩みを共有することや情報交換ができる交流活動。（会場提供など）
  - (2) 情報提供  
依存症を抱える者やその家族の問題解決に資する情報提供。（リーフレット作成経費など）
  - (3) 普及啓発活動  
依存症に関する普及啓発活動。（刊行物発行に要する費用援助など）
  - (4) 相談活動  
依存症に関する問題の相談を受ける活動。（会場提供や相談専門家への謝金など）

※補助額の上限額を設定したり、事業費の1/2のみ補助（団体が1/2負担）とする自治体も見られるが、より支援を推進することが望ましい。

依存症問題に取り組む民間団体への支援＜自治体→地域の活動団体＞  
 （地域生活支援促進事業（令和4年度）を実施する都道府県・指定都市）

	アルコール	薬物	ギャンブル等
北海道			
青森県			
岩手県	○		
宮城県	○	○	○
秋田県			
山形県			
福島県			○
茨城県			
栃木県	○		
群馬県		○	
埼玉県	○	○	○
千葉県			
東京都			
神奈川県	○		
新潟県	○		
富山県			
石川県			
福井県			
山梨県			
長野県	○	○	○
岐阜県			
静岡県			
愛知県	○	○	○
三重県			
滋賀県	○	○	○

	アルコール	薬物	ギャンブル等
京都府		○	
大阪府	○	○	○
兵庫県			
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	○	○	○
島根県	○		
岡山県	○	○	○
広島県			
山口県			
徳島県	○		
香川県	○		○
愛媛県		○	○
高知県	○	○	○
福岡県		○	
佐賀県	○	○	○
長崎県			○
熊本県	○		
大分県			
宮崎県			
鹿児島県			
沖縄県	○		

	アルコール	薬物	ギャンブル等
札幌市			
仙台市			
さいたま市			
千葉市	○	○	
横浜市	○	○	○
川崎市	○	○	○
相模原市			
新潟市	○		
静岡市	○		
浜松市			
名古屋市	○	○	○
京都市			
大阪市			
堺市		○	○
神戸市	○		
岡山市			
広島市			
北九州市			
福岡市	○		
熊本市			

※交付決定ベース

※ミーティング活動、情報提供、普及啓発活動、相談活動のいずれかの支援事業を実施する自治体  
 ※このほか、中核市でも実施している。アルコールについては、宇都宮市、横須賀市、富山市、大分市、宮崎市が実施。薬物については、富山市、宮崎市が実施。ギャンブル等については、高崎市、富山市、宮崎市が実施。

アルコール健康障害対策推進基本計画【第2期（令和3年度～令和7年度）】

令和3年3月26日閣議決定

1. 基本理念

- アルコール健康障害の発生・進行・再発の各段階での防止対策を適切に実施
- アルコール健康障害の本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことを支援
- 関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等に係る施策との有機的な連携

2. 重点課題

	アルコール健康障害の発生予防	進行予防	再発予防
重点課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飲酒に伴うリスクの知識の普及</li> <li>○不適切飲酒を防止する社会づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人・家族がより円滑に支援に結びつくように、切れ目のない支援体制（相談⇒治療⇒回復支援）の整備</li> </ul>	
重点目標	<p>基本計画【第1期】の目標</p> <p>↓ 継続 ↓</p> <p>①生活習慣病リスクを高める量<sup>(※)</sup>の飲酒者の減少                      ※純アルコール摂取量/日 男性40g以上、女性20g以上</p> <p>（男性 15.3% (H22) → 14.9% (R1) → 13.0% (目標)                      女性 7.5% (H22) → 9.1% (R1) → 6.4% (目標)</p> <p>②20歳未満の者・妊娠中の者の飲酒をなくす</p> <p>（高3男子 21.7% (H22) → 10.7% (H29) → 0% (目標)                      高3女子 19.9% (H22) → 8.1% (H29) → 0% (目標)                      妊娠中 8.7% (H22) → 1.2% (H29) → 0% (目標)</p>	<p>基本計画【第1期】の目標</p> <p>・全都道府県に相談拠点・専門医療機関を整備</p> <p>↓ 改定 ↓</p> <p>③関係機関の連携のため、都道府県等で連携会議の設置・定期開催</p> <p>相談拠点 ↔ 医療機関 ↔ 自助グループ等</p> <p>④アルコール依存症への正しい知識を持つ者の割合の継続的向上                      （現状）アルコール依存症のイメージ（H28 内閣府世論調査）                      ・本人の意思が弱いだけであり、性格的な問題である(43.7%)等                      ※治療に結びつきにくい社会的背景の1つに、依存症への誤解・偏見</p> <p>⑤アルコール健康障害事例の継続的な減少                      （現状）アルコール性肝疾患                      患者数 3.7万人(H29患者調査)、死亡者数 0.5万人(R1)</p>	
関連指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○問題飲酒者の割合                              （現状）男性:21.4% 女性:4.5% (H30)                              ※アルコール使用障害簡易スクリーニングテスト(AUDIT) 8点以上</li> <li>○一時多量飲酒者の割合                              （現状）男性:32.3% 女性:8.4% (H30)                              ※過去30日間で一度に純アルコール60g以上飲酒 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アルコール依存症が疑われる者数〔推計〕と受診者数の乖離（いわゆる治療ギャップ）                              （現状）受診者数(NDBベース) 外来10.2万人、入院2.8万人 (H29)                              生涯経験者〔推計〕 54万人(H30)                              依存症が疑われる者(AUDIT15点以上)〔推計〕 303万人(H30) など</li> </ul>	



### 3. 基本的施策

※下線は基本計画【第1期】からの主な変更箇所

#### ①教育の振興等

- ・小中高、大学等における飲酒に伴うリスク等の教育の推進
- ・職場教育の推進（運輸業の乗務員等）
- ・年齢、性別、体質等に応じた「飲酒ガイドライン」（普及啓発資料）作成
- ・女性、高齢者などの特性に応じた啓発
- ・アルコール依存症に関する正しい知識の啓発 等

#### ②不適切な飲酒の誘引の防止

- ・酒類業界による広告・宣伝の自主基準の遵守・必要に応じた改定
- ・酒類の容器へのアルコール量表示の検討
- ・酒類販売管理研修の定期受講の促進
- ・20歳未満の者への酒類販売・提供禁止の徹底 等

#### ③健康診断及び保健指導

- ・健診・保健指導でのアルコール健康障害の早期発見・介入の推進
- ・地域の先進事例を含む早期介入ガイドラインの作成・周知
- ・保健師等の対応力向上のための講習会の実施
- ・産業保健スタッフへの研修等による職域での対応促進 等

#### ④アルコール健康障害に係る医療の充実等

- ・アルコール健康障害の早期発見・介入のため、一般の医療従事者（内科、救急等）向けの研修プログラムの普及
- ・専門医療機関と地域の精神科等の連携促進等により、より身近な場所での切れ目のない医療提供体制の構築
- ・「一般医療での早期発見・介入」、「専門医療機関での治療」から「自助グループ等での回復支援」に至る連携体制の推進
- ・アルコール依存症の治療法の研究開発 等

#### ⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

- ・飲酒運転、暴力、虐待、自殺未遂等を行い、依存症等が疑われる者を治療等につなぐ取組の推進

#### ⑥相談支援等

- ・地域の相談拠点を幅広く周知
- ・定期的な連携会議の開催等により、地域における関係機関（行政、医療機関、自助グループ等）の連携体制の構築
- ・相談支援を行う者の対応力向上に向けた研修等の実施
- ・依存症者や家族に対する支援プログラムの実施
- ・災害や感染症流行時における相談支援の強化 等

#### ⑦社会復帰の支援

- ・アルコール依存症者の復職・再就職の促進
- ・治療と就労の両立を支援する産業保健スタッフ等の育成・確保
- ・依存症からの回復支援に向けた自助グループ、回復支援施設の活用促進 等

#### ⑧民間団体の活動に対する支援

- ・自助グループの活動や立ち上げ支援
- ・感染症対策等の観点で、オンラインミーティング活動の支援
- ・相談支援等において、自助グループ等を地域の社会資源として活用

#### ⑨人材の確保等 ⑩調査研究の推進等

基本的施策①～⑧に掲げる該当項目を再掲

## 第二次再犯防止推進計画（薬物依存症関連抜粋）

### 概要

- 「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）第7条第1項の規定に基づき「再犯防止推進計画」を策定
  - ・第一次再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）計画期間：平成30年度から令和4年度まで
  - ・**第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）計画期間：令和5年度から令和9年度まで**

薬物依存症関連の主な施策	関係省庁
地域において、専門的な相談や入院から外来までの継続的な治療を受けることができるようにするため、 <u>相談支援や専門医療に従事する者の確保及び育成を進めるとともに、専門医療機関等の拡充や一般医療機関における適切な対応の促進を図る。</u>	厚生労働省
薬物依存の問題を抱える者等を、保健医療機関等へ適切につなぐことができるようにするため、 <u>各関係機関間において、情報共有、課題の抽出及び解決方策の検討をするなどし、連携体制の強化を図る。</u>	警察庁、法務省、厚生労働省
薬物依存の問題を抱える者だけではなく、その親族を始めとした身近な者が適切な機関に相談できるようにするため、 <u>精神保健福祉センターを始めとした相談支援機関等の周知を行うなど、支援に関する情報についての広報・啓発活動を推進する。</u>	厚生労働省
<u>民間団体の活動を促進するための支援の充実を図る。</u>	厚生労働省
薬物依存等からの回復に向けて、地域における継続した支援が必要であることを踏まえ、 <u>薬物依存を抱える者等への生活支援を担う支援者に対する研修の充実を図る。</u>	厚生労働省

# 第六次薬物乱用防止五か年戦略(障害保健福祉部関連抜粋)

令和5年8月 薬物乱用対策推進会議決定

## 目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

主なテーマ	主な具体的施策
薬物依存症者等への医療提供体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県及び政令指定都市における薬物依存症の専門医療機関、治療拠点機関の選定を推進するとともに、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムの更なる充実・普及を図る。</li> <li>薬物依存症の治療に当たる医療従事者の専門性を向上するための認知行動療法等の研修を実施するとともに、精神科以外の医療機関に勤務する医療従事者の対応力向上や潜在的な薬物依存症者の早期発見、早期対応に資するための研修の充実を図る。</li> </ul>
地域社会における本人・家族等への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県及び政令指定都市に依存症相談員を配置した相談拠点を設置し、本人やその家族からの薬物依存症に関する相談支援窓口の充実を図る。</li> <li>精神保健福祉センター等において、民間団体との連携を図りつつ、本人に対する治療・回復支援や家族に対する支援に取り組む。</li> <li>薬物依存症からの回復に向けて、薬物依存症者やその家族を切れ目なく支援するため、地域で活動する自助グループ等民間団体の活動を促進するための取組の充実を図る。</li> <li>都道府県及び政令指定都市の精神保健福祉センター等において薬物依存症の相談支援に当たる職員の対応力を強化するため、研修の充実を図る。</li> <li>障害福祉サービス事業者や相談支援事業者等の薬物依存症者への生活支援に当たる者に対する研修の充実を図る。</li> <li>法務省及び厚生労働省により策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、刑事司法関係機関と医療・保健・福祉機関等との一層の連携を図る。</li> <li>地域における薬物依存症者を支援する関係機関の連絡会議を開催し、各地域での薬物依存症に関する課題を共有・協議する等し、連携強化を図る。</li> </ul>
薬物依存症に関する正しい理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬物依存症の正しい知識と理解について広く国民に浸透し、薬物依存症者やその家族が適切な治療や支援に結びつく社会を実現するため、積極的かつ継続的な普及啓発を実施する。</li> </ul>
薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬物依存のメカニズムや薬物の毒性等に関する研究、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存に関する意識・実態調査、薬物依存症・中毒者に対する支援の在り方に関する研究等を推進する。</li> </ul>

### ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

令和4年3月25日閣議決定 (第二章 取り組むべき具体的施策は、厚生労働省実施分を抜粋)

※下線部が令和4年3月変更部分

#### 第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症問題の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の2.2% (令和2年インターネット調査)</li> <li>発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援</li> <li>多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮</li> <li>アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮</li> </ul>			
II ギャンブル等依存症対策の基本理念等				
III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部 (本部長：内閣官房長官)</li> <li>基本的な考え方                     <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進</td> <td>多機関の連携・協力による総合的な取組の推進</td> <td>重層的かつ多段階的な取組の推進</td> </tr> </table> </li> </ul>	PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進	多機関の連携・協力による総合的な取組の推進	重層的かつ多段階的な取組の推進
PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進	多機関の連携・協力による総合的な取組の推進	重層的かつ多段階的な取組の推進		
IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症問題啓発週間 (5月14日～20日) における積極的な広報活動の実施</li> <li>政府においては引き続き、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進</li> </ul>			

#### 第二章 取り組むべき具体的施策 (主なもの) 【厚生労働省実施分を抜粋】

I 関係事業者の取組:基本法第15条関係	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>広告宣伝の在り方</td> <td>アクセス制限・施設内の取組</td> <td>相談・治療につなげる取組</td> <td>依存症対策の体制整備</td> <td>※関係事業者等が実施</td> </tr> </table>	広告宣伝の在り方	アクセス制限・施設内の取組	相談・治療につなげる取組	依存症対策の体制整備	※関係事業者等が実施							
広告宣伝の在り方	アクセス制限・施設内の取組	相談・治療につなげる取組	依存症対策の体制整備	※関係事業者等が実施									
II 予防教育・普及啓発:基本法第14条関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>依存症の理解を深めるための普及啓発 (シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発)</li> <li>職場における普及啓発 (産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進)</li> </ul>												
III 依存症対策の基盤整備・様々な支援:基本法第16～21条関係	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>連携協力体制の構築</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域における包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現 (専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地公体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>相談支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・政令指定都市における相談拠点の充実</li> <li>ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化</li> <li>婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>治療支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>全都道府県・政令指定都市への依存症専門医療機関・治療拠点の早期整備を含む精神医療の充実</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>民間団体支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>社会復帰支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労に関わる支援者のギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上</li> <li>ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>人材の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症の所期対応を行える医師を養成するための医師臨床研修の実施</li> <li>保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の養成</li> </ul> </td> </tr> </table>	連携協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域における包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現 (専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地公体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画)</li> </ul>	相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・政令指定都市における相談拠点の充実</li> <li>ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化</li> <li>婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援</li> </ul>	治療支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>全都道府県・政令指定都市への依存症専門医療機関・治療拠点の早期整備を含む精神医療の充実</li> </ul>	民間団体支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援</li> </ul>	社会復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労に関わる支援者のギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上</li> <li>ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援</li> </ul>	人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症の所期対応を行える医師を養成するための医師臨床研修の実施</li> <li>保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の養成</li> </ul>
連携協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域における包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現 (専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地公体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画)</li> </ul>												
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・政令指定都市における相談拠点の充実</li> <li>ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化</li> <li>婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援</li> </ul>												
治療支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>全都道府県・政令指定都市への依存症専門医療機関・治療拠点の早期整備を含む精神医療の充実</li> </ul>												
民間団体支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援</li> </ul>												
社会復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労に関わる支援者のギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上</li> <li>ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援</li> </ul>												
人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症の所期対応を行える医師を養成するための医師臨床研修の実施</li> <li>保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の養成</li> </ul>												
IV 調査研究・実態調査:基本法第23条・24条関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握</li> <li>子ども虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響等の把握</li> </ul>												
VI 多重債務問題等への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>※主に金融庁、警察庁が実施</li> </ul>												



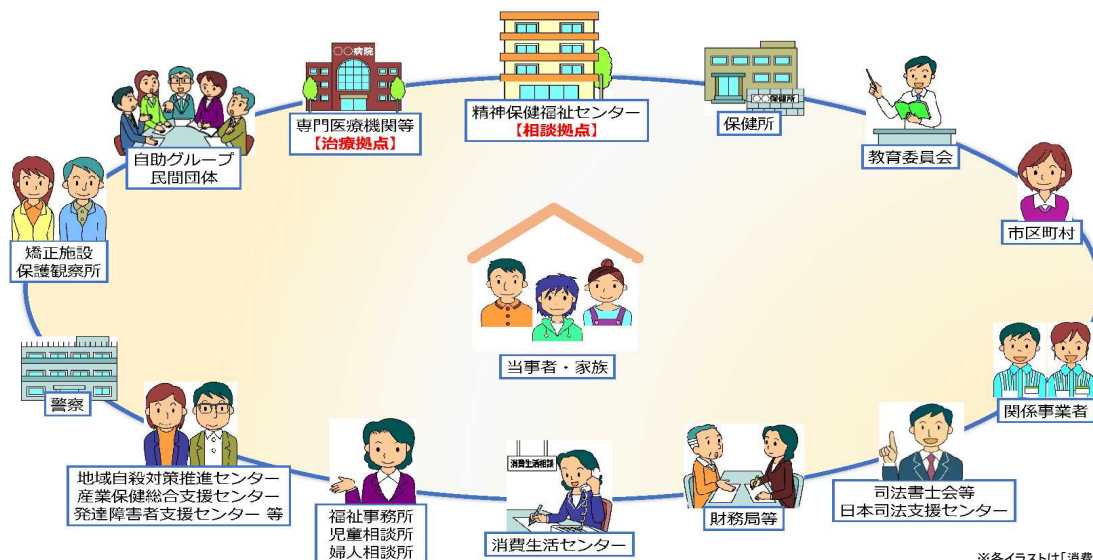
# ギャンブル等依存症対策推進基本計画（R4-R6）

## 各地域の包括的な連携協力体制の構築

ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター、日本司法支援センター等の各種相談窓口において早期に発見し、精神保健福祉センター・保健所等の相談機関、専門医療機関等へと早期につなぐ体制を構築

【取組状況】（令和5年3月末時点）

○ 連携会議設置済：48自治体



※各イラストは「消費者庁イラスト集」より

## 令和5年度（2023年度） 依存症の理解を深めるための普及啓発

- アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症は、適切な治療とその後の支援によって、回復可能な疾患。
- その一方で、依存症に関する正しい知識と理解が得られていない上、依存症への偏見、差別もあり、依存症の方やその家族が適切な治療や支援に結びついていないという課題がある。
- こうした課題の解決に向けての取組として、イベントやSNSをはじめとする各種媒体で情報発信を進める。

### □ 依存症の理解を深めるための普及啓発事業

#### ① アルコール関連のシンポジウムを開催

アルコール依存症当事者・家族・支援者が語る「回復につながる（連携のケーススタディ）」をテーマにオンラインシンポジウムを開催  
 令和5年11月15日 ZOOMウェビナーによるオンライン開催  
 進行MC：東ちづる氏（俳優・タレント）、塚本堅一氏（元NHKアナウンサー）  
 Case1 「職域からの介入と医療連携」  
 Case2 「飲酒運転をきっかけに自助グループへ」  
 Case3 「精神保健福祉センターの家族相談を入り口に」等

#### ② 薬物関連のシンポジウムを開催

「若者の生きづらさと薬物依存症～介入と支援の方法について考える」をテーマにオンラインシンポジウムを開催  
 令和6年2月27日 ZOOMウェビナーによるオンライン開催  
 出演：嶋根卓也氏（国立精神・神経医療研究センター）、堀美智子氏（薬剤師）、橋ジュン氏（特定非営利法人BONDプロジェクト代表）、森治美氏（福岡県警察本部少年課少年サポートセンター）ほか

#### ③ トークイベントの開催

「依存症の理解を深めるためのトークイベント 特別授業！みんなで学ぼう依存症のこと in早稲田大学」の開催  
 令和5年11月13日 ZOOMウェビナーによるオンライン開催  
 出演：チュートリアル 福田充徳氏、完熟フレッシュ 池田レイラ氏、星奈津美氏（元競泳日本代表）、佐久間寛之氏（国立病院機構さいかた医療センター院長）、田中紀子氏（ギャンブル依存症問題を考える会代表）

#### ④ 音楽イベントの開催

令和6年3月 「依存症の理解を深めるためのトーク＆音楽ライブイベント」開催予定

#### ⑤ 地方イベントの開催

令和6年3月 大阪にて一般向けイベント開催予定

#### ⑥ 特設WEBサイト、SNSを活用した情報発信

◆特設WEBサイト(厚労省依存症対策HPよりアクセス可) により、イベント開催マンガ、動画等により依存症に関する正しい知識を啓発

依存症の理解を深めるホームページ (<https://www.izonsho.mhlw.go.jp/>)  
 依存症ナビ (<https://twitter.com/izonshonavi>)

■ 依存症の理解を深めるホームページ

■ リーフレットの作成



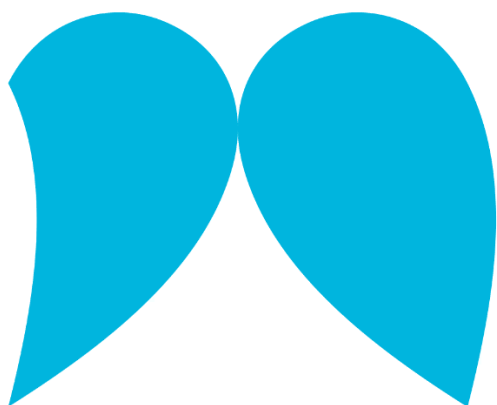
#### ⑦ アウェアネスシンボル（Butterfly Heart）

アウェアネスシンボルマーク（Butterfly Heart）を依存症に対する治療・回復支援への応援の意思を表明する象徴として広く展開。

※「アウェアネスシンボルマーク」とは、特定の社会運動における支援や賛同を表明したり、社会問題への気づきを促す際に使用するシンボルマークのことです。



# アウェアネスシンボルマーク



## Butterfly Heart

デザイナー：佐藤 卓

依存症は「孤立」と隣り合わせの病気です。回復には「つながり」が欠かせません。

「再生」「復活」を象徴する蝶がつながり、ハートが生まれていく。そんな“Butterfly Heart”は、依存症からの回復を応援するシンボルです。

依存症の理解を深めるための普及啓発事業 特設ページ  
[https://www.izonsho.mhlw.go.jp/topics\\_symbolmark.html](https://www.izonsho.mhlw.go.jp/topics_symbolmark.html)

## 健康に配慮した飲酒に関するガイドライン<概要>

### 背景

- アルコール健康障害対策基本法に基づく計画の第2期計画(令和3～7年度)において、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を図るため、国民のそれぞれの状況に応じた適切な飲酒量・飲酒行動の判断に資する「飲酒ガイドライン」を作成することとされている。

### ガイドラインの主な内容

#### 1 アルコールの代謝と飲酒による身体等への影響

- (1) アルコールの代謝
  - ・ アルコールの分解には体内の分解酵素が関与しており、体質的に分解酵素のはたらきが弱いと少量の飲酒で体調が悪くなることもある。
- (2) 飲酒による身体等への影響
  - ・ 飲酒による影響には個人差があり、例えば年齢、性別、体質等の違いによって、それぞれ受ける影響が異なる。
- (3) 過度な飲酒による影響
  - ・ 過度な飲酒や、飲酒後の行動によって、疾病発症等や行動面のリスクが高まる可能性がある。

#### 2 飲酒量(純アルコール量)

**お酒に含まれる純アルコール量に着目して、自分に合った飲酒量を決めて、健康に配慮した飲酒を心がけることが重要。**

○ 純アルコール量は「純アルコール量(g) = 摂取量(ml) × アルコール濃度(度数/100) × 0.8」で表すことができる。

[参考となる飲酒量(純アルコール量)]

- ・ 飲酒量が少ないほど飲酒によるリスクが少なくなるとの報告もある。(世界保健機関(WHO)等)
- ・ 例えば、高血圧は少量でも飲酒自体が発症リスクが上がリ、大腸がんの場合は、1日当たり約20g程度を超える量の飲酒を続けると発症リスクが上がるなど、疾病ごとに発症リスクが上がる飲酒量にかかる研究結果を掲載。
- ・ その他、第2期アルコール基本計画等の生活習慣病のリスクを高める量(1日当たり男性40g以上、女性20g以上)を飲酒している者の目標を掲載。

○ 健康に配慮した飲酒の仕方等について

- ① 自らの飲酒状況等を把握する、② あらかじめ量を決めて飲酒をする、③ 飲酒前又は飲酒中に食事をとる、④ 飲酒の合間に水(又は炭酸水)を飲むなど、アルコールをゆっくり分解・吸収できるようにする、⑤ 一週間のうち、飲酒をしない日を設ける

#### 3 飲酒に係る留意事項

○ 重要な禁止事項

- ・ 法律違反に当たるもの(酒気帯び運転、20歳未満の飲酒等)
- ・ 飲酒を避けることが必要な場合(妊娠中・授乳期中の飲酒等)

○ 避けるべき飲酒等について

- ① 一時多量飲酒(特に短時間の多量飲酒)、② 他人への飲酒の強要等、③ 不安や不眠を解消するための飲酒、④ 病気等療養中の飲酒や服薬後の飲酒、⑤ 飲酒中又は飲酒後における運動・入浴などの体に負担のかかる行動

## 9. 心のケア対策について

### (1) 令和6年能登半島地震の心のケアについて

令和6年能登半島地震の被災者に対しては、心のケアが必要な方に支援が行き届くよう、1月22日から石川県に心のケアセンターを設置する等により、被災者への心のケア対策を実施している。

### (2) 東日本大震災の被災地の心のケアについて

東日本大震災の被災者に対しては、心のケアが必要な方に支援が行き届くよう、平成23年度から、被災3県に心のケアセンターを設置する等により、被災者の心のケア対策を実施してきた。

令和3年3月9日に閣議決定された『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、第2期復興・創生期間（令和3年度から同7年度までの5年間）以降における復興の基本方針が示された。基本方針において、「地震・津波被災地域」については、「心のケア等の被災者支援を始め、今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。」、「第2期復興・創生期間において、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す」とともに、「心のケアセンターについては、センターにおける相談・支援対応の実情、地方公共団体の精神保健福祉施策の状況等を踏まえ、適切な支援の在り方を検討する」こととされている。

また、「原子力災害被災地域」については、中長期的な対応が必要であることから、令和3年度以降、「当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う」とともに、「復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、それぞれ大きく異なる地方公共団体の状況も考慮しつつ、第2期復興・創生期間の5年目に当たる令和7年度に、復興事業全体の在り方について見直しを行う」、「心のケア等の被災者支援については、避難生活の長期化等に伴い個別化・複雑化した課題を抱える被災者に対して、引き続き、事業の進捗に応じたきめ細かい支援を行う。また、全国に居住している避難者に対して、生活再建に必要な情報提供、相談等を含め、避難元及び避難先の地方公共団体等による丁寧な支援を継続する。」こととされている。

これらを踏まえ、令和6年度においても、東日本大震災の心のケア対策の着実な取組の推進の観点から、引き続き、被災者への個別相談支援や福島県外避難者・帰還者への支援の強化、支援者への支援の充実、相談実績の調査分析など、被災者に対する、きめ細やかな心のケア支援の実施をお願いするとともに、被災3県におかれては、将来的な地域の精神保健福祉体制への移行も重要な課題となっていることから御検討いただくようお願いする。

### **(3) 犯罪・性犯罪被害者の心のケアについて**

犯罪や事故被害者は、心的外傷後ストレス障害（PTSD）をはじめとする様々な心理的反応が生じることから、専門的なケアが必要である。

特に、犯罪・性犯罪被害者については、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）や、「第4次犯罪被害者等基本計画」においても、PTSDを抱えた犯罪・性犯罪被害者に対して適切な治療・支援ができる医師等専門職の養成の必要性が示されている。

厚生労働省の補助事業では、精神保健福祉センター、保健所、病院等に勤務している医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等を対象に、PTSDに関する専門的な養成研修「PTSD 対策専門研修」を実施しており、この研修において、犯罪・性犯罪被害者の支援に特化した「犯罪・性犯罪被害者コース」を設けている。各自治体においても、このような犯罪・性犯罪被害者からの相談等に適切に対応できるよう、精神保健福祉センター等の職員に対して研修の受講を促進するなど、御協力をお願いする。また、毎年、都道府県や指定都市等に研修受講者名簿を配布しているので、地域の精神保健福祉活動等において受講者を活用するなどの取組をお願いする。

### **(4) 心のケア相談研修・心のケア相談地方研修について**

自然災害、犯罪被害、事故、感染症等に起因した心のケアに関する相談や自殺防止に係る相談に適切に対応できる人材を養成するため、精神保健福祉士、公認心理師、保健師等を対象に、「心のケア相談研修」を実施している。

本研修は、研修受講者が中心となって地域において研修や訓練を実施することにより、地域における人材の養成や体制整備を行うことを念頭においた研修であるため、各自治体においても、地域の人材養成等が促進されるようお願いする。

### **(5) 「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援について**

「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援については、令和4年11月、従前の「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議において取りまとめられた「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化」に基づき、令和4年10月6日障発1006第4号の厚生労働省社会・援護局障害者保健福祉部長通知により精神保健福祉センターにおける相談対応に関して協力依頼をしている。

各自治体の精神保健福祉センターにおいて、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないこと等相談対応及び関係機関との連携を適切に行っていただくよう引き続きお願いする。

また、令和6年1月19日に「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議が開催され、「旧統一教会」問題に係る被害者等に寄り添った支援の一層の充実を図るため、被害者等支援の充実・強化策を講じることとされたところである。元信者等の方々の知見等の活用により、令和6年春頃に被害者等の心情等の理解を深めるためのオンライン研修を開催する予定であるので、精神保健福祉センターにおいて相談対応を行う職員の

参加をお願いする。

## (6) 性同一性障害の相談窓口等について

- ・ 性同一性障害者の性同一性障害特例法に規定する医師の診断書について

令和5年10月25日、最高裁判所において、性同一性障害の特例法第3条第1項第4号の規定を違憲とする旨の決定がされ、当該既定は無効であるとの判断がされたところである。

性別変更の審判のために家庭裁判所への提出を求めている医師診断書については、その記載要領（課長通知）において、性別適合手術に関し、現在の生殖線の機能並びに治療の妥当性及び正当性の評価等の記載を求めている。

このため、最高裁判所の決定を踏まえ、令和5年10月25日以降に家庭裁判所に提出される診断書は、通知の記載に関わらず、当面の間、現在の生殖腺機能に関する記載がなくても差し支えない旨を、都道府県等及び日本精神神経学会等の関係学会に対し、令和5年12月12日に法務省と厚生労働省が連名で事務連絡（別添）を発出しているので、これをご了知の上、管下関係者、関係団体に周知いただくようお願いする。

- ・ 性同一性障害の相談窓口について

性同一性障害は、生物学的な性と心理的な性に不一致を来している状態であり、自らの性別に対する不快感・嫌悪感、反対の性別に対する強く持続的な同一感、反対の性役割を求めることが特徴となっている。

性同一性障害の診断及び治療については、現在、日本精神神経学会がまとめたガイドラインに基づき診断と治療が行われているとともに、各自治体の精神保健福祉センターなどで相談も行われている。

各自治体での取組事例を取りまとめたので（別添）、当該資料も参考にし、性同一性障害の相談体制を整えていただくようお願いする。

また、性同一性障害の特徴等について、各都道府県においても、広く普及活動に努めていただくようお願いする。

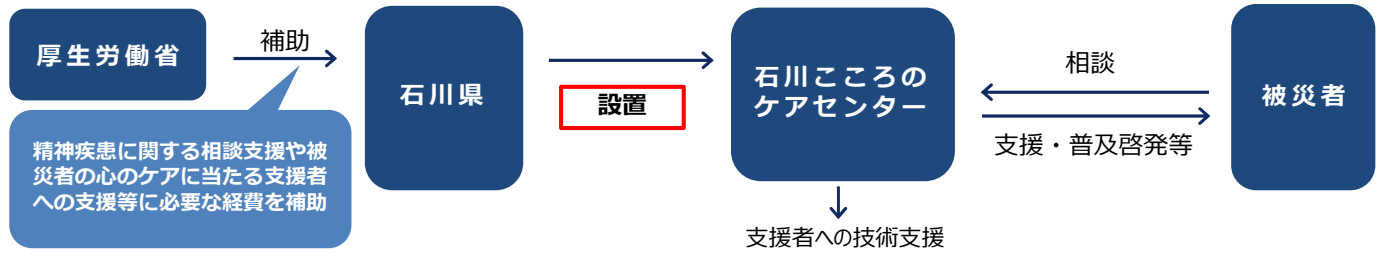


# 被災地心のケア事業

## 1 事業の目的

- 令和6年1月の能登半島地震により、被災地においては多数の人的・物的被害が発生しており、今後の災害復興期においては、PTSDや生活再建プロセスで生じる二次的ストレスを起因とした心身の変調が生じる被災者の増加が見込まれることから、支援の枠組みが必要。
- このため、継続した精神保健活動を行う拠点として心のケアセンターを設置し、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援など、精神医療サービス機能及び精神保健医療行政機能を補完するための支援を行い、被災地の精神保健福祉の強化を図る。

## 2 スキーム



## 3 実施主体等

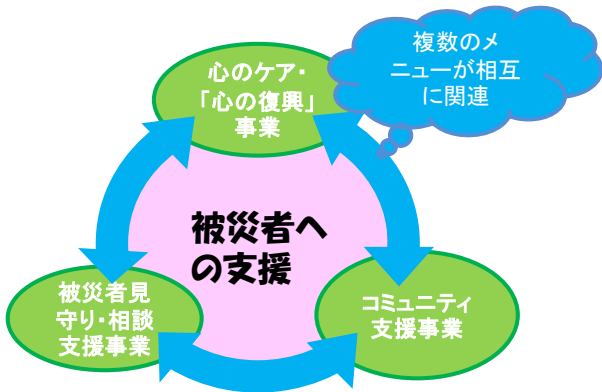
実施主体：石川県  
補助率：10/10

### 被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

令和6年度概算決定額 93億円【復興】  
(令和5年度予算額 102億円)

#### 事業概要

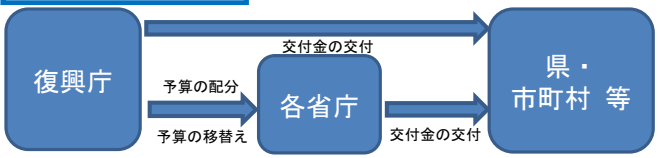
- 復興の進展に伴い、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。



#### 事業メニュー

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
復興庁	1. 被災者支援総合事業 ①住宅・生活再建支援 ②コミュニティ形成支援 ③「心の復興」 ④被災者生活支援 ⑤被災者支援コーディネート ⑥県外避難者支援
II. 被災者の日常的な見守り・相談支援	
厚労省	2. 被災者見守り・相談支援事業
III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
厚労省	3. 仮設住宅サポート拠点運営事業
IV. 被災地における健康支援	
厚労省	4. 被災地健康支援事業
V. 被災者の心のケア支援	
厚労省	5. 被災者の心のケア支援事業
VI. 子どもに対する支援	
こども庁	6. 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
文科省	7. 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	8. 子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

#### 資金の流れ



#### 期待される効果

○ 交付金により自治体等の取組を支援することにより、各地域の実情に応じた、効果的・効率的な、被災者支援の展開が期待される。



# 性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）

- 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼす。性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要。
- 性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運の高まり。
- 性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための取組が必要。また、子供の発達段階や被害者の多様性などに配慮したきめ細かな対応が必要。



## 性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」

[令和2年度から4年度までの3年間]

平成29年改正刑法附則に基づく事案の実態に即した対処を行うための施策の検討

## 性犯罪・性暴力の 特性を踏まえた取組

はじめに

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

被害申告・相談をしやすい環境の整備

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

方針の  
確実な  
実行

（内閣府資料）

# 性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

## 切れ目のない手厚い被害者支援の確立

- 地域における被害者支援の中核的組織として、ワンストップ支援センターの体制充実や連携強化
  - ⑰ 病院にセンターを設置することや、必ずつながることができる中核的病院との提携
  - ⑱ 都道府県、病院（医師、看護師等）、警察、弁護士、婦人相談所、児童相談所等地域の関係機関との連携強化。そのために、国レベルで検討の場を置き、令和2年度内に一定の結論を得て推進。
  - ⑲ センターにおいて、地域の関係機関間連携を強化するコーディネーターの配置、常勤化及び事務職員の配置によるセンターの体制強化
  - ⑳ 相談員、行政職員、医療関係者、センター長やコーディネーターに対する研修の実施。基礎知識に関するオンライン研修教材の開発・提供
- ㉑ 中長期的な支援（トラウマに対応できる医師等専門職育成や、福祉部局等との連携、婦人保護施設における性暴力被害者に対する心理的ケアや自立支援、同伴児童への学習支援）
- ㉒ ワンストップ支援センターにおける医療費負担の軽減（都道府県外での被害への支援の扱いの整理）、監護者の精神的ケアも含めた検討等
- ㉓ 障害者や男性等の多様な被害者に対応できるよう、関係機関が協力して、ワンストップ支援センターにおける支援実態等の調査研究、研修の実施
- ㉔ 婦人保護事業の新たな法的枠組み等の検討の加速、地域連携強化による性犯罪・性暴力被害者支援の拡充、行政・民間団体の連携・協働による若年女性支援（夜間の見回り・声かけなどのアウトリーチ支援、居場所確保、自立支援等）

## 目的

自然災害、犯罪などの被害により生ずるPTSD（心的外傷後ストレス障害）や、ひきこもり、家庭内暴力、不登校、児童虐待など思春期にある児童に関連する問題及び自然災害、犯罪被害、事故や感染症等に起因した心のケアなどの精神保健医療福祉活動を充実していくため、保健・医療・福祉・教育などの業務従事者に対し、養成研修等を実施し、もって、こころの健康づくり対策に携わる専門性の高い人材の資質の向上を図ることを目的とする。

### ① PTSD対策専門研修

#### 【目的】

災害被災者、犯罪・事故被害者、災害遺族、被虐待児童等、トラウマに対するこころのケアが必要な者に対応できる人材を確保するため、精神保健医療福祉従事者等に対しトラウマに対するこころのケアにおいて必要な知識を系統的に習得させる。

#### 【研修内容】

##### ○専門コース

精神保健医療福祉従事者等に対し、最先端の専門的知識あるいは技術の習得をさせ、有効かつ安全に治療を行うことができる人材を養成する。

##### ○犯罪・性犯罪被害者コース

犯罪・性犯罪被害者への適切な対応を行うために必要な専門的知識と治療対応について修得させる。

#### 【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等

### ② 思春期精神保健研修

#### 【目的】

ひきこもり、家庭内暴力、不登校、児童虐待等、児童思春期における様々な精神保健に関わる問題に対応できる人材を確保するため、必須の知識の全体像を系統的かつ網羅的に習得するための研修を実施し、地域において児童思春期精神保健医療福祉業務に専門的に携わる者を養成する。

#### 【研修内容】

##### ○思春期精神保健対策医療従事者専門研修

基本的知識及び臨床活動に関する講義とグループディスカッションを交えた実践的研修を行う。

##### ○思春期精神保健対策専門研修（応用コース）

応用的な講義及びケース検討を内容とする双方向的な討論を中心とする研修を行う。

##### ○ひきこもり対策研修

ひきこもり支援の従事者が必要とするひきこもり対策及び「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」についての全般的研修を行う。

#### 【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、社会福祉士、児童指導員等

### ③ 心のケア相談研修

#### 【目的】

自然災害、犯罪被害、事故や感染症等、それによる経済的、社会的な影響等に起因するストレスや不安に関する相談をはじめ、うつ病の予防や心の健康づくり、自殺防止にかかるメンタルヘルス上の相談等に適切に対応できる人材を確保するため、これらの相談対応に当たる精神保健医療福祉業務の従事者にとって、必要な知識や技術を習得するとともに、当該研修受講者が中心となって地域において研修や訓練を実施することにより、地域で心のケア相談に当たる人材を効果的に養成する。

#### 【実施内容】

心のケアに関する相談対応に当たり必要な基本的知識や技術の習得と、研修受講者が中心となって地域における研修や訓練を実施できるようにすることを念頭においた研修を行う。

#### 【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象

精神保健福祉士、公認心理師、保健師等

各 都道府県・指定都市 障害保健福祉担当部局 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課心の健康支援室

「旧統一教会」問題・被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策  
に伴う相談対応について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。  
いわゆる「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、政府において、9月初旬から合同電話相談窓口を開設して、「旧統一教会」問題に関する相談に集中的に対応してきたところ です。

本日、第3回「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議が開催され、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」がとりまとめられ、今後の取組として、本年11月14日から合同電話相談窓口の機能等を継承した対応窓口を法テラスに設置（別添1参照）するとともに、精神的・福祉的支援の充実及び子ども・若者の救済（心のケア）として、

- ・ 精神福祉保健センターにおける相談や精神科医療機関の紹介対応の推進を推進することとされました。（別添2参照）

貴所管精神保健福祉センターにおかれては、これまでも相談の内容に応じて適切に対応いただいていると承知しておりますが、本件についてご了知願います。

また、引き続き、上記法テラスに設置される相談窓口からの案内を含め、精神保健福祉センターに旧統一教会を背景とした心の健康に不安がある等の相談があった際には、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないよう御留意いただくとともに、必要に応じて精神科医療機関を紹介するなど関係機関とも連携して適切にご対応いただき、相談支援の推進をお願いいたします。

（参考）第3回「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議資料（令和4年11月10日開催）

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\\_00150.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00150.html)

## 「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策（案）

令和6年1月19日 「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議

「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号）」が制定されたことを踏まえ、同法の対象宗教法人である「旧統一教会」に係る被害者等に寄り添った支援を一層充実・強化するため、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」（令和4年11月「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議取りまとめ）を着実に実行するとともに、以下の支援の充実・強化策を講じる。

### 1 元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化

○ 法テラスを中核としたワンストップ型相談対応の実施

○ 法テラス（※）を中核としたワンストップ型相談体制において、被害者等からの相談を幅広く受け付けて適切な支援機関等を紹介し、ニーズに応じた相談対応を実施。

※ 「靈感商法等対応ダイヤル」

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

○ 元信者や宗教2世等の方々の経験・知識の活用

○ 各相談窓口の相談対応者が被害者等の心情等の理解を深めるために元信者や宗教2世等の方々に研修講師になっていただくなど、元信者や宗教2世等の方々と連携。

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

○ 対応実績・知見の共有による相談体制の強化

○ 相談者等のプライバシーに配慮しつつ、各相談機関や支援機関等での対応実績やこれに基づく知見を関係機関等で共有し、相談体制を強化。

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

1

## 旧統一教会問題に係る被害者の心情等の理解を深めるためのオンライン研修

研修対象者：精神保健福祉センターの相談対応を行う職員

開催時期：令和6年春頃に実施予定

詳細については後日お知らせします。

事務連絡  
令和5年12月12日

都道府県  
各 精神保健福祉主管部（局） 御中  
指定都市

法務省民事局民事第一課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に  
規定する医師の診断書に関する当面の取扱いについて

本年10月25日、最高裁判所大法廷において、性別の取扱いの変更の審判を請求することができる者の要件を規定する性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号。以下「特例法」という。）第3条第1項第4号の規定を違憲とする旨の決定がされ、当該規定は無効であるとの判断がされました。

特例法第3条第2項の規定により性別の取扱いの変更の審判を請求するに際して家庭裁判所に提出する必要がある医師の診断書の記載要領については、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に規定する医師の診断書の記載要領について（平成16年5月18日障精発第0518001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）において定めているところですが、本年10月25日以降に家庭裁判所に提出される診断書は、記載要領の規定に関わらず、当面の間、現在の生殖腺機能に関する記載がなくても差し支えないので、これをご了知の上、貴管下関係者、関係団体に周知方取り計らい願います。

【問い合わせ先】  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課  
（電話 03-3595-2307）

見解・提言／声明／資料 | Advocacy

HOME > 見解・提言／声明／資料 > 性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン > 「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン（第4版改訂）」一部改訂のお知らせ（2018.1.20）

- 見解・提言・声明
- COVID-19関連情報
- 研究倫理委員会からのお知らせ
- mECTにおける筋弛緩薬スキサメトニウム塩化物水和物の供給停止について
- 統合失調症に合併する肥満・糖尿病の予防ガイド
- 精神疾患を合併した、或いは合併の可能性のある妊産婦の診療ガイド
- 反復経頭蓋磁気刺激（rTMS）適正使用指針
- 自動車運転関連法案に対する当学会の対応
- DSM-5病名・用語翻訳ガイドライン

## 「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン（第4版改訂）」一部改訂のお知らせ（2018.1.20）

更新日時：2018年2月6日

日本精神神経学会 会員各位

性同一性障害に関する委員会では、「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン第4版改訂（2017.5.20）」につきまして、一部改訂を行いました。

主な改訂点は [こちら](#) をご参照ください（195KB）。

全文：[「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン第4版改訂」（2018.1.20）」](#)（499KB）

以上の改訂内容について、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

日本精神神経学会  
性同一性障害に関する委員会



自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和5年12月未現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
1 岩手県	平成28年3月に「いわて男女共同参画プラン」を改訂した際、当時の社会情勢（LGBTの方々への関心の高まり）を受け、「性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々を支援するため、男女共同参画センターにおいて相談事業を行う」旨を明記し、同年4月から相談事業を開始した。	○性別や性志向（LGBT）に関する相談（岩手県男女共同参画センター） 性指向や性別の違和感などで相談したい方の相談を面接・電話・インターネットで受ける。※家族・パートナー・支援者も対象 相談日時：毎週火曜・金曜…PM4:00～PM8:00	<a href="https://www.aaina.jp/site/daino/4842.html">https://www.aaina.jp/site/daino/4842.html</a>
2 宮城県	平成29年3月「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」を策定し、そのなかで「性的マイノリティへの配慮」を盛り込んだ。社会のなかで困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせるように相談体制の整備・強化の取組として、平成29年7月「LGBT（性的マイノリティ）相談」を開始した。	・みやぎ男女共同参画相談室 「LGBT（性的マイノリティ）相談」（「性同一性障害」専用の相談機関ではない。） ・性別や性自認、性指向のことも、LGBTの方やその家族、友人等周囲の方の相談窓口 ・相談時間：毎月第2・第4火曜日正午～午後4時	<a href="http://www.pref.miyagi.jp/site/kvyousha/jiyvyou-soudan.html">http://www.pref.miyagi.jp/site/kvyousha/jiyvyou-soudan.html</a>
3 秋田県	【秋田県】 性的指向、性自認に関する相談への対応要望や、同相談が増加傾向にあったことから、令和2年12月から秋田県中央男女共同参画センターにおいて対応することとした。 また、令和4年4月1日に施行された「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」に基づく指針において、相談窓口の設置・運営を明記した。 【秋田市】 「第6次秋田市男女共生社会への市民行動計画」において、性的指向・性自認への理解の推進および相談体制の充実と関係機関の連携強化に取り組むこととしており、その一環として、①市民向け啓発リーフレットでLGBTQに関する相談窓口を紹介、②「にじいろ個別相談」を開催している。	【秋田県】 ○性別や性的指向に関する相談 秋田県中央男女共同参画センター（ハーモニー相談室） 月～土（祝日は除く）10:00～17:00 電話・面接相談 生き方や、夫婦・親子関係、からだや性などの一般相談の中で対応しており、「性同一性障害」の専門・専用相談機関ではない。 【秋田市】 ①LGBTQに関する相談窓口として、支援団体による電話またはメールによる相談、医療機関による相談窓口（学齢期の子どもが対象）、心の悩み相談として「みんなの人権110番」「よりそいホットライン」を紹介 ②支援団体関係者を相談員とし、LGBTQに関する不安や悩みについて、対面による個別相談を開催（申込制）	【秋田県】 <a href="https://akitawmc.com/soudan.html">https://akitawmc.com/soudan.html</a> 【秋田市】 ① <a href="https://www.city.akita.lg.jp/res/projects/default_project/page_001/033/991/niiir_oakita_leaf.pdf">https://www.city.akita.lg.jp/res/projects/default_project/page_001/033/991/niiir_oakita_leaf.pdf</a> ② <a href="https://www.city.akita.lg.jp/event/moyooshi/1040593.html">https://www.city.akita.lg.jp/event/moyooshi/1040593.html</a>
4 福島県	【福島県】 生活全般の悩みや問題を抱える人を支援するため、福島県男女共生センターに相談窓口を設置している。平成30年度から一般相談の中でLGBTに関する相談も受け付ける旨を明記。 また、性同一性障害に特化した相談窓口ではないものの、精神保健の内容については、福島県精神保健福祉センターで相談に応じている。 【郡山市】 平成31年3月より、市HP（男女共同参画課）において「多様な性について考えよう！」を掲載し、相談窓口として、「性的マイノリティの学校生活に関する相談窓口（総合教育支援センター）」と「よりそいホットライン（一般社団法人社会的包括サポートセンター）」を紹介している。また、人権に関連する相談の場合は、人権相談を紹介している。	福島県男女共生センター相談室（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。） ・電話番号 0243-23-8320 ・相談方法 電話または面接 ・相談日時 〔一般相談〕 火・木～日曜日・・・9時～12時、13時～16時 水曜日・・・13時～17時、18時～20時 〔男性相談員による相談（電話のみ）〕 火曜日・・・17時～20時 ※休館日（原則 月曜日） 福島県精神保健福祉センター 以下により、精神科医、保健師、心理士等が対応している。 ・電話、来所相談：随時受付。 ・特定相談（思春期の相談）：原則毎月第2、4木曜日午後。 【郡山市】 ①市のホームページ（男女共同参画課）において、「性的マイノリティの学校生活に関する相談窓口」及び「よりそいホットライン」を紹介している。 ②性同一性障害についての専門相談窓口ではないが、人権に関する相談として、福島県地方務局郡山支局を案内している。	【福島県】 福島県男女共生センター <a href="https://www.f-miraiikan.or.jp/">https://www.f-miraiikan.or.jp/</a> 福島県精神保健福祉センター <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/</a> 【郡山市】 <a href="http://www.city.koriyama.lg.jp/kura-shi/jinken_danikyodosankaku/2/16355.html">www.city.koriyama.lg.jp/kura-shi/jinken_danikyodosankaku/2/16355.html</a>
5 茨城県	【茨城県】 2019年4月1日茨城県男女共同参画推進条例の一部改正により性的指向及び性自認を理由とする差別的取扱いを禁止し、同年7月18日から性的マイノリティに関する相談窓口を開設した。 【水戸市】 性的マイノリティの方の多くは、差別や偏見等、周りの理解不足から、社会の様々な場面で生きづらさを抱えている。性自認（自分の性別に対する認識）や性的指向（好きになる性）、性自認と身体の性の不一致に関して悩みを持つ当事者や家族、友人等の不安や悩みに寄り添うために、臨床心理士で当事者でもある専門相談員による電話・メール相談を実施することとした。 令和元年8月～電話相談開始 令和2年4月～メール相談開始	【茨城県】 茨城県性的マイノリティに関する相談室（「性同一性障害」専用の相談機関ではない。） ・開設日 毎週水曜日18時から20時まで ・対象者 当事者その家族及び当事者と接する学校や企業関係者等 ・相談方法 電話相談及びメール相談 【水戸市】 性的マイノリティに関する相談（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。） 【電話相談】毎月第2水曜日 午後6時～午後8時 【メール相談】随時 ※ただし、返信に3日～1週間程かかる メール相談受付専用URL： <a href="https://s-kantan.jp/city-mito-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=12695">https://s-kantan.jp/city-mito-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=12695</a> 【日立市】 性的マイノリティ電話相談（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。） ・開設日時 第4日曜日 10時～12時、13時～16時 ・対象者 性的マイノリティの方やご家族など関わる全ての方 ・相談方法 電話相談	【茨城県】 <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/hoken/fukushi/fukushi/jinken/soudan.html">https://www.pref.ibaraki.jp/hoken/fukushi/fukushi/jinken/soudan.html</a> 【水戸市】 <a href="https://www.city.mito.lg.jp/page/4472.html">https://www.city.mito.lg.jp/page/4472.html</a> 【日立市】 <a href="https://www.city.hitachi.lg.jp/shimin/009/001/p112746.html">https://www.city.hitachi.lg.jp/shimin/009/001/p112746.html</a>
6 栃木県	【栃木県】 性的マイノリティ当事者等からの性的指向や性自認に関する様々な不安や悩みなどの相談に対応するため、令和3（2021）年10月に電話相談窓口「とちぎにじいろダイヤル」を設置した。 【栃木市】 ①平成28年10月市ホームページ掲載。 ②平成30年度栃木市人権施策推進プラン（第2期計画）（2019～2023年度版）の中に「性的指向・性同一性障がい者等にかかわる人権」を位置づけた。 ③平成30年度市職員、教職員向けに「多様な性を知りサポートするためのガイドライン」を策定した。 【鹿沼市】 ①令和元年6月3日「鹿沼市パートナーシップ宣言制度」を施行 ②職員向けのガイドライン「LGBTを知りサポートするための行動指針」を策定 ・そのガイドラインの中でいくつか相談窓口を紹介 ・現在第2版の作成中（LGBT専門機関についての紹介も充実させていく予定） 【日光市】 性同一性障害についての専用相談窓口ではないものの、法務局が人権擁護委員により市内で開設している人権相談の中で、相談を受ける。 また、市HP及びパンフレットでLGBTQや性同一性障がいに関する相談窓口（公的機関、民間機関、支援団体等）を紹介している。	【栃木県】 ○とちぎにじいろダイヤル ・性的マイノリティに関する電話相談窓口（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。） ・専門相談員が対応 ・相談受付日時：毎月第1・第3金曜日 17:30～19:30（祝休日及び年末年始を除く） 【栃木市】 性同一性障害についての専用相談窓口はないが、人権相談の中で、相談を受けている。 月～金曜日 8時30分～17時15分 栃木市生活環境部人権・男女共同参画課 人権推進係 ・電話：0282-21-2161 ・Eメール：jinken@city.tochigi.lg.jp 専門機関への紹介を行う。 【鹿沼市】 性的マイノリティについては主に人権推進課で相談先を紹介するが、ガイドラインは全課に対し配布済みであることから、対応できる範囲で活用してもらうこととなっている。また、市民向け情報として、相談先一覧を市のホームページに掲載する予定である。 【日光市】 性同一性障害を含む性的マイノリティに関する相談については、人権・男女共同参画課が外部相談先を紹介している。 LGBTQへの理解促進のため、令和3年9月1日から日光市パートナーシップ宣言制度を施行しており、今後、職員向けのガイドラインの作成を予定しており、その中でも相談窓口を掲載し、案内体制を強化していく。	【栃木県】 <a href="https://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/jinken/r3niiiro-tel.html">https://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/jinken/r3niiiro-tel.html</a> 【栃木市】 <a href="https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/24/221.html">https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/24/221.html</a> 【鹿沼市】 <a href="https://www.city.kanuma.tochigi.lg.jp">https://www.city.kanuma.tochigi.lg.jp</a> 【日光市】 <a href="https://www.city.nikko.lg.jp">https://www.city.nikko.lg.jp</a>
7 群馬県	【大泉町】 「性同一性障害」専用の相談窓口ではないが、町として性自認・性的指向などの相談を電話や面談等で受ける。 【桐生市】 専用相談窓口ではないが、毎月開設している人権相談の中で、人権擁護委員が相談を受ける。	随時対応 【桐生市】 ○人権相談 桐生市役所本庁舎 毎月第2・4火曜日 13:30～15:30 新里支所 毎月1日 9:30～11:30 黒俣支所 毎月20日 9:00～11:00 ※土日祝日・年末年始を除く。開催日や場所は広報きりゅうにて周知。	<a href="https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/soudan/1011027/index.html">https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/soudan/1011027/index.html</a>

# 自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和5年12月現在  
ホームページ

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
8 埼玉県	<p>【埼玉県】 令和2年度に実態調査を行い、LGBTQの方の多くが周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを周囲に相談できずに生活している実態を踏まえて、令和4年8月から県では、性的指向・性自認に関する悩みについて、県民の方が相談できる専門相談窓口を開設した。</p> <p>【鴻巣市】 市民からの問い合わせや性的マイノリティに関しての関心の高まりを受け、平成31年4月から相談事業を開始した。</p> <p>【入間市】 平成30年1月より人権推進課（市民相談室、男女共同参画センター）において相談事業を開始した。</p> <p>【深谷市】令和4年3月に「深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例」を制定し、性の多様性について理解を深めるための施策及び性的少数者への支援に取り組んでおり、その一環として令和4年7月から相談窓口を設置している。</p> <p>【久喜市】 第32次久喜市男女共同参画行動計画において、LGBTQ+と呼ばれる性的少数者を含む多様な性のあり方性の多様性が尊重され、誰もが差別を受けにくく平等に暮らせるよう、「多様性を認め合う人権擁護の推進」の取り組みとして、「人権・女性相談」及び「女性の悩み（カウンセリング）相談」の充実や、LGBTQ+を含む性の多様性を尊重した啓発活動の実施等に取り組んでいる。</p> <p>【鳩山町】 町民の複雑・複合化した困りごとや、どこに相談したらよいかわからない困りごとなど、総合的に相談できる窓口として、平成31年4月から鳩山町総合相談支援窓口を設置。</p>	<p>【埼玉県】 「にじいろ県民相談」（埼玉県LGBTQ県民相談） 埼玉県内在住、在勤、通学の性的指向・性自認に関する悩みがある方及びその周りの方を対象に電話及U/LINEにより性的指向・性自認に関する悩みについて、相談を受け付ける。 相談日時：毎週土曜日（年末年始を除く）18:00～21:30（相談時間22:00まで） 相談方法：電話又はLINE</p> <p>【鴻巣市】 性的マイノリティに関する悩み事相談 自分の性や性的指向に伴う不安や悩みを抱えた相談者に対し、専門のカウンセラーが適切なアドバイスやカウンセリングを行い、また、必要に応じて関係機関を紹介する。当事者だけではなく、家族や友人からの相談も受け付ける。 相談日時：毎月第1・第4木曜日 14:00～15:00 相談方法：面接または電話</p> <p>【入間市】 性的マイノリティのための悩みごと相談 自分の性や性的指向に伴う不安や悩みを抱えた相談者に対し、専門のカウンセラーが適切なアドバイスやカウンセリングを行い、また、必要に応じて関係機関を紹介する。当事者だけではなく、家族や友人からの相談にも応じる。電話相談（匿名可）を主とし、当事者の意向に沿って、面接相談等も行う。（悩みの傾聴が主となる） 相談日時：平日…10:00～12:00 13:00から15:00</p> <p>【深谷市】「多様な性に関する相談 にじの架け橋」 専門の相談機関ではないが、自分の性的指向や性自認に関する悩みごとや不安について、また家族からの相談を受け付けている。 受付日時 月～金（祝日、年末年始除く）10時～12時 13時～15時（メール相談は随時） 受付方法 電話またはメール（希望があれば面接も可） 電話：048-574-6643（深谷市人権政策課） Email: jinken@city.fukaya.saitama.jp</p> <p>【久喜市】 性同一性障がいについての専用相談窓口はないが、性自認や性的指向についての相談は、「人権・女性相談」及び「女性の悩み（カウンセリング）相談」において対応している。</p> <p>◆人権・女性相談（面接相談） 相談員は人権擁護委員 久喜会場（原則毎月10日 13時15分～16時15分） 富浦会場（原則毎月第3水曜日 13時30分～15時30分） 栗橋会場（原則毎月第3木曜日 13時30分～15時30分） 鶯宮会場（原則毎月第4月曜日 9時30分～11時30分）</p> <p>◆女性の悩み（カウンセリング）相談（電話、面接、オンライン相談） 相談員は女性の臨床心理士 久喜市役所内にて毎月第1金曜日及び6・7・11・12月の第3金曜日：13時～17時、4・5・8・9・10・1・2・3月の第3金曜日：10時～17時、日曜特設相談年2回（6月・11月）</p> <p>【鳩山町】 鳩山町総合相談支援窓口（重層的支援体制整備事業） 性同一性障害専用の相談窓口ではないが、鳩山町社会福祉協議会に委託し、福祉全般の相談窓口、鳩山町総合相談支援窓口を設置。性的マイノリティに関する相談も受け付けている。 相談日時：平日8:30～17:15 相談方法：電話・訪問・来所等</p>	<p>【埼玉県】 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/lgbta/kermin-soudan.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/lgbta/kermin-soudan.html</a></p> <p>【鴻巣市】 <a href="https://www.city.kounosu.saitama.jp/page/3610.html">https://www.city.kounosu.saitama.jp/page/3610.html</a></p> <p>【入間市】 <a href="https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/iinkensuishink/a/119/120/sodan/2677.html">https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/iinkensuishink/a/119/120/sodan/2677.html</a></p> <p>【深谷市】 <a href="https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/kyoudou/jinken/tanto/seinotayouseinuituite/1660547268841.html">https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/kyoudou/jinken/tanto/seinotayouseinuituite/1660547268841.html</a></p> <p>【久喜市】 ◆人権・女性相談 <a href="https://www.city.kuki.lg.jp/smph/shisei/iinken_danjo/jinken/iinkensodan/index.html">https://www.city.kuki.lg.jp/smph/shisei/iinken_danjo/jinken/iinkensodan/index.html</a></p> <p>◆女性の悩み相談 <a href="https://www.city.kuki.lg.jp/shisei/iinken_danjo/danjo/ioseisodan.html">https://www.city.kuki.lg.jp/shisei/iinken_danjo/danjo/ioseisodan.html</a></p> <p>【鳩山町】 <a href="https://www.town.hatoyama.saitama.jp/kurashi/shouhiseika/tsu_soudan_jinken/living_consultation/support_window.html">https://www.town.hatoyama.saitama.jp/kurashi/shouhiseika/tsu_soudan_jinken/living_consultation/support_window.html</a></p>
	<p>【伊奈町】 お互いの人権を尊重し、多様性が受け入れられる共生の社会を築いていくため、様々な人権課題の解決に向けた取り組みの一環として、令和3年度からLGBTQ（性的マイノリティ）等に関する相談会を始めた。</p>	<p>【伊奈町】 LGBTQ相談会（年2回、不定期） 性的マイノリティに関する悩みごと全般について、当事者や、家族・友人からの相談に対し、プライバシーに配慮しながら対面で相談員が応じる。</p>	<p>【伊奈町】 <a href="https://www.town.saitama-ina.lg.jp/0000004670.html">https://www.town.saitama-ina.lg.jp/0000004670.html</a></p>
9 神奈川県	<p>【神奈川県】 平成27年度より「性的マイノリティの子供に理解のある支援者育成事業（かながわボランティア活動推進基金21を活用したNPO提案型協働事業）」を実施してきたが、平成30年度より、当事者及びその家族、支援者に対する直接的支援事業（当事者向け交流会、かながわSOGI派遣相談）を開始した。</p> <p>【横須賀市】 本市の「性的マイノリティに関する施策」の中で「市内で専門の相談を受けられる体制づくり」を掲げており、当事者と市関係課長との意見交換会において、「（主に未成年者が）見知らぬ市外へ行くことにする恐れや交通費がかかることから、市内で相談を受けられる体制が求められていた。そのなかで、「公的な機関が設置する窓口は、プライバシー保護の観点から安心して相談できる」との意見が多いことから、性的マイノリティ当事者の孤立を防ぐことを目的とし、性的指向や性自認に関する専門的な相談に対応するため、令和元年5月から、専門相談の窓口を設置した。</p> <p>【大和市】 令和3年4月から「大和市パートナーシップ宣誓制度」が開設された。その後、当事者の相談窓口の受け皿として、令和3年6月から「やまとSOGI派遣相談」を開設。</p>	<p>【神奈川県】 ※「性同一性障害」専用ではないが、性的マイノリティの当事者、支援者や家族を対象とした相談事業を実施している。</p> <p>【かながわSOGI派遣相談】 性的マイノリティ当事者及びその家族、支援機関の依頼に応じ、公的施設等や支援機関に、臨床心理士などの専門相談員を派遣して、SOGI（性的指向と性自認）に関する相談を行っている。</p> <p>【横須賀市】 ◎よこすかLGBTs相談（性的指向や性自認に関する専門相談） ・NPO法人SHIPの臨床心理士など、専門の相談員が「デュオよこすか」または支援者（市内）のもとに伺う。 ・悩みを抱えているご本人（性的マイノリティ当事者）だけでなく、ご家族や支援者の方も対象としている。 ・申込みは、予約制（3日前までの連絡）、相談は無料で年齢制限はない。 ※本市の性的マイノリティに関する相談事業は、対象者を性同一性障害をお持ちの方に限っておりません。</p> <p>【大和市】 ・「やまとSOGI派遣相談」 ・対象：性別に違和感があったり、同性が好きだったり、性的指向や性自認に関して悩みを抱えている方とその家族等 ・相談員：NPO法人SHIP（性的マイノリティ支援団体）の臨床心理士など、専門の相談員 ・相談時間は45分程度・相談料は無料・お一人一回の利用 ・相談日：月～金（休日を除く）10:00～16:00 ・会場：大和市内の公共施設 ・相談体制は面談。事前申込要</p>	<p>【神奈川県】 【SOGI派遣相談】 <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/cnt/f430243/documents/2.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/cnt/f430243/documents/2.html</a></p> <p>【横須賀市】 ◎よこすかLGBTs相談 <a href="https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0531/200908senmonsoudan.html">https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0531/200908senmonsoudan.html</a></p> <p>【大和市】 <a href="https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshiki/38/sodammodo/suochi/13046.html">https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshiki/38/sodammodo/suochi/13046.html</a></p>
10 富山県	<p>【滑川市】 本市においては、LGBT等に特化した相談窓口は今のところないが、次の機関で相談に応じている。 (1) 市役所市民課 (2) 市役所福祉介護課</p>	<p>【滑川市】 ・各相談窓口は、「性同一性障害」専用の相談機関ではない。</p> <p>【市役所市民課】 ・月1回、人権相談を開催し、人権擁護委員が相談に応じている。</p> <p>【市役所福祉介護課】 ・看護師等が随時相談に応じている。</p>	<p>【滑川市】 <a href="https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/9/4/1/744.html">https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/9/4/1/744.html</a></p>
11 長野県	<p>【松本市】 平成26年9月に人権・男女共生課のホームページ上に「性同一性障害についてお悩みの方へ」と題するページを設け、市で相談可能な窓口を紹介した。</p> <p>【飯田市】 令和2年3月に当市のホームページ上へ「性的指向や性自認に関する相談」の案内ページを設け、市の相談対応窓口を紹介した。</p>	<p>【松本市】 松本市には専門相談窓口はない。松本市女性センターで実施する心理カウンセラーが話を聞くこと、こどもの場合は「こども権利相談」「まちかど保健室」で相談を受けることをホームページで案内している。ただし性同一性障害に対する専門知識を有する者が相談を受けるわけではない。また、松本市の管理下でない団体の紹介として厚労省、GID学会、日本精神神経学会、性同一性障害に限らず性的マイノリティ等に関する活動を行っている団体等を紹介している。ただし、いかなる場合でも、これらへのアクセスは個人の責任において行い、本市はいかなる責任も負わない旨を明記している。</p> <p>【飯田市】 飯田市には専門相談窓口はなく、専門の相談員の配置もないが、性同一性障害に関する相談については男女共同参画課で話をお聞きしている。 ・身体的な相談や精神的な相談、子どもに関する相談など、内容によっては、市役所内の担当部署についで対応する。 ・また、当市の管理下でない団体として法務省、厚生労働省、GID学会、日本精神神経学会、日本性同一性障害・性別違和と共に生きる人々の会等を紹介している。ただし、いかなる場合でも、これらへのアクセスは個人の責任において行い、本市はいかなる責任も負わない旨を明記している。</p>	<p>【松本市】 <a href="http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/tiiki/jinken/danjo/genderidentitydisorder.html">http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/tiiki/jinken/danjo/genderidentitydisorder.html</a></p> <p>【飯田市】 <a href="https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/9/seitekisikou-seijin.html">https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/9/seitekisikou-seijin.html</a></p>

# 自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和5年12月現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
12 岐阜県	<p>【岐阜県】 以前から開設していた「一般電話相談」に加え、平成24年度からは「法律・こころ・男性専門相談」を開設したが、「一般電話相談」にLGBTに関すると思われる相談が散見されるようになったことから、平成30年度から相談窓口の一つとして専門相談員による「LGBT専門電話相談」を開設した。</p> <p>【恵那市】 重層的支援体制整備事業の実施に向け、令和2年4月より、福祉総合相談窓口を設置した。</p> <p>【美濃加茂市】 当市においては専用窓口は今のところないが、次の機関で相談に応じている。 ・健康課 ・福祉課（心と暮らしの相談窓口）</p> <p>【可児市】 以前から開設していた「可児市男女共同参画悩み相談」に、令和2年度から相談受付内容を「LGBT」を追加し、広報かみや、ホームページ、SNS、チラシ等で広報している。</p>	<p>○電話相談（男女共同参画・女性の活躍支援センター） 【相談日時】 第3金曜日 17:00～20:00 【対象者】 性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている方やご家族、支援を希望する方々 【相談担当者】 専門相談員</p> <p>【恵那市】 福祉総合相談窓口の設置（市職員1名、社協職員1名配置） ※性同一性障害専用の相談窓口ではないが、性同一性障害についての相談も受けている。</p> <p>【美濃加茂市】 「心の相談室（毎月第四日曜日）」「こころ ほんま暮らしの相談窓口（奇数月）」などの相談会で、悩みを抱えている当事者だけでなく、家族や支援者も対象に相談を受けている。性同一性障害専用窓口ではないが、それらを含む相談も受けている。</p> <p>【可児市】 「可児市男女共同参画悩み相談」（性同一性障害専用の相談窓口ではない） ・自分の生き方や、家族・男女関係、離婚、DVやセクハラ、LGBT、人付き合いのこなど、さまざまな悩みについて、女性アドバイザーが相談を受ける。予約時間内に電話相談も可。 ・毎月1回 土曜日 13:30～16:30 1回50分 要予約 ・同時開催の女性弁護士による無料法律相談も受けることができる（1回20分、要予約、市内在住者のみ）</p>	<p>【岐阜県】 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kekkon/danjo/sodan-madoguochi/c11234/plaza-soudan.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kekkon/danjo/sodan-madoguochi/c11234/plaza-soudan.html</a></p> <p>【恵那市】 <a href="https://www.city.ena.lg.jp/soshiki/chiran/iryofukushibu/shakaifukushi/1/fukusisogo-usoudannakari/5993.html">https://www.city.ena.lg.jp/soshiki/chiran/iryofukushibu/shakaifukushi/1/fukusisogo-usoudannakari/5993.html</a></p> <p>【美濃加茂市】 <a href="https://www.city.minokamo.gifu.jp/shimin/">https://www.city.minokamo.gifu.jp/shimin/</a></p> <p>【可児市】 <a href="https://www.city.kani.lg.jp/3300.htm">https://www.city.kani.lg.jp/3300.htm</a></p>
13 静岡県	<p>性的マイノリティやその家族等の悩みや不安に関する相談を受けるための専門電話相談窓口として令和3年8月に開設</p>	<p>性的あり方に関する悩みや困りごとについての相談（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない） 本人だけでなく、家族、友人、職場、学校関係者の相談も可 ・名称、しるしにLGBT電話相談 ・相談日時 毎月第1火曜日、第3土曜日 18時～22時</p>	<p><a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/r3/denwasoudan.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/r3/denwasoudan.html</a></p>
14 愛知県	<p>【豊橋市】 平成30年3月「豊橋市男女共同参画行動計画（とよはしハーモニープラン2018-2022）」を策定し、基本的な施策として「LGBT等性的少数者に対する理解促進と支援」に取り組むことを定めた。 LGBT等性的少数者の方が悩みを打ち明けられる環境整備の取組として、令和2年8月から「LGBT等性的少数者の面接相談」を開始している。</p> <p>【岡崎市】 令和元年度に実施した市民意識調査において、性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会に必要なこととして「相談できる窓口の設置」が必要であるとの求めに応じ翌年度から電話相談窓口を設置した。</p> <p>【刈谷市】 ①平成25年4月に刈谷市子ども相談センターを開設し、いじめ、不登校、進路、発育、LGBTなど、子どもに関することであれば何でも相談を受け付けている。 ②ひきこもりやニート等の困難を抱える子ども・若者の健全な育成を図るため、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づき、令和2年9月5日に「刈谷市子ども・若者総合相談窓口」を開設した。性同一性障害等について医師から半年間の研修を受けた相談員により相談対応が可能であり、他市の自助グループに繋ぐことができる状況にあるため、相談内容に「LGBT」を盛り込んだ。</p> <p>【半田市】 「性同一性障害」専用の相談機関はないが、「人権相談窓口」にて性に関する悩みについての相談を受けている。</p>	<p>【豊橋市】 ・「LGBT等性的少数者の面接相談」は「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・相談対象者は原則、豊橋市在住の方。当事者だけでなく、その家族、友人、教育関係者、支援者なども相談可能 ・予約制の面接相談であり、相談可能時間は午前10時～午後8時 ・相談員は、LGBT支援を行う専門の相談員</p> <p>【岡崎市】 ・当事者だけでなく、家族、友人、教育関係者の相談機関 ・性同一性障害が専用相談窓口ではない ・毎月第3木曜日 17時～21時</p> <p>【刈谷市】 ① ・相談窓口は「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・相談対象者は、刈谷市に在住・在園・在学・在勤の3歳から19歳の子どものとその保護者など ・相談体制は、来室相談、電話相談及びオンライン相談がある。 ・相談時間は、月曜日～土曜日の9:00～17:00（祝日、年末年始を除く） ② ・相談時間：毎週土曜日 9時45分～15時45分（来室相談のみ、年末年始を除く） ・対象者：市内在住・在勤または在学で、概ね40歳までの人またはその家族 ・相談内容は子ども・若者の困難に関すること全般であり、性同一性障害専用の相談機関ではない。</p> <p>【半田市】 ・「性同一性障害」専用の相談機関はない。 ・相談日時：毎月第4月曜日（午後1時30分～午後4時） ・相談場所：半田市市民交流センター（クラシティ3階）相談室 ・相談員：人権擁護委員</p>	<p>【豊橋市】 <a href="http://www.city.toyohashi.lg.jp/42377.html">http://www.city.toyohashi.lg.jp/42377.html</a></p> <p>【岡崎市】 <a href="https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1556/1717/lgbtll.html">https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1556/1717/lgbtll.html</a></p> <p>【刈谷市】 ① <a href="https://www.city.kariya.lg.jp/shisetsu/kyoiku/1005525.html">https://www.city.kariya.lg.jp/shisetsu/kyoiku/1005525.html</a> ② <a href="https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/syogaisakusyu/shien/1004174.html">https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/syogaisakusyu/shien/1004174.html</a></p> <p>【半田市】 <a href="https://www.city.handa.lg.jp/somu/kurashi/jinken/sodan/sodan.html">https://www.city.handa.lg.jp/somu/kurashi/jinken/sodan/sodan.html</a></p>
15 三重県	<p>【三重県】 令和3年4月に制定した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」の趣旨に基づき、性の多様性に関するさまざまな悩みを抱える当事者や周囲の方などからの相談に幅広く対応していく窓口として、「みえにじろ相談」を開設。</p> <p>【いなべ市】 性的指向等に関わらず、誰もが多様な生き方を選択出来るまちづくりを推進することを目的として、令和2年7月から「LGBT相談」を開設した。</p> <p>【伊賀市】 平成28年4月の「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」及び「ALLYの取組（性的少数者支援と性の多様性の啓発）」開始と同時に、既存の人権相談窓口の案内に「LGBT（性的少数者）の相談（性同一性障害など）」もお受けします。」との文言を追加。広報かみやホームページ、啓発チラシ等に掲載している。</p>	<p>【三重県】 「みえにじろ相談」 ※性同一性障害専用窓口ではない 性の多様性に関する相談に対応、本人だけでなく周囲の方からの相談も受付 電話相談…毎月第1日曜日13:00～19:00、第3金曜日14:00～20:00 SNS相談…毎月第2金曜日14:00～20:00、第4日曜日13:00～19:00</p> <p>【いなべ市】 日時： ①毎月第1月曜日 11時～16時（休日の場合は、翌平日の月曜日） ②毎月第3水曜日 11時～16時（休日の場合は、翌平日の水曜日） 相談員： ①いなべ市地域おこし協力隊員1名（当事者の母親）、産婦人科医師1名で対応 ②いなべ市地域おこし協力隊員1名（当事者の母親）で対応 相談対象者： 不問 その他： いずれも電話予約制 相談員との電話相談も可</p> <p>【伊賀市】 ・相談窓口として、①人権擁護委員による面談 ②市人権担当課 ③津地方法務局伊賀支局を案内しているが、いずれも「性同一性障害」専用の相談機関ではない。</p>	<p>【三重県】 <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/IRIS/HP/m0052600170.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/IRIS/HP/m0052600170.htm</a></p> <p>【いなべ市】 <a href="https://www.city.inabe.mie.jp/kurashi/sodan/1009766.html">https://www.city.inabe.mie.jp/kurashi/sodan/1009766.html</a></p> <p>【伊賀市】 <a href="http://www.city.iga.lg.jp/000000914.html">http://www.city.iga.lg.jp/000000914.html</a></p>
16 京都府	<p>平成28年度に成立したヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消法において、地方公共団体に相談体制の整備・充実にも努めるよう求められたことに伴い、人権問題に関する法律相談事業を平成29年7月から開始した。</p> <p>【亀岡市】 ・令和3年3月に策定した「ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～」において、重点プランとして「LGBTQ+の人への社会的理解の促進に向けた啓発」を明記した。 ・令和3年3月1日「亀岡市パートナーシップ宣誓制度」を施行。併せて、市職員向けに「多様な性の理解を深めるための職員ハンドブック」を作成した。 ・LGBTQ+への関心の高まりや市民等からの問い合わせを受け、他市の取り組みも参考に、悩みや苦しみを抱えるLGBTQ+の人たちが安心して暮らせる環境づくりの一助として、令和4年度から「亀岡市LGBTQ+相談窓口」を開設した。</p> <p>【長岡京市】 長岡京市は令和3年度にパートナーシップ宣誓制度を導入。同年に京都市・亀岡市とパートナーシップ宣誓制度の都市間連携の協定を締結。令和4年度から京都市が実施されていた「京都まあるスペース」に亀岡市と共に長岡京市も参画し、共催事業として実施。</p> <p>【井手市】 2005（平成17）年2月より「こころの相談室」を開始。性同一性障害についての専用相談窓口ではないが、相談者のこころのしんどさに専門のカウンセラー（臨床心理士）が寄り添い対面相談により問題解決の方法を探っていく相談事業。</p>	<p>○人権問題法律相談（京都府人権・カルロスセンター） ※人権問題に関する弁護士による法的な相談窓口であり、LGBT等性的少数者の方に限定した専門相談ではない。 （例） ・インターネット上に自分の個人情報が見られ、誹謗中傷を受けている。 ・同和地区の出身であることを理由に、結婚に反対されている。 ・外国籍であることを理由に賃貸借を断られた。 ・戸籍上の性別と外見の印象が異なることにより、就職や施設利用を断られた。 相談日時： ＜電話相談＞月2回 30分4枠を想定 専用電話 ＜面接相談＞本庁月1回、各広域振興局（4カ所巡回で月1回）、夜間相談月1回（京都弁護士会京都駅前法律相談センター）※事前予約制</p> <p>【亀岡市LGBTQ+相談窓口】 ○対象：LGBTQ+の当事者やそうかもしれないと感じている人、その人たちを取り巻く家族や友人、職場・学校関係者など。（どなたでも） ○月1回開設：対面相談またはオンライン（Zoom）相談。（1枠50分×2枠） ○委託先の専門相談員が対応。相談予約については、人権啓発課が受付窓口となっている。 ※「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。</p> <p>【長岡京市】 LGBT等の性的少数者の人（そうかもしれない人も含む）やその周囲の人たちが、気軽に集まって話ししながら、人とつながり、交流していただけるコミュニティスペースとして「まあるスペース」を開設。また、悩み事などについて相談できる専門の相談員による「個別相談会」も併せて開催。 ・開催：6月～1月の各月1回、2時間ほど。（年8回） ・個別相談は、開催日につき1日2枠、1枠50分。 ・担当課：長岡京市共生社会推進課</p> <p>【井手市】 相談日時：毎月第1・3金曜日 11:00～13:00（1コマ50分）※日程は広報紙に掲載</p>	<p><a href="https://kyoto-iinken.net/service/legal/">https://kyoto-iinken.net/service/legal/</a></p>

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和5年12月未現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
17 大阪府	<p>【阪南市】</p> <p>・平成29年3月策定「阪南市男女共同参画プラン（第3次）」基本方針Ⅱ・施策の方向（3）・施策の展開16「セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者、外国人女性、複合的に困難な状況に置かれている人々等が安心して暮らせるまちづくり」で相談体制の充実に取り組んでいる。</p> <p>・平成31年4月策定「阪南市人権施策推進基本方針及び基本計画」では人権に関する市民意識調査結果による課題を分析、取り組むべき主要課題の解決に向けた施策の中で「(9) 性的マイノリティに関する人権課題」として理解促進、支援体制の充実に取り組んでいる。</p> <p>・性的マイノリティについて、正しい理解を促進し、認識を深めるため、広報誌に特集記事を掲載。8月号、ALL Y（アライ）の推進についても、記載。相談先として市女性相談窓口、市こころの相談日を掲載している。</p> <p>【大阪狭山市】</p> <p>大阪狭山市人権行政基本方針令和3年度改定版において性自認・性的指向に関する人権を重点課題に位置付け、性自認や性的指向等を理由とする差別の解消に向けて、啓発や教育を推進している。取組みの一環として人権相談。女性のための相談において、性自認・性的指向に関する相談対応を行っている。</p> <p>【枚方市】</p> <p>平成31年3月に性的マイノリティ支援宣言「ひらかた・にじいろ」宣言を行い、翌月よりLGBT電話相談を開始した。</p> <p>【茨木市】</p> <p>令和3年度より、セクシュアルマイノリティ支援事業を開始し、相談窓口を設置した。そのほか、コミュニティスペースの実施、啓発リーフレットの作成・配布、市ホームページにおけるQ&amp;Aの公開等を行っている。</p> <p>【守口市】</p> <p>あらたな人権課題として、性的マイノリティに対する差別をなくす、LGBTに対する理解を啓発し、深めることが求められている。本年度は、男女共同参画週間記念事業の一環の取り組みとして「LGBTなんでも相談」を開設した。</p>	<p>【阪南市】</p> <p>【人権推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「性同一性障害」専用の相談窓口ではないが、性自認、性指向のことなどで相談したい方（本人に限らず、家族、友人、職場の方など）の相談を電話や面談等で受ける。</li> </ul> <p>◎LGBTに関する教育・啓発の推進で、市民啓発講座の実施、学校における教育の推進、市職員・教職員への研修を実施。</p> <p>【大阪狭山市】</p> <p>性同一性障害の専門相談は実施していない。</p> <p>①精神保健福祉相談として、可能な範囲で相談対応を行っている。 ②性的マイノリティに関する相談は人権いろいろ相談において対応している。 内容に応じて、カウンセリングや専門的な窓口を案内している。</p> <p>◆大阪狭山市役所 市民相談・人権啓発グループ 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分（土・日・祝及び年始年末は除く） 電話番号 072-366-0011（代表）</p> <p>また、性自認が女性の方は、本市男女共同参画推進センター「きらっとびあ」の女性のための相談（カウンセリング）が利用可能。 女性のための相談ではセクシュアリティの選択や生き方に関する相談にも応じている。（予約制）</p> <p>◆きらっとびあ 予約受付時間 月曜日～金曜日：午前10時から午後5時 第1・第3土曜日：午前9時から正午 電話番号 072-247-7047</p> <p>【枚方市】</p> <p>※「性同一性障害」専用ではない セクシュアルマイノリティ当事者、その家族、学校や職場の関係者、支援者からの相談を、電話で専門の相談員が受ける。 相談窓口：「LGBT電話相談」 相談日時：毎月第1木曜日、15時～20時（受付は19時40分まで） 電話番号：072-843-573</p> <p>【茨木市】</p> <p>※「性同一性障害」専用ではない 性的マイノリティ当事者、その家族、学校や職場の関係者、支援者からの相談を、電話で専門の相談員が受ける。 相談窓口：「いばらきにじいろ相談」 相談日時：毎月第4土曜日、15時～20時（受付は19時45分まで） 電話番号：080-2395-3015（音声では相談できない人、しづらい人はメール相談もあり）</p> <p>【守口市】</p> <p>LGBTなんでも相談（原則面談） 性別や性自認、性指向、性別の違和感などLGBTの当事者やその家族、周囲の方の相談窓口 6月20日（日）13時から16時、10月20日（水）・11月17日（水）・12月15日（水）全日程17時から20時</p>	<p>【阪南市】 <a href="https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/somu/iinken/iinekn_sodan.html">https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/somu/iinken/iinekn_sodan.html</a></p> <p>【大阪狭山市】 人権いろいろ相談 <a href="http://www.city.osakasayama.osaka.jp/kurashi_tetsuzuki/kakusyudo_sodan/1410839895855.html">http://www.city.osakasayama.osaka.jp/kurashi_tetsuzuki/kakusyudo_sodan/1410839895855.html</a></p> <p>女性のための相談（きらっとびあ） <a href="http://www.city.osakasayama.osaka.jp/kurashi_tetsuzuki/kakusyudo_sodan/1410839298188.html">http://www.city.osakasayama.osaka.jp/kurashi_tetsuzuki/kakusyudo_sodan/1410839298188.html</a></p> <p>【枚方市】 <a href="https://www.city.hirakata.osaka.jp/000023377.html">https://www.city.hirakata.osaka.jp/000023377.html</a></p> <p>【茨木市】 <a href="https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/iinken/me nu/sexual_minority/60143.html">https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/iinken/me nu/sexual_minority/60143.html</a></p> <p>【守口市】 <a href="https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/shimin/seikatsubu/iinkenshitsu/1445420635072.html">https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/shimin/seikatsubu/iinkenshitsu/1445420635072.html</a></p>
18 兵庫県	<p>【尼崎市】</p> <p>性的指向や性自認に不安を感じながらも孤立しがちで、悩みを共有できる場が少ない状況にあることから、気軽に安心して相談できる場づくりが必要であるとの認識のもと開設した。</p> <p>【明石市】</p> <p>2018年（平成30年）に市内初の支援団体が結成されたのを契機に、市民や議会からLGBTQ+/SOGIEに関する施策の必要性を訴える声が高まり、2020年（令和2年）4月に担当部署を設置。設置にあたり、この分野に関する知識や活動経験を持つ人材を公募し、専門職として2名を採用した。相談事業については、2020年（令和2年）7月より実施している。</p> <p>【西宮市】</p> <p>令和3年3月、性的指向及び性自認に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きることができると目指すため、西宮市性の多様性に関する取組の方針を策定。その取組の一環として、令和3年4月より性的マイノリティ電話相談を開始した。</p> <p>【芦屋市】</p> <p>性的違和や性的指向などセクシュアリティの様々な悩みに対して、既存の人権相談（対面）では対応が難しく、電話相談の方が気軽に相談できる。相談員もLGBTの知識を持った専門相談員の方が相談しやすいと判断したため、平成31年2月1日に開設した。</p> <p>【伊丹市】</p> <p>平成28（2016）年2月に性的マイノリティの当事者団体からの請願書が議会に提出され、3月議会で採択された。平成29（2017）年度に当事者やその関係者のための「セクシュアルマイノリティ相談窓口」を開設し、令和2（2020）年度からは「伊丹市立男女共同参画センター こころ」において相談窓口を実施している。</p> <p>【宝塚市】</p> <p>宝塚市では、「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚（性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組）」を策定し、性の多様性を理解し、誰もが「ありのまま」、安心して自分らしく過ごせる、誰もが生きやすい社会をめざしています。その取組の一つとして、電話相談事業を開始しました。</p> <p>【川西市】</p> <p>当事者の方が、市の人権啓発事業で「セクシュアルマイノリティ問題を積極的に取り上げるべき」と、市長や担当者に手紙や資料を送付され、人権担当者にも会いに来られました。また、平成19年1月発行の「広報かわにし：人権問題特集号」で、その方の手記が掲載されました。そのような経緯を経て、平成21年9月から、総合センターで「セクマイ相談・学習会」が開催されることとなりました。様々な研修会・学習会・広報活動で、セクシュアリティ・セクシュアルマイノリティ問題を取り上げることになり、市内の学校や小中学校での「セクシュアルマイノリティへの理解」に向けて、教職員や地域の市民への研修会・学習会も行われるようになりました。本事業が、相談会ではなく「相談・学習会」としているのは、当事者だけではなく、関係者も含めてともに考えていく場として啓発に関わる人との学習会も含んでいるためです。</p>	<p>【尼崎市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口名称 LGBT電話相談</li> <li>・開設年月 令和2年7月</li> <li>・相談日時 毎月第4火曜日 午後5時～8時</li> <li>・相談員 2人（ただし、回線は1回線） 性的マイノリティ当事者等電話や面接による相談業務経験者（特定非営利活動法人ONRC）</li> <li>・相談方法 電話</li> <li>・相談対象 本人、家族、友人、学校や職場の関係者、支援者等</li> </ul> <p>【明石市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口名称 明石にじいろ相談（LGBTQ+/SOGIE専門相談）</li> <li>・相談日時 電話相談：毎月第1・3火曜日 12:30～16:30 面接相談：毎月第1・第3水曜日 13:00～15:50（予約制・1回50分まで） メール相談：sogie@city.akashi.lg.jp</li> <li>・相談員 LGBTQ+/SOGIE施策専門職員が対応</li> <li>・相談対象 SOGIE（性的指向、性自認、性表現）に関する悩みをお持ちの方 LGBTQ+当事者だけでなく、家族、学校関係者、事業者など周りの方も相談可能</li> </ul> <p>【西宮市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口名称 性的マイノリティ電話相談</li> <li>・開設年月 令和3年4月</li> <li>・相談日時 毎月第2土曜日 午前10時～午後1時</li> <li>・相談員 特定非営利活動法人ONRC（クオーク）の相談員 クオークは、LGBTQなど多様な性を生きる人やその周辺にいる人たちのセンターで多様性を認め合う社会の実現を目指して講演活動や相談業務を行っています。</li> <li>・相談対象 当事者本人だけでなく、家族や友人、先生、支援者など</li> </ul> <p>【芦屋市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口名称 L G B T 電話相談</li> <li>・開設年月日 平成31年2月1日</li> <li>・相談日時 毎月第1・3火曜日、16：30～20：15（祝日・年末年始除く）</li> <li>・相談員 特定非営利活動法人Queer and Women's Resource Center 専門相談員 2人</li> <li>・相談方法 電話</li> <li>・相談対象 本人、家族、友人、教師、同僚等</li> <li>・その他 性的マイノリティ（LGBT）の電話相談窓口として、性別違和や性的指向などセクシュアリティのさまざまな悩みの相談に応じている。</li> </ul> <p>【伊丹市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口名称 セクシュアルマイノリティ相談窓口</li> <li>・開設年月日 平成29年8月</li> <li>・相談日時 毎週金曜日 15：00～18：00</li> <li>・相談員 臨床心理士・産業カウンセラーの資格を持った相談員</li> <li>・相談方法 臨場またはメール相談</li> <li>・相談対象 本人、家族や友人、同僚や教師等</li> <li>・その他 本市の相談窓口は、対象者を性同一性障害をお持ちの方に限っておりません</li> </ul> <p>【宝塚市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口名称 セクシュアルマイノリティ電話相談</li> <li>・開設年月日 平成28年6月</li> <li>・相談日時 毎週水曜日15：00～18：00（祝日・年末年始を除く）</li> <li>・相談員 NPO法人女性と子どものエンパワメント関西に委託しています。当事者のほか家族、知人、その他周囲の人などからの幅広い相談経験があり、性自認や性的指向などに伴う全般的な悩み事とともに、いじめやDVなど複合的問題に対しても対応可能な経験者が各回1名が対応しています。</li> <li>・相談方法 電話</li> <li>・相談対象 子どもから大人まで、本人だけでなく家族、友人、教員の方からの相談も可能です。</li> </ul> <p>【川西市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口名称 セクシュアルマイノリティ相談・学習会</li> <li>・開設年月 平成21年9月</li> <li>・相談日 毎月第4木曜日</li> <li>・相談員 2名（当事者相談員1名、センター指導相談員1名）</li> <li>・相談方法 面接（電話予約優先）</li> <li>・相談対象 本人、家族、学校関係者</li> <li>・その他 相談業務だけでなく、啓発や取り組みに関する相談や学習会等の支援も実施。</li> </ul>	<p>【尼崎市】 <a href="https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/hataraku/danip/1024654/1021559.html">https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/hataraku/danip/1024654/1021559.html</a></p> <p>【明石市】 <a href="https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/sdgs/niirosoudan.html">https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/sdgs/niirosoudan.html</a></p> <p>【西宮市】 <a href="https://www.nishi.or.jp/bunka/danijokuyodosankaku/tayousei_torikumi/LGBTQTEL.html">https://www.nishi.or.jp/bunka/danijokuyodosankaku/tayousei_torikumi/LGBTQTEL.html</a></p> <p>【芦屋市】 <a href="https://www.city.ashiya.lg.jp/iinken/lgbtsoudan.html">https://www.city.ashiya.lg.jp/iinken/lgbtsoudan.html</a></p> <p>【伊丹市】 ・伊丹市HPからの案内 <a href="https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SHIMIN/JINKEN/ZINKEN_SODAN_MADOTI/1498617657582.html">https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SHIMIN/JINKEN/ZINKEN_SODAN_MADOTI/1498617657582.html</a></p> <p>・伊丹市男女教育センター こころ HPからの案内 <a href="https://itami-kokoro.jp/counseling/sexual-minority/">https://itami-kokoro.jp/counseling/sexual-minority/</a></p> <p>【宝塚市】 <a href="https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kvoiku/iinken/1021192/1018499.html">https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kvoiku/iinken/1021192/1018499.html</a></p> <p>【川西市】 <a href="http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shisetsu/1002909/sogolist/index.html">http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shisetsu/1002909/sogolist/index.html</a></p>

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和5年12月未現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
	<p>【三田市】 誰もが自分らしく生きやすい社会の実現に向け、自身の“性”のあり方において生きづらさを抱えている人たちがその周囲の人を対象に、性的マイノリティ特設電話相談事業を開始した。</p> <p>【宍粟市】 令和3年4月に「宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例」を施行し、同時に「宍粟市男女共同参画センター」を開設。その取組の一つとして、性の多様性に関する相談窓口「しそうにじいる相談」等を新たに開始した。</p> <p>【猪名川町】 令和3年4月1日にパートナーシップ宣誓制度を導入した際、併せて、セクマイほっとライン「にじいる相談いながわ」を開設した。 ※自分の性や性的指向に関する相談など、様々なセクマイ相談に対応。</p>	<p>【三田市】 ・相談窓口名称 性的マイノリティ特設電話相談受付 ・開設年月日 平成30年4月15日 ・相談日時 平日の9時～17時（年末年始除く） ・相談員 専門相談員11名、当事者等（相談員等で活動）で構成される。 ・相談方法 ①電話 平日の9時～17時（年末年始除く）、②FAX・E-mail 24時間受付 ・相談対象 三田市在住・在勤・在学で自身の“性”のあり方において生きづらさを抱えている人たちがその周囲の人たち（家族・友人・教員等） ・その他 相談員を当事者等の専門相談員であり、相談者により沿った相談体制ができる。</p> <p>【宍粟市】 ・相談窓口名称 しそうにじいる相談 ・開設年月日 令和3年6月15日（火） ・相談日時 毎月第3水曜日 8:30～17:15 祝日、年末年始を除く ・相談員 性的マイノリティ当事者をはじめ2人の市民相談員で対応 ・相談方法 電話、面接、メール等 ・相談対象 本人、家族等（宍粟市在住、在勤、在学の者を優先するが、近隣他市町の相談対応も行う。） ・その他 自分の性や性的指向に関する相談など、性的マイノリティに関する相談全般に応じます。</p> <p>【猪名川町】 ・相談窓口名称 セクマイほっとライン 「にじいる相談いながわ」 080-3434-8107（パートナー） ・開設年月日 令和3年4月1日 ・相談日時 毎月第2水曜日 9:00～12:00 ・相談員 当事者の相談員 1名 ・相談方法 電話相談（基本、電話相談だが、相談内容によって、相談員の好意により面談可） 匿名相談可・町外在住者相談可のため、本人かどうかは特に問いません。 ※相談無料 ※性同一性障害を含む、セクシュアルマイノリティ全般の相談窓口 ※開庁7時10分間にて、パートナーシップ宣誓制度に関する協定を締結（R3.4.6）した関係で、セクマイ相談も8市町間で協定を結び、相談者の都合の良い相談先へ相談可。 （8市町の各相談曜日・時間帯等が違うことを利用し、相談者に相談を待たせることのないように配慮） ※8市町の各ホームページに、8市町分の一覧と相談先をリンク。</p>	<p>【三田市】 <a href="https://www.city.sanda.lg.jp/iinken/lgbttokusetu.html">https://www.city.sanda.lg.jp/iinken/lgbttokusetu.html</a></p> <p>【宍粟市】 <a href="https://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/shimiseikatsu/iinken/ensuisin/tantojoho/danzokyoudousankaku/danjo_soudan/12861.html">https://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/shimiseikatsu/iinken/ensuisin/tantojoho/danzokyoudousankaku/danjo_soudan/12861.html</a></p> <p>【猪名川町】 <a href="https://www.town.inagawa.lg.jp/kurasagi/seikatsu/iinken_danio/iinken/1617175040098.html">https://www.town.inagawa.lg.jp/kurasagi/seikatsu/iinken_danio/iinken/1617175040098.html</a></p>
19	和歌山県 性的少数者に関する相談については、従来より、県男女共同参画センターの総合相談で対応していたが、より専門性の高い相談対応を行うため、令和4年7月より、同センターに専門相談窓口を開設した。	<p>※「性同一性障害」専門の相談窓口ではない。</p> <p>・相談窓口名称 LGBTQ相談 ・相談日時 毎月1回（第1または第2土曜日）14:00～18:00 ・相談体制 1名 ・相談方法 電話または面接（予約優先） ・相談対象 本人、家族、友人、企業・学校等関係者</p>	<p>りいぶる相談室 <a href="https://www.pref.wakayama.lg.jp/pref/031501/soudan/soudan_index.html">https://www.pref.wakayama.lg.jp/pref/031501/soudan/soudan_index.html</a></p>
20	鳥取県 以前より人権・同対策課で性同一性障がいに関する相談を受け付けていたが、平成21年4月より、人権・同対策課にて「人権相談窓口」を開設。なお、平成13年4月より開設している男女共同参画センターより人権相談室においても、一般相談の中で性的マイノリティに関する相談にも対応している。	<p>・「性同一性障がい」専門の相談機関ではないが、①人権相談窓口 ②男女共同参画センターより人権相談室で対応している。 ・上記の他、精神保健福祉センターにおいて、一般の精神保健相談として、性同一性障がいの方の相談に対応している。</p>	<p>【人権相談窓口】 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/81347.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/81347.htm</a></p>
21	<p>【笠岡市】 令和2年7月から広島県福山市では性的マイノリティの方やその家族が抱える困難や不安等を相談する窓口として性的マイノリティのための「にじいる電話相談」を設置されている。 本相談業務について、令和3年10月から福山市との連携事業（備後圏域連携事業）として、笠岡市の住民からの相談にも応じていただいている。</p> <p>【井原市】 広島県福山市では性的マイノリティの方やその家族が抱える困難や不安等を相談する窓口として性的マイノリティのための「にじいる電話相談」を設置されている。 本相談業務について、令和4年4月から福山市との連携事業（備後圏域連携事業）として、井原市の住民からの相談にも応じていただいている。</p>	<p>【笠岡市】 ○性的マイノリティのための「にじいる電話相談」※「性同一性障害」専門相談窓口ではない。令和5年4月からメール相談も可能となった。 【相談日時】 毎月第3水曜日 15時～18時（予約不要・無料・一人30分） 【対象者】 性に関わる悩みや困りごとのある本人、家族などどなたでも 【電話番号】 084-9511-5250 【メール相談】 福山市ホームページ（右記URL）の「性的マイノリティのためのメール相談フォーム」から相談。</p> <p>【井原市】 ○性的マイノリティのための「にじいる電話相談」※「性同一性障害」専門相談窓口ではない。令和5年4月からメール相談も可能となった。 【相談日時】 毎月第3水曜日 15時～18時（予約不要・無料・一人30分） 【対象者】 性に関わる悩みや困りごとのある本人、家族などどなたでも 【電話番号】 084-9511-5250 【メール相談】 福山市ホームページ（右記URL）の「性的マイノリティのためのメール相談フォーム」から相談。</p>	<p>【笠岡市】 <a href="https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/17/38931.html">https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/17/38931.html</a></p> <p>【福山市】 <a href="https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/tavouseisvakai-suishin/173952.html">https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/tavouseisvakai-suishin/173952.html</a></p> <p>【井原市】 <a href="https://www.city.ibara.okayama.jp/docs/2022120500060/">https://www.city.ibara.okayama.jp/docs/2022120500060/</a></p>
22	<p>【広島県】 広島県の出資法人である、公益財団法人広島県男女共同参画財団において、これまでに日常の様々な悩みに関する相談事業を実施しているが、その中で、LGBTに関する専用の相談窓口を、平成29年10月14日から開設している。</p> <p>【福山市】 すべての人が「性」に関係なく自分らしく生きていける社会を実現することを目的とし、性的マイノリティ当事者やその関係者（家族・友人・教員など）が抱える悩みを相談できる窓口を設置し支援するために「にじいる電話相談」を開設したものの、また、電話受付可能なメール相談を開設した。本事業は2021年度から備後圏域連携事業として位置付け、圏域内の市町で連携し、啓発を行っている。</p>	<p>・対応機関：公益財団法人広島県男女共同参画財団 ・開設日：平成29年10月14日 ・相談受付日：土曜日 10時～16時 ・対応者：LGBTに関する研修を受けた相談員</p> <p>【福山市】 ・対応機関：福山市多様性社会推進課 ・開設日：【電話】 令和2年7月15日、【メール】 令和5年4月3日 ・相談受付日：【電話】 毎月第3水曜日 15時～18時（電話番号：084-9511-5250） 【メール】 24時間（回答には10日程度かかる場合あり） ・対応者：一般社団法人 広島県セクシュアルマイノリティ協会</p>	<p><a href="http://www.essor.or.jp/soudan.html#LGBT">http://www.essor.or.jp/soudan.html#LGBT</a></p> <p>【福山市】 <a href="https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/tavouseisvakai-suishin/173952.html#soudanmadoguti">https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/tavouseisvakai-suishin/173952.html#soudanmadoguti</a></p> <p>（メール相談フォーム） <a href="https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/tavouseisvakai-suishin/173952.html#soudanmadoguti">https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/tavouseisvakai-suishin/173952.html#soudanmadoguti</a></p> <p>※2023年度中にURL変更予定</p>
23	<p>【山口県】 平成26年7月より、健康増進課ホームページに「性同一性障害についてお悩みの方へ」というページを開設し、各相談窓口の連絡先等について掲載を開始した。</p> <p>【下関市】 ①平成28年7月より、市HPにおいて「LGBT（性的マイノリティ）」について掲載している。 ②平成28年12月より、市HPにおいて「性同一性障害の相談窓口について」を掲載し、相談窓口として成人保健課を明記している。</p> <p>【萩市】 平成29年3月「萩市男女共同参画プラン（第2次）」を策定し、その中で「性的少数者への理解の促進と心のケア」を盛り込んだ。平成30年12月の市広報で、相談先として女性性相談窓口、市こころの相談日掲載している。</p> <p>【柳井市】 「性同一性障害」専用の相談機関はないが、平成30年3月より市ホームページ内人権啓発室に「人権相談窓口」を開設し、人権相談についての窓口を案内している。</p>	<p>【山口県】 ・相談対象者は原則、山口県内に住所・勤務先：通勤先の方である。 ・「性同一性障害についてお悩みの方へ」というページに相談窓口の一覧を掲載しているが、いずれも「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・各健康福祉センター：こころの問題を含めた様々な病気や生活の問題の相談を受け付けている。 ・精神保健福祉センター：こころの健康全般に関する相談を受け付けている。</p> <p>【下関市】 ①「人権に関する相談」、「一般的な相談」、「こころの相談」、「子どもの相談」毎に分け、専門的な相談先を案内している。 ②「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。精神保健相談として、精神保健福祉相談員や保健師が相談を受け付けている。</p> <p>【萩市】 ・女性相談窓口は「性同一性障害」専用の相談機関ではないが、性的少数者の方も含め、電話対応及び面談をしている。 ・市こころの相談は、専門の窓口ではないが、本人や家族、身内などこころの不調を感じておられる方の相談に面談で応じている。</p> <p>【柳井市】 各部署でそれぞれの役割に応じた相談を受け付け、性同一性障害の相談があった場合は関係機関と連携し、対応する。人権啓発室においては相談窓口として、人権擁護委員、市人権担当課、山口地方支務局岩国支局を案内している。</p>	<p>【山口県】 <a href="https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/at5200/seishin/seidouitsusei.html">https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/at5200/seishin/seidouitsusei.html</a></p> <p>【下関市】 ①のHP <a href="http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1467101715383/index.html">http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1467101715383/index.html</a> ②のHP <a href="http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1481531738341/index.html">http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1481531738341/index.html</a></p> <p>【萩市】 <a href="http://www.city.hagi.lg.jp/soshiki/15/h30199.html">http://www.city.hagi.lg.jp/soshiki/15/h30199.html</a></p> <p>【柳井市】 <a href="https://www.city-vanai.jp/soshiki/21/iinkensoudan.html">https://www.city-vanai.jp/soshiki/21/iinkensoudan.html</a></p>



自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和5年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
24 徳島県	<p>【鳴門市】 平成24年9月より、男女共同参画センターとして性同一性障害についての相談も受け付けている。</p> <p>【吉野川市】 2014年に、当事者との出会いからLGBTQの方々がおかれている環境や生き方を知り、周りの知識や理解の低さによる誤解や偏見で幼少期より悩みをかかえて生活をしている現状に環境整備の必要性を感じ、様々な人権課題のひとつとして行政からの取り組みを開始し、研修会や講演会を実施している中で、電話相談やコミュニティスペースの開催も2015年から実施している。</p>	<p>【鳴門市】 ・相談窓口は性同一性障害専用の相談機関ではない。 ・婦人相談員および家庭児童相談員が相談を受け付けている。 ・対象者は原則、鳴門市在住・在学・在勤の方。相談体制は電話、面談、メールがある。 ・適切な支援体制がとれるよう、相談員はLGBTに関する研修及び有識者によるスーパービジョンに参加している。</p> <p>【吉野川市】 ●性的マイノリティ（LGBTQ）に関する電話相談 ・日常生活で困っていること、学校や職場、就職活動での悩み、周囲へのカミングアウト（告白）や協力してほしいことなどに、真剣に耳を傾け一緒に考えていきます。 ・当事者や家族・パートナー・友人など、どなたでもご相談いただけます。 ・相談日は偶数月の第3土曜日・時間は13時～19時（相談無料、秘密厳守） ・面接希望者は、予約制としています。開始当初は、市内の隣保館の一室で行っていたが、現在は状況に応じて予約の際に対応しています。 ・相談員は、SAG徳島の臨床心理士（SAG徳島は性的マイノリティの支援団体です。）及び市職員（研修を受けた） 電話番号 080-3164-2230 ※電話は相談日のみつながる。 ・相談日以外は、市の開庁日・開庁時間内に人権課（人権啓発係）0883-22-2229で相談及び予約等を行っています。 ●性的マイノリティ（LGBTQ）コミュニティスペース ・当事者や家族、パートナー、友人、支援者など、どなたでも参加していただけるコミュニティスペース（交流会）や相談を行っている。 ・開催は、年に2回、性的マイノリティの支援団体の方や当事者を講師として開催している。開催日は不定（2019年度は、9月21日（土）・1月18日（土）に実施）、時間は13時30分～15時30分、場所は、市内の文化交流センター2階第5研修室（参加無料・秘密厳守） ・事前予約制、定員25名</p>	<p>【鳴門市】 ホームページに記載なし</p> <p>【吉野川市】 <a href="http://www.city.yoshinogawa.lg.jp/">http://www.city.yoshinogawa.lg.jp/</a></p>
25 香川県	<p>【香川県】 性的指向や性同一性障害を理由として、偏見や無理解のため困難な状況に置かれている人々を支援するため、平成30年8月に性的少数者（LGBT）専門の相談窓口を設置した。 また、令和2年7月から、性的少数者（LGBT）メール・SNS相談事業に対して補助を行っている。</p>	<p>・性的少数者（LGBT）専門の電話相談窓口として、性同一性障害に関するものだけではなく、当事者やその家族、パートナー等からのさまざまな悩みごとに関する相談に応じる。（電話相談の内容により、必要に応じて面談も実施。） ・相談窓口は、県内の当事者団体に委託して運営。 ・相談員は8名で、相談日には2名で対応。 ・相談日時は、毎月1日曜日、第3土曜日 18:00～21:00 ○性的少数者（LGBT）メール・SNS相談窓口 ・相談内容については同上。 ・相談窓口は県内の当事者団体が運営。 ・24時間受付。（一部窓口を除く。）</p>	<p>■電話相談 <a href="https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/website/dowaseisaku/">https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/website/dowaseisaku/</a></p> <p>■メール・SNS相談 <a href="https://www.pref.kagawa.lg.jp/dowaseisaku/iinken-soudan/sako06200908214302.html">https://www.pref.kagawa.lg.jp/dowaseisaku/iinken-soudan/sako06200908214302.html</a></p>
26 高知県	<p>令和3年3月に「こうち男女共同参画プラン」を改定し、多様性を尊重する環境を整備するため、「性的指向・性自認（SOGI）に関する理解促進」を挙げている。その取組のひとつとして、令和3年4月にこうち男女共同参画センターが相談窓口を開設した。</p>	<p>○にじいろコール～LGBTsに関する相談～（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない） ・性自認及び性的指向に関する様々な悩みや不安等について、当事者やその家族等の問題解決を図るための相談を実施 ・相談日時 毎月1回 第4土曜日 13:30～16:30 ・相談方法 電話088-854-8542 ・相談員 専門相談員</p>	<p><a href="https://www.sole-kochi.or.jp/info/dt1.php?ID=1617&amp;routekbn=S">https://www.sole-kochi.or.jp/info/dt1.php?ID=1617&amp;routekbn=S</a></p>
27 福岡県	<p>【弁護士による電話相談】 令和4年4月から、性的少数者の方々が安心して生活し、活躍できる社会を実現するため、福岡市、福岡県弁護士会の三者による「LGBT電話相談」を開始</p> <p>【当事者による電話相談】 令和5年4月から、性的少数者の方の人権に関する相談体制の充実のため、専門の相談員が当事者目線で、性的指向や性自認に関する悩みや不安などの相談に応じる「ふくおかレインボーホットライン」を開設</p>	<p>【弁護士による電話相談】 ・相談日 毎月第2木曜日・第4土曜日 正午から午後4時まで ・専用電話 070-7655-1698 ・相談料 無料 ※通話料は、自己負担 ※「性同一性障害」専用ではなく、LGBTQに関する相談窓口</p> <p>【当事者による電話相談】 ・相談日 毎月第1・第3火曜日 午後5時から午後9時まで ・専用電話 090-7493-3487 ・相談料 無料 ※通話料は、自己負担 ※「性同一性障害」専用ではなく、LGBTQに関する相談窓口</p>	<p>【弁護士による電話相談】 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/lgbt.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/lgbt.html</a></p> <p>【当事者による電話相談】 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hotlinerainbow.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hotlinerainbow.html</a></p>
28 佐賀県	<p>【佐賀県】 令和2年4月から、人権・同和対策課内に「人権啓発センターさが」を開設。LGBTsなど性的少数者に関する相談を含めた人権相談全般を受け付けている。また、令和4年度にセンター啓発カードを作成し、市内施設等に配布し広くPRしている。</p> <p>【佐賀市】 「人権・心配ごと相談」を設置し、人権擁護委員が人権相談全般を受け付けている（対面のみ、電話・メールでの相談は不可）。また、市報さがやラジオ、広報テラ等でも広くPRしている。</p> <p>【唐津市】 性同一性障害についての専門相談窓口ではないが、本庁や各市民センターで開設している人権擁護委員による特設人権相談所で相談を受け付けている。 また市HPで性的指向・性自認の専門の相談窓口として佐賀県DV総合対策センターを紹介している。</p> <p>【鳥栖市】 「市民相談会」のひとつとして人権擁護委員による「人権相談」を設置し、人権相談全般の相談を受け付けている。市ホームページ、市報とず、テラ等でもPRしている。</p> <p>【多久市】 性同一性障害に特化した相談窓口ではないが、「人権に関する相談」「家庭児童相談」「子育て相談」など、市の相談窓口において相談を受け付けており、必要に応じ、専門員の相談機関へつないでいる</p> <p>【伊万里市】 性同一性障害についての専門相談窓口ではないが、本庁や各町コミュニティセンターで開設している人権擁護委員による特設人権相談所で相談を受け付けている。 また市HPで性的指向・性自認を理由とする偏見や差別への啓発について掲載する中で、専門の相談窓口として佐賀県DV総合対策センターを紹介するほか、庁舎内のトイレ等に佐賀県DV総合対策センターの相談ダイヤルを掲示し、来庁者へ周知するなどしている。</p> <p>【武雄市】 LGBT等の専用相談窓口はないが、人権擁護委員による特設人権相談所又は常設人権相談所（法務局）において、相談することは可能。また、武雄市女性総合相談において、女性のみ相談可能。内容によっては、佐賀県DV総合対策センター内のLGBT専門相談窓口を紹介する。</p> <p>【鹿島市】 本市においては、性同一性障害に特化した相談窓口は今のところないが、次の機関で性自認なども含め、様々な悩み事や困りごとの相談に応じている。 ①【福祉課】女性総合相談 ②人権擁護委員による人権相談</p> <p>【小城市】 性同一性障害についての専用相談窓口ではないが、毎月開設している人権相談の中で、相談を受ける。</p>	<p>【佐賀県】 月曜から金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く） 電話0952-25-7229 FAX0952-25-7332 Mail jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp</p> <p>【佐賀市】 ○市役所本庁舎：毎週火曜日 13:30～16:30 ○各支所：月1回 ※日時については市報さがで周知（祝日・年末年始を除く） 電話 0952-40-7085 ※問い合わせ先</p> <p>【唐津市】 【特設人権相談所】 ○本庁：原則毎月第1水曜日 13:00～16:00 ○各市民センター、公民館：各月1回～年1回（開催日や場所は市報と市HPで周知）</p> <p>【鳥栖市】 第2水曜日 9:30～12:00 （12月は人権週間のため相談時間を拡大 9:30～15:30） ※ 6月1日（人権擁護委員の日）には、「特設人権相談会（9:30～15:30）」を設置している 問合せ先：0942-85-3576</p> <p>【多久市】 人権に関する相談 月曜から金曜日 8:30～17:00（祝日・年末年始を除く） 子ども家庭相談 月・水・金曜日 9時～16時（祝日・年末年始を除く） 子育て相談 火曜～日曜 10時～18時（年末年始を除く）</p> <p>【伊万里市】 ○本庁：毎月第1・第3火曜日、6月1日 12:00～14:00（祝日・年末年始を除く） ○市内各町コミュニティセンター：各年1回 10:00～15:00（開催日や場所は広報伊万里と市HPで周知）</p> <p>【武雄市】 ・特設人権相談所 月に1回 9:00～12:00 市民サービスセンター山内、北方公民館 ・常設人権相談所 月曜から金曜日（祝日除く） 8:30～17:15 佐賀地方法務局武雄支局 ・武雄市女性総合相談 月・木 9:00～16:00 武雄市役所</p> <p>【鹿島市】 ①【女性総合相談】 月曜から水曜日 9:30～16:30 面談：原則予約制 （祝日・年末年始を除く） 電話0954-63-2119 ②【人権相談】 日時：毎月第1木曜日 9:00～12:00 場所：鹿島市民交流プラザから1階 （開催日や場所は広報かしまで周知）</p> <p>【小城市】 令和4年度3月まで時間は13:30～15:30で、第1火曜日は芦刈町あしげら、第2火曜日は三日町 市役所別館（ゆめりあ北側）、第3火曜日は小城市ゆめらつと小島、第4火曜日は牛津町 牛津公民館で実施。令和5年度については、詳細が未定</p>	<p>【佐賀県】 <a href="https://www.pref.saga.lg.jp/list00539.html">https://www.pref.saga.lg.jp/list00539.html</a></p> <p>【唐津市】 <a href="https://www.city.karatsu.lg.jp/dan-ic-kvoudou/sodan/sikouzinin.html">https://www.city.karatsu.lg.jp/dan-ic-kvoudou/sodan/sikouzinin.html</a></p> <p>【鳥栖市】 <a href="https://www.city.tosu.lg.jp/soshiki/13/2120.html">https://www.city.tosu.lg.jp/soshiki/13/2120.html</a></p> <p>【多久市】 <a href="https://www.city.taku.lg.jp">https://www.city.taku.lg.jp</a></p> <p>【伊万里市】 <a href="https://www.city.imari.saga.lg.jp/14976.html">https://www.city.imari.saga.lg.jp/14976.html</a></p> <p>【武雄市】 <a href="http://www.city.takeo.lg.jp/benri/madoguchi/sodan/000078.html">http://www.city.takeo.lg.jp/benri/madoguchi/sodan/000078.html</a></p> <p>【鹿島市】 <a href="https://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/3245.html">https://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/3245.html</a></p>

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和5年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
	<p>【雄野市】 性同一性障害についての専用窓口ではないものの、毎月1回開設している人権相談の中で、相談を受ける。</p> <p>【神埼市】 性同一性障害についての専用相談窓口ではないものの、毎月開設している人権相談の中で、相談を受ける。</p> <p>【吉野ヶ里町】 毎月、人権擁護委員による相談窓口を町関係施設に設けて、LGBTQなどの性的少数者に関する相談を含めた人権相談全般を受け付けている。</p> <p>【基山町】 性同一性障害についての専用相談窓口ではないものの、人権擁護委員により月1回開設している人権相談の中で、相談を受ける。 また、町HPにて、性的少数者（性的マイノリティ）への理解促進について記事を掲載する中で、相談窓口として佐賀県DV総合対策センターや支援団体を紹介している。</p> <p>【上峰町】 性同一性障害についての専用相談窓口ではないものの、月1回開設している人権相談の中で、相談を受ける。</p> <p>【みやき町】 性同一性障害についての専用相談窓口ではないが、月1回開設している人権相談で相談を受ける。</p> <p>【玄海町】 性同一性障害の専門の相談窓口ではないが、人権擁護委員と行政相談員による「人権・行政・心配ごと相談」において人権相談全般を受け付けている。</p> <p>【有田町】 性同一性障害の専用相談窓口ではないが、月に一回人権相談を行い、人権擁護委員の方が人権相談全般を受け付けている。</p> <p>【大町町】 性同一性障害についての専用相談窓口ではないものの、年4回開設している特設人権相談の中で、相談を受ける。</p> <p>【江北町】 性同一性障害についての専用相談窓口ではないものの、月1回開設している人権相談の中で、相談を受ける。</p> <p>【白石町】 性同一性障害についての専用相談窓口ではないが、月1回開設している人権相談で相談を受け付ける。</p> <p>【太良町】 性同一性障害について専用相談窓口ではないが、年6回開設している人権相談で人権擁護委員の方が人権相談全般を受けている。</p>	<p>【雄野市】 毎月 第2水曜日 9:00～12:00 塩田地区・雄野地区で交互に開始（6月、12月は両地区で同時開催）。行政相談と併せての開催。</p> <p>【神埼市】 市役所本庁舎 第3水曜日 13:00～16:00 千代田支所 第2火曜日 13:00～16:00 脊振支所 第2金曜日 9:00～12:00</p> <p>【吉野ヶ里町】 2名の町の人権擁護委員が相談に対応する。 相談日は、毎月5日を基準に設定しており、土・日・祝日の場合は、次の平日 相談場所は、東脊振校区については農村環境改善センターで、三田川校区については三田川健康福祉センターでそれぞれ交互に各月に設けている。 開催時間は、農村環境改善センターについては、9時30分から12時で、三田川健康福祉センターは、13時30分から16時である。</p> <p>【基山町】 毎月 第3木曜日 13:00～16:00（祝日の場合は、前又は後ろの平日） 人権行政相談窓口 電話0942-92-7915 FAX0942-92-2084</p> <p>【上峰町】 毎月 第3水曜日 10:00～16:00 （祝日・年末年始を除く） 電話0952-52-2181 Mail soumu@town.kamine.lg.jp</p> <p>【みやき町】 こずもす館 第3金曜日 中原庁舎 第2火曜日 三根庁舎 毎月1日（土・日・祝日の場合、次の平日） （相談時間 9:00～12:00）</p> <p>【玄海町】 隔月 第3水曜日（偶数月） 9:00～12:00 （祝日・年末年始を除く） ※日時については町広報誌により周知 電話：0955-52-2158</p> <p>【有田町】 毎月 第3水曜日 9:00～12:00 （祝日・年末年始を除く） 6月と12月は特設相談を実施 電話0955-46-2114 Mail jyumin@town.arita.lg.jp</p> <p>【大町町】 6月1日、9月1日、12月1日、3月1日 9:00～13:00 （日曜祝日の場合は翌営業日） 電話0952-82-3111 Mail soumu@town.omachi.saga.jp</p> <p>【江北町】 人権相談 : 年4回</p> <p>【白石町】 毎月第1月曜日9時～12時（令和6年1月は第2火曜日） 日時・場所は広報誌に掲載 電話0952-84-7111</p> <p>【太良町】 人権相談:年6回 令和4年度 しおさい館…6月15日、9月14日、12月7日 9:00～12:00 大浦公民館…5月11日、11月16日、3月15日 9:00～12:00 電話0954-67-0129</p>	<p>【神埼市】 <a href="https://www.city.kanzaki.saga.jp/main/4945.html">https://www.city.kanzaki.saga.jp/main/4945.html</a></p> <p>【基山町】 <a href="https://www.town.kiyama.lg.jp/kjii0032171/index.html">https://www.town.kiyama.lg.jp/kjii0032171/index.html</a></p> <p>【上峰町】 <a href="https://www.town.kamine.lg.jp">https://www.town.kamine.lg.jp</a></p> <p>【玄海町】 <a href="https://www.town.genkai.lg.jp/sos-hiki/20/67151.html">https://www.town.genkai.lg.jp/sos-hiki/20/67151.html</a></p>
29	長崎県	<p>・相談日時 毎月第3土曜日 9:30～13:00 ・相談方法 電話相談 ・対応者 臨床心理士 ※性同一性障害の専門相談窓口ではない</p>	<p><a href="https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/iinkenkeihatsu/lgbt/">https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/iinkenkeihatsu/lgbt/</a></p>
30	熊本県	<p>【熊本県】 熊本県人権教育・啓発基本計画の中で、相談体制の充実を掲げており、「熊本県人権センター」(※)において、性的指向・性自認に関する人権も含めて様々な人権相談を受けるとともに、相談内容に応じて、各種の専門機関と連携しながら解決を図っている。</p> <p>※人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進することを目的に平成14年開設</p> <p>【水俣市】 令和2年3月に「第4次水俣市男女共同参加計画」を策定し、そのなかで性と性の多様性を尊重する意識づくりを盛り込んだ。 「性同一性障害」の専用窓口は開設していないが、女性相談員及び家庭児童相談員を中心に、ケースごとに関係機関が協議し相談を受け付け対応している。</p> <p>【熊本県】 相談受付時間：月～金【祝日、年末年始を除く】9時～12時、13時～16時 相談方法：電話、メール、対面 相談内容：人権全般</p> <p>【水俣市】 相談対象者：水俣市民 相談体制：電話および面談</p>	<p>【熊本県】 <a href="https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/57/1861.html">https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/57/1861.html</a></p> <p>【水俣市】 <a href="https://www.city.minamata.lg.jp/ki003804/index.htm/">https://www.city.minamata.lg.jp/ki003804/index.htm/</a></p>
30	大分県	<p>【大分県】 〈LGBT等に関する相談窓口〉 令和2年度改定の「大分県人権施策基本方針」において、「性的少数者の人権」を主要課題のひとつに位置づけ、他の人権主要課題は県相談窓口が開設されているが、性的少数者については設置がなく、当事者支援団体からの要望もあり、令和3年6月に「LGBT等に関する相談窓口」を開設。</p> <p>〈精神保健福祉センター〉精神保健福祉相談として対応している。</p> <p>【宇佐市】 平成30年に大分県にあるLGBTに関する団体から県へ「性的マイノリティも暮らしやすく、活気あふれる大分にするための要望書」が提出された。それによって、研修や公的書類の不要な性別欄の削除、市民や事業者に対しての啓発、相談体制の充実などに取り組んでいる。</p> <p>【国東市】 特になし</p> <p>【大分県】 ※「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。 ・相談日時：毎月第3土曜日 午前10時～12時（相談日ごとに1人1回、最大30分目安） ・相談方法：電話、メール ・対象者：性自認や性的指向等に関する悩みを抱える本人だけでなく、家族や友人等、誰でも利用可 ・相談員：公認心理師、臨床心理士（大分県公認心理師協会所属） ・その他：匿名での相談可</p> <p>〈精神保健福祉センター〉 ・相談窓口は、「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。 ・相談体制は、電話対応および面談。面談は事前予約制。</p> <p>【宇佐市】 ・相談窓口は「性同一性障害」専用の相談機関ではないが、人権の相談の一つとして相談があれば人権啓発・部落差別解消推進課で受ける。 ・市職員や市民への研修会は平成28年度以降、毎年行っている。 ・相談担当職員は県で主催されるLGBTに関する研修を受けている。</p> <p>【国東市】 【福祉課、人権啓発・部落差別解消推進課、社会教育課】 ・専用の相談窓口ではないが、性自認、性的指向のことなどで相談したい方（本人に限らず、家族、友人、職場の方など）の相談を電話や面談等で受けている。 【社会教育課】 ◎LGBTに関する啓発・研修を、年1回は必ず行う。</p>	<p>【大分県】 <a href="https://www.pref.oita.jp/sit-e/kokoro/lgbt-soudanmadoguchi.html">https://www.pref.oita.jp/sit-e/kokoro/lgbt-soudanmadoguchi.html</a></p> <p>【宇佐市】 記載なし。 今年度中に記載予定。</p> <p>【国東市】 記載なし。</p>

# 自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和5年12月現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
	<p>【臼杵市、津久見市、竹田市、日出町、中津市、日田市、佐伯市、豊後高田市、豊後大野市、由布市】 特になし</p>	<p>【臼杵市、津久見市、中津市、日田市、佐伯市、豊後高田市、豊後大野市、由布市】 ・専門の相談窓口はない。相談があれば対応。</p> <p>【竹田市】 ・専門の相談窓口はない。相談があれば対応。（社会福祉課、人権・部落差別解消推進課）</p> <p>【日出町】 ・専門の相談窓口はない。人権相談の中で対応。専門相談が必要な場合は県を紹介。</p>	なし
31 鹿児島県	<p>【鹿児島県】 当県においては、LGBT等に特化した相談窓口は今のところないが、次の機関で相談に応じている。 (1) 鹿児島県男女共同参画センター（かごしま県民交流センター） (2) 鹿児島県精神保健福祉センター（ハートピア）</p> <p>【鹿児島市】 市ホームページにおいて「性同一性障害の相談窓口」を設置し、そのページ内で連絡先を掲載している。</p> <p>【日置市】 平成24年6月より男女共同参画の相談窓口内に「性同一性障がいについての相談窓口」というホームページを開設し、そのページ内で連絡先を掲載している。</p> <p>【指宿市】 平成29年度より市ホームページにおいて「人権に関する相談窓口」の中でLGBT相談窓口「レインボーポート向日葵」を掲載。また、令和元年6月には、市相談窓口リーフレットを作成し、相談窓口として案内もしている。</p>	<p>【鹿児島県】 ・各相談窓口は、「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 【県男女共同参画センター】 ・男女共同参画相談員が相談に応じている。 ・電話相談、面談相談 ・受付時間 9:00～17:00（休館日翌日のみ9:00～20:00） ※休館日：月曜日・年末年始</p> <p>【県精神保健福祉センター】 ・センター所長（精神科医）、保健師等が相談に応じている。 ・来所相談日時：精神保健福祉相談（初回）木曜日9:00～12:00、（継続）月曜日 9:00～12:00 思春期相談 水曜日 9:00～12:00 ・電話相談：常時受付</p> <p>【鹿児島市】 ○精神保健福祉相談 ・医師による相談：原則毎週水曜日午後（予約優先） ・相談員による相談：月曜日～金曜日8時30分～17時15分（電話相談も可） ○保健センター・保健福祉課 ・保健師による相談：月曜日～金曜日8時30分～17時15分（電話相談も可）</p> <p>【日置市】 ・相談窓口は「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・相談対象者は原則、日置市在住・在学・在勤の方である。 ・相談体制は、電話対応および面談がある。</p> <p>【指宿市】 ○性的指向、性自認、性同一性障害など性別に関する相談 レインボーポート向日葵は、民間団体であり、市の相談業務委託契約等は行っており、性同一性障害の専門窓口ではないが、連携、協力を行っている。 相談日は、特設していないが、月1回LGBT交流会を開催し、性的少数者同士の交流等を通じて、それぞれの悩みについて相談し合える場を設けている。 ○その他 市のホームページには、県男女共同参画センター相談室（県民交流センター内）、鹿児島県地方方法局知覚支局を案内している。また、市内の人権擁護員にも引継げるよう、協力・連携を行っている。</p>	<p>【鹿児島県】 <a href="http://www.pref.kagoshima.jp/ab15/curashi-kankyo/iinken/danjo/03003016.html">http://www.pref.kagoshima.jp/ab15/curashi-kankyo/iinken/danjo/03003016.html</a> <a href="http://www.pref.kagoshima.jp/shisetsu/fukushi/002.html">http://www.pref.kagoshima.jp/shisetsu/fukushi/002.html</a></p> <p>【鹿児島市】 <a href="https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/hokenio/hoshien/kenko/kenko/kokoro/seshin/madoguchi.html">https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/hokenio/hoshien/kenko/kenko/kokoro/seshin/madoguchi.html</a></p> <p>【日置市】 <a href="http://www.city.hioki.kagoshima.jp/danlokuyoudousankaku/kyurashi/tetsuzuki/danjo/shoga.html">http://www.city.hioki.kagoshima.jp/danlokuyoudousankaku/kyurashi/tetsuzuki/danjo/shoga.html</a></p> <p>【指宿市】 <a href="https://himawarikaigoibu.wixsite.com/lgbtsogi/blank-1">https://himawarikaigoibu.wixsite.com/lgbtsogi/blank-1</a> 市のHP <a href="https://www.city.ibusuki.lg.jp/main/kyosei/iinken/iinken/page011078.html">https://www.city.ibusuki.lg.jp/main/kyosei/iinken/iinken/page011078.html</a></p>
32 沖縄県	<p>【沖縄県】 令和3年3月に「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）」を行い、宣言に基づく取組の一つとして、性の多様性に関する専用相談窓口「LGBTQにじいろ相談」を令和3年4月に開設した。</p> <p>【浦添市】 平成29年1月1日に「レインボー都市うらそえ宣言～性の多様性を認めようまち～」を行い、令和3年10月1日に「浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例」を施行した。 平成30年5月よりLGBT電話相談を開始し、市ホームページやFacebook等でも窓口の案内をしている。 ※令和4年1月より、「LGBT電話相談窓口」から「LGBTQ+電話相談窓口」と名称を変更予定。</p>	<p>【沖縄県】 相談日時：毎週土曜日 午前10時～午後5時 ※年末年始(12/29～1/3を除く) 相談方法：電話相談または面談相談（面談相談は要予約） 相談内容：性の多様性に関する様々な悩みに対する相談 ※性同一性障害専用の相談窓口ではない。</p> <p>【浦添市】 ・「LGBTQ+電話相談窓口」 ※相談窓口は、「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・相談日時：毎月第3火曜日 17:00～20:00 ・相談体制：電話対応のみ（相談員はLGBTQ当事者。相談員は1名のため、相談時間の目安は30分以内。） ・対象：性的マイノリティ当事者、パートナー、家族・友人や職場の方、学校の教職員、子どもの教育に関わっている方など。 ・相談内容：性的マイノリティに関する相談全般。自分の性別に違和感を覚える、恋愛対象が人と違うかも等、性のあり方（セクシュアリティ）に関する悩み等について、電話で相談を受けている。</p>	<p>【沖縄県】 <a href="https://www.okinawajosei.org/consultation.php">https://www.okinawajosei.org/consultation.php</a></p> <p>【浦添市】 <a href="https://www.city.urasono.lg.jp/article?articleId=62fc9d6aefb333550bfff1224">https://www.city.urasono.lg.jp/article?articleId=62fc9d6aefb333550bfff1224</a></p>
33 札幌市	<p>平成29年6月に「札幌市パートナーシップ宣誓制度」を創設した際、性的マイノリティ当事者や周囲の方が抱える悩みや困難の解消に繋げるため、あわせて電話相談事業も開始した。</p>	<p>○「LGBTほっとライン」（「性同一性障害」専用の相談機関ではない。） 性別違和や同性愛などの悩みについて、本人や身近な人などの相談を電話で受ける。 相談日時：毎週木曜…16:00～20:00（年末年始を除く）</p>	<p><a href="http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/lgbt/lgbtsodan.html">http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/lgbt/lgbtsodan.html</a></p>
34 千葉市	<p>LGBT（性的少数者）に関する相談は、市男女共同参画センターで実施している女性相談・男性相談での対応などにより実施してきたが、より気兼ねなく相談をしてもらうことができるよう、年間を通して定期的に相談ができるLGBT専用の電話相談窓口を令和元年11月から開設することとした。 また、令和4年7月からLINEによる相談の受付も開始した。</p>	<p>・「性同一性障害」専用ではなく、LGBT（性的少数者）の方やその周囲（家族・友人・教職員・職場関係など）の方を対象としている。 ・相談日時：毎月第1月曜日 午後7時から午後10時まで 毎月第3日曜日 午前10時30分から午後1時30分まで （相談日ごとに1人1回30分まで。受付は終了時刻の30分前まで） ・対象者：市内在住・在勤・在学の方 ・相談員：LGBT当事者、LGBT支援者、社会福祉士、精神保健福祉士、法律家など ・相談体制：電話・LINEにより相談を受ける。予約不要、匿名・通称名での相談可。</p>	<p><a href="https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/chibashi/lgbtsennyoudenwasoudan.n.html">https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/chibashi/lgbtsennyoudenwasoudan.n.html</a></p>
35 横浜市	<p>東京2020オリンピック開催や、渋谷区などの自治体における性的少数者への支援の動きを受けて、平成27年度に、性的少数者の支援団体や当事者等との意見交換を行い、性的少数者の支援策について課題整理を行った。 性的少数者は、社会的に十分に認識・理解されていないため、性的少数者であることを打ち明けることが非常に困難であることや、誰にも相談できず孤立してしまい、ひきこもりや自殺にまっつながってしまう現状に対応するため、平成27年11月より交流スペース「FriendSHIP よこはま」、平成27年12月より個別専門相談「よこはまLGBT相談」を実施している。</p>	<p>・両事業とも「性同一性障害」専用ではなく、性的少数者の方、性的少数者なのかわからない方・迷っている方、家族、教員等も対象としている。 【個別専門相談「よこはまLGBT相談」】 ・事前に電話での予約の上、性的少数者の支援に携わっている臨床心理士が、面談のうえ相談に応じる。 ・月2回（木曜午後、月曜夜間）開催。 【交流スペース「FriendSHIP よこはま」】 ・性的少数者であることを隠すことなく過ごすることができる居場所を提供。（事前予約不要・入退室自由、10代のみ時間を設定。） ・性的少数者支援団体のスタッフ2名を配置。 ・月2回（原則第1週土曜日午後、第3日曜日午後）開催。</p>	<p>【よこはまLGBT相談】 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/curashi/kyodo-manabi/iinken/lgbt/soudan.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/curashi/kyodo-manabi/iinken/lgbt/soudan.html</a></p> <p>【Friendship よこはま】 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/curashi/kyodo-manabi/iinken/lgbt/friendship.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/curashi/kyodo-manabi/iinken/lgbt/friendship.html</a></p>
36 川崎市	<p>平成22年3月、川崎市内在住の中学校卒業予定の子どもの母親からの「性同一性障害の相談窓口をわかりやすくしてほしい」という市長への手紙を受け、川崎市市民子ども局人権・男女共同参画室が調整役となり、川崎市総合リハビリテーション推進センター、教育委員会及び児童相談所が連携して、市民に対して相談窓口を明らかにすることから取組を開始した。</p>	<p>原則的に、川崎市在住・在学・在勤の方を対象として相談を受けている。 ・性別不適合について悩んでいる方が分かりやすく、相談しやすくなるよう、『「性的指向」や「性自認」についてのお悩みをお持ちの方へ』というページ内に相談窓口を一覧で掲載している。 ・ただし、次のいずれの窓口も「性別不適合」専用の相談機関ではない。 ・総合リハビリテーション推進センター・・・主に高校生年齢以上を対象に、一般精神保健相談として相談を受け付けている。 ・児童相談所、教育委員会・・・学齢期の子どもの対象に、からだごころの悩みについて相談を受け付けている。</p>	<p><a href="http://www.city.kawasaki.jp/curashi/category/23-3-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/curashi/category/23-3-0-0-0-0-0-0.html</a></p>
37 相模原市	<p>平成22年度より市民にとって相談窓口をわかりやすく案内するため、市ホームページに各相談窓口の連絡先等について掲載を開始した。</p>	<p>・『性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の相談』、『性的指向や性自認に関する悩み等の相談窓口』というページ内に相談窓口の一覧を掲載しているが、いずれも「性同一性障害」専用の相談機関・窓口ではない。 ・青少年相談センター・・・市内在住、在学、在勤の「小・中学生、19歳以下の人、保護者の人」を対象に主に「こころの相談」として受け付けている。 ・学校教育課・・・市立小・中学校の児童・生徒及び保護者の人、市立小・中学校へ就学予定の児童・生徒の保護者の人を対象に主に「学校生活に関わる相談」として受け付けている。 ・児童相談所・・・市内在住の「18歳未満の人、保護者の人」を対象に「児童に関する相談」として受け付けている。 ・精神保健福祉センター・・・「主に成人の人」を対象に「こころの相談」として受け付けている。</p>	<p><a href="https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/curashi/sodan/1006084/index.html">https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/curashi/sodan/1006084/index.html</a> <a href="https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/curashi/sodan/1006084/1016144.html">https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/curashi/sodan/1006084/1016144.html</a></p>
38 新潟市	<p>性的マイノリティの当事者団体からの市長宛の要望書提出（H28）、市議会での質問などをきっかけに検討を始め、H30年7月から専用ダイヤル「新潟市性的マイノリティ電話相談」を開設（月1回、2時間半）。市報で周知を図っている。</p>	<p>・「新潟市性的マイノリティ電話相談」（「性同一性障害」「性別違和」専用の相談機関ではない。） ・性自認、性的指向のことなど、LGBTの方やその家族、友人等周囲の方の相談窓口 相談時間：毎月第1月曜日午後5時30分～8時（ひとり30分） ・臨床心理士が相談に当たっている。</p>	<p><a href="https://www.city.niigata.lg.jp/curashi/danjo/lgbt/sexualminoritydenwa.html">https://www.city.niigata.lg.jp/curashi/danjo/lgbt/sexualminoritydenwa.html</a></p>

## 自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和5年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
39 静岡市	性的マイノリティやその家族等の悩みや不安に関する相談を受けるための専門電話相談窓口として平成31年4月から開設	性のあり方に関する悩みや困りごとについての相談（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない） 本人だけでなく、家族、友人、学校、会社関連の相談も可 ・名称 にじいる電話相談 ・相談日時 毎月第2土曜日 14時～17時	<a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/003_000001_00046.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/003_000001_00046.html</a>
40 浜松市	浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター（あいホール）において、相談者の性別を特定しない相談事業を実施している。市ホームページにおいて、性的指向や性自認等に関する相談窓口を紹介している。	・相談窓口は性別を特定しないものであり、「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。 ・相談窓口は、原則、浜松市在住・在学・在勤の方を対象として相談を受けている。 ・相談体制は、電話・面談・SNS。面談は事前予約制。 ・上記以外にも、精神保健福祉センター及び障害保健福祉課で精神保健福祉相談として対応している。	<a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/iose/together/soudanmadoguchi.html">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/iose/together/soudanmadoguchi.html</a>
41 名古屋市	平成30年度に実施した「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）など性別にかかわる市民意識調査」の調査結果において、性的少数者に対し必要な意識啓発や支援として「相談できる窓口の設置」という回答が最も多くあったことから、令和元年に専門電話相談窓口を、令和5年に専門LINE相談窓口を開設した。	【名古屋市内にじいる相談】 性的少数者の当事者だけでなく、家族・友人なども相談可能。 ①電話相談窓口 ・月1回実施 ②LINE相談窓口 ・月2回実施	<a href="https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000121751.html">https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000121751.html</a>
42 堺市	平成29年12月から、人権推進課にて「人権相談ダイヤル」を開設。LGBTQなど性的少数者に関する相談を含めた人権相談全般を受け付けている。また、平成30年度にLGBT啓発カードを作成し、市内施設等に配布し広くPRした。現在は、市HPやパネル展等の機会をとらえて周知している。	月曜から金曜日 9:00～12:00 13:00～16:30 (祝日・年末年始を除く) 072-228-7364	<a href="https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/jinken/jinken_soudandaiyaru.html">https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/jinken/jinken_soudandaiyaru.html</a>
43 神戸市	LGBTQ人権課題については、昨今耳にすることも多くなり、課題解決のための相談・啓発事業を行ってきたところであるが、LGBTQ当事者等からの相談はそれほど多くなく、それは行政への相談しづらさもあるのではと考え、令和4年9月より人権推進課において専門相談員による相談を開設した。	・相談窓口名称 神戸市LGBTQ電話相談 ・開設年月 令和4年9月 ・相談日時 毎月第4木曜日 午後5～8時 ・相談員 1名 ・相談方法 電話 ・相談対象 市内在住、在勤、在学する方。当事者家族、友人、職場関係の方も対象。 ・上記以外にも精神保健福祉センターで精神保健福祉相談として対応している。	神戸市：神戸市LGBTQ電話相談 (kobe.lg.jp)
44 岡山市	市HP及びパンフレットで性自認や性的指向に関する相談窓口（公的機関、民間機関、医療機関、支援団体）を紹介している。	・相談窓口は性同一性障害専門の相談窓口ではない ・市の相談窓口は、男女共同参画相談支援センター、こころの健康センター、こども総合相談所、教育相談室 ・相談対象者は原則として、岡山市に在住・在学・在勤の方が対象	■相談機関 <a href="https://www.city.okayama.jp/kurashi/000003054.html">https://www.city.okayama.jp/kurashi/000003054.html</a> ■医療機関・支援団体 <a href="https://www.city.okayama.jp/kurashi/000003070.html">https://www.city.okayama.jp/kurashi/000003070.html</a>
45 北九州市	令和元年7月より、北九州市精神保健福祉センターにおいて、「性同一性障害についての悩みを持つ市民からの相談」に対し、「知識の提供や医療機関等の情報提供を行う相談窓口」を設置した。	・相談日時：毎月2回 第1・3水曜日（9:00～12:00） ・相談対象者：性同一性障害に関して悩みを抱える市民（原則北九州市民に限る） ・相談体制：電話対応を主としているが面談も可（要予約） ・相談担当者：精神保健福祉センター職員	■北九州市ホームページ <a href="https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/18100099.html">https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/18100099.html</a> ■北九州市いのちこころの情報サイト <a href="http://www.ktg-kokoro.jp/consultation/section31">http://www.ktg-kokoro.jp/consultation/section31</a>
46 福岡市	平成27年4月1日より、福岡市精神保健福祉センターにおいて、依存症、ひきこもり、発達障害、性同一性障害についての専門相談を開始した。当センターのリーフレットを、ホームページにて掲載している。	・左記の専門相談のうち「性同一性障害」に関するものは、電話相談のみ毎月第1・3水曜日（10:00～13:00）に実施している。	<a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/seishinhoken/life/seishinhoken-center/kokoro.html">https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/seishinhoken/life/seishinhoken-center/kokoro.html</a>

## 10. てんかん対策等について

### (1) てんかん対策について

てんかん患者は、適切な診断、手術や服薬等の治療によって症状を抑えることができる又は治癒する場合もあり、社会で活動しながら生活することができる場合も多いことから、てんかん患者が地域で支障なく安心して暮らすことができるよう、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発の促進を図ること、てんかんの診断を行うことができる医療機関の連携を図るため、専門的な診療を行うことができる体制やてんかんの診療ネットワークを整備することが求められている。

これらを踏まえ、平成27年度より「てんかん地域診療連携体制整備事業」を実施している。

具体的には、令和5年10月末現在、29カ所の医療機関が「てんかん支援拠点病院」に指定され、てんかんに関する知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技術的支援、患者・家族会への技術的支援、関係機関との地域連携支援体制の構築のための調整等を行うとともに、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを「てんかん全国支援センター」に指定し、各てんかん支援拠点病院で得られた知見を集積し、てんかん診療における地域連携モデルを確立するとともに、都道府県及び各支援拠点病院への技術的支援を行っている。

また、第8次医療計画において、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5年3月31日付け医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制に係る指針」中「精神疾患の医療体制構築に係る指針」に基づき、地域の実情を踏まえて、てんかんに対応できる医療機関を明確にすることが求められていることから、「てんかん支援拠点病院」での知見の集積、多職種・他科連携といったてんかん診療ネットワーク等を参考にしつつ、全都道府県において、てんかんの医療連携体制が構築されるよう本事業の活用による体制の整備をお願いします。

併せて、各自治体におかれては、様々な機会を捉えて正しいてんかんの知識についての普及啓発を行っていただくようお願いする。

(参考:国立精神・神経医療研究センター病院てんかん全国支援センターHP)

<https://epilepsy-center.ncnp.go.jp>

### (2) 摂食障害対策について

摂食障害は、他の精神疾患とは異なり、その疾病の特性上、身体合併症状があり、生命の危険を伴う疾患であるため、総合的な救急医療体制が必要となる。精神保健福祉資料(2019年NDBデータ)によると、令和元年度末時点

で、摂食障害の総患者数は約 24.5 万人いるとされており、身体合併症の治療や栄養管理等を行うなど、適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制の整備を推進することが求められている。

これらを踏まえ、平成 26 年度より「**摂食障害治療支援センター設置運営事業**」を実施している。

具体的には、現在、全国 6 カ所の医療機関が「摂食障害支援拠点病院」に指定され、摂食障害に関する知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技術的支援、患者・家族への技術的支援、関係機関との地域連携支援体制の構築のための調整等を行うとともに、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを「摂食障害全国支援センター」に指定し、各支援拠点病院で得られた知見を集積し、共通した有効な摂食障害の支援プログラムや地域支援モデルガイドラインの開発等、支援拠点病院への技術的支援を行っている。

事業を実施している自治体においては、支援拠点病院以外の医療機関への患者紹介も進み、行政が本事業に関わることで学校、福祉施設等の医療機関以外の施設とも連携が進んでおり、事業の一定の効果が始めている。

しかしながら、全国 6 カ所の支援拠点病院における摂食障害に関する患者・家族からの新規相談件数のうち、約 3 分の 1 は県外からの相談となっている現状を踏まえ、令和 3 年度に全国支援センターが国立国際医療研究センター国府台病院に委託して「相談ほっとライン」を開設し、6 支援拠点病院以外の地域からの相談に対応できる体制を整備した。

また、摂食障害の治療を担う医療機関からの摂食障害への対応についての研修のニーズが非常に高いことが判明している。このため、令和 3 年度から全国支援センターにおいて実施している拠点が未指定の地域における医療従事者向けの治療研修を令和 6 年度も引き続き実施することとしたので、各自治体におかれては、摂食障害の治療を行っている医療機関に対して研修実施の周知方願いする。

また、第 8 次医療計画において、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和 5 年 3 月 31 日付け医政地発 0331 第 14 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制に係る指針」中「精神疾患の医療体制構築に係る指針」に基づき、地域の実情を踏まえて、摂食障害に対応できる医療機関を明確にすることが求められているところであり、「摂食障害治療支援センター設置運営事業」での多職種・他科連携や研修、摂食障害に関する知識・技術の普及啓発に係る取組等を参考にしつつ、全都道府県において摂食障害の医療連携体制が構築されるよう本事業の活用による体制の整備をお願いする。

併せて、各自治体におかれては、摂食障害に関する診療や家族等からの相談対応、教育現場での研修や普及啓発を行っていただくようお願いする。

(参考：摂食障害全国支援センターHP)

<https://www.ncnp.go.jp/nimh/shinshin/edcenter/>



### (3) 高次脳機能障害対策について

高次脳機能障害の患者に対する支援については、平成 25 年度より都道府県地域生活支援事業の必須事業として「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」を実施し、各都道府県に設置された「高次脳機能障害支援拠点機関」を中心に、支援コーディネーターの配置等の相談支援、普及啓発、高次脳機能障害の支援手法等の研修事業など、支援体制づくりのための取組を行っている。

一方で、患者・家族の会や有識者から、医療機関等における疾病の認知が十分とは言えず、診断、治療につながらなかつたり、診断が見逃されたりするケースがあることや、具体的な支援・サービスを行う機関（医療、リハビリ、福祉、就労支援）の不足や周知不足等より、適切な支援につながっていないと指摘されている。また、高次脳機能障害に対する支援は、医療に関するもののほか、自立訓練や就労支援などの障害福祉サービスなど幅広い施策についての知識が必要となることから、現場の支援者によっては、必ずしも個々の患者を必要とする支援に繋ぐことができていない場合があると承知している。

上記の現状を踏まえ、高次脳機能障害の当事者やその家族等の支援に資する関係機関の確保・明確化と地域支援ネットワークの構築により支援体制の充実を図るため、令和 5 年度から「高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業（地域生活支援促進事業）」を実施しているため、各都道府県におかれては、本事業を積極的に活用いただきたい。

加えて、高次脳機能障害をお持ちの方が身近な場所でその特性を踏まえた支援を受けられるよう、市町村職員を含めた幅広い支援関係者に対する研修や、地域住民への普及啓発の実施などを通して、高次脳機能障害に対する理解の促進に一層努めていただくようお願いする。

また、第 8 次医療計画において、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和 5 年 3 月 31 日付け医政地発 0331 第 14 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制に係る指針」中「精神疾患の医療体制構築に係る指針」に基づき、地域の実情を踏まえて、高次脳機能障害に対応できる医療機関を明確にすることが求められていることから、各都道府県で高次脳機能障害の医療連携体制が構築されるよう体制のさらなる充実・強化をお願いする。

なお、高次脳機能障害は、現行の ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類第 10 回改正）コードでは F04、F06、F07 に該当するとされているところ、今後、ICD-11 の導入が予定されていることや、通常臨床で用いられる脳画像等で異常が認められなくても高次脳機能障害の症状を呈することもあることから、現在、「高次脳機能障害の診断方法と診断基準に資する研究」（厚生労働科学研究）において、脳画像等を用いた診断方法の妥当性の検証及び診断基準の策定に資する調査・分析を行っているところであるので御承知おきいただきたい。

(参考：高次脳機能障害情報・支援センターHP)  
[http://www.rehab.go.jp/brain\\_fukyu/](http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/)

## 1 事業の目的

平成30年度からの第7次医療計画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、国が国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターをてんかん全国支援センターに指定し、都道府県において、てんかんの治療を専門に行っている医療機関のうち、1箇所をてんかん支援拠点病院として指定し、各都道府県のてんかんの医療連携体制の構築に向けて、知見の集積、還元、てんかん診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム

### 地域

てんかんの特性や支援方法に関する知識が浸透するよう取り組むとともに、市町村、医療機関等との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、適切な医療につながる地域の実現を目指す。

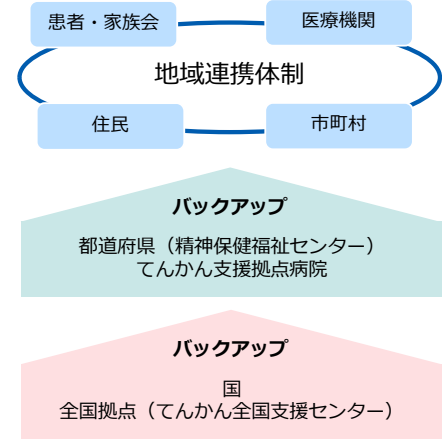
### 都道府県（精神保健福祉センター、保健所）・てんかん支援拠点病院

第7次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機能」「地域連携拠点機能」「地域精神科医療提供機能」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、てんかんに関する知識の普及啓発、てんかん患者及びその家族への相談支援及び治療、他医療機関への助言・指導、医療従事者等に対する研修、関係機関との地域連携支援体制の構築のための協議会を開催する。また、てんかん診療支援コーディネーターを配置し、てんかん患者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する。

### 国・全国拠点（てんかん全国支援センター）

各てんかん支援拠点病院で得られた知見を集積し、てんかん診療における地域連携体制モデルを確立すると共に、都道府県・各支援拠点病院への技術的支援を行う。

## 3 実施主体等



## 期待される成果

1. 地域住民や医療従事者に対して、てんかんに関する正しい知識の普及
2. てんかん診療における地域連携体制構築、てんかん診療の均てん化

## 事業内容

てんかんの専門医療機関の地域数の増加、まずは三次医療圏（都道府県）の設置を目指し、てんかん支援拠点病院を設置する都道府県に対して国庫補助（1/2）を行う。

### 主な事業内容

1. てんかん患者・家族の治療及び相談支援
2. てんかん治療医療連携協議会の設置・運営、
3. てんかん診療支援コーディネーター（※）の配置
4. 医療従事者（医師、看護師等）等向け研修、
5. 市民向けの普及啓発（公開講座、講演、リーフレットの作成等）

※てんかん診療支援コーディネーター

精神障害者福祉に理解と熱意を有し、てんかん患者及びその家族に対し相談援助を適切に実施する能力を有する医療・福祉に関する国家資格を有する者

### てんかん支援拠点病院の要件

てんかんの治療を専門に行っている次に掲げる要件を全て満たす医療機関

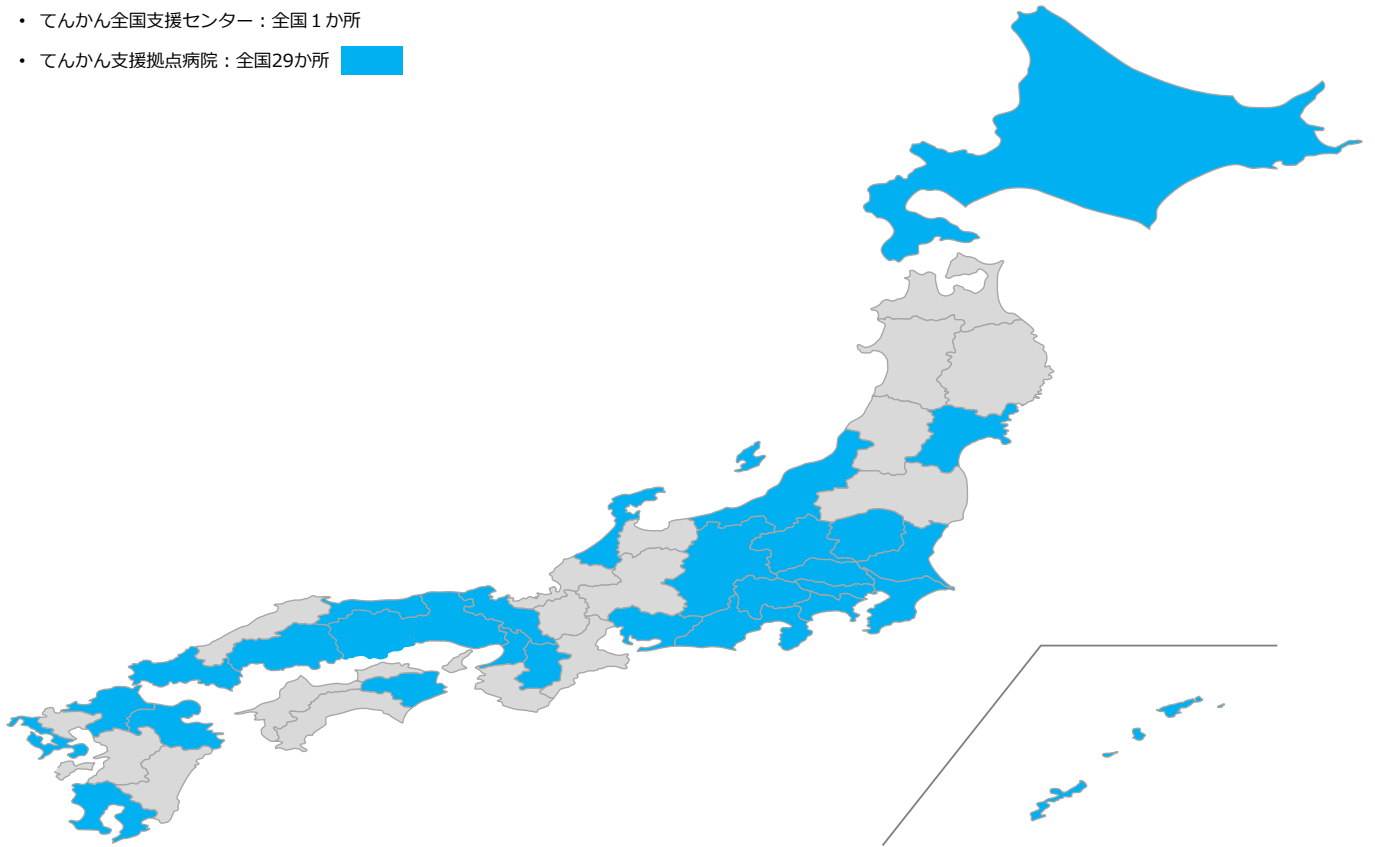
1. 日本てんかん学会、日本神経学会、日本精神神経学会、日本小児科神経学会、又は日本脳神経外科学会が定める専門医が1名以上配置されていること。
2. 脳波検査やMRIが整備されているほか、発作時ビデオ脳波モニタリングによる診断が行えること。
3. てんかんの外科治療のほか、複数の診療科による集学的治療を行えること。

### 参画医療機関（令和5年10時点）

- ・ てんかん全国支援センター（1か所）：国立精神・神経医療研究センター
- ・ てんかん支援拠点病院（29か所）：
  - 北海道（札幌医科大学附属病院）、宮城県（東北大学病院）、茨城県（筑波大学附属病院）、栃木県（自治医科大学附属病院）、群馬県（渋川医療センター）、埼玉県（埼玉医科大学病院）、千葉県（千葉県循環器病センター）、東京都（国立精神・神経医療研究センター）、神奈川県（聖マリアンナ医科大学病院）、新潟県（西新潟中央病院）、石川県（浅川総合病院）、山梨県（山梨大学医学部附属病院）、長野県（信州大学医学部附属病院）、静岡県（静岡てんかん・神経医療センター）、愛知県（名古屋大学医学部附属病院）、京都府（京都大学医学部附属病院）
  - 大阪府（大阪大学医学部附属病院）、兵庫県（神戸大学医学部附属病院）、奈良県（奈良医療センター）、鳥取県（鳥取大学医学部附属病院）、岡山県（岡山大学病院てんかんセンター）、広島県（広島大学病院）、山口県（山口県立総合医療センター）
  - 徳島県（徳島大学病院）、福岡県（九州大学病院）、長崎県（長崎医療センター）、大分県（大分大学附属病院）、鹿児島県（鹿児島大学病院）、沖縄県（沖縄赤十字病院）

# てんかん全国支援センター及びてんかん支援拠点病院（令和5年10月時点）

- ・ てんかん全国支援センター：全国1か所
- ・ てんかん支援拠点病院：全国29か所



厚生労働省 ひとくらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

## 摂食障害治療支援センター設置運営事業

令和6年度予算案（令和5年度予算額）：23,205千円（19,452千円）

### 1 事業の目的

平成30年度からの第7次医療計画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、摂食障害全国支援センターとして国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを、摂食障害支援拠点病院を各都道府県で指定し、摂食障害の治療支援体制の構築に向けて、知見の集積、還元、診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

### 2 事業の概要・スキーム

#### 地域

摂食障害の特性や支援方法に関する知識・技術が浸透するように取り組むとともに、摂食障害を発症した患者に関わる機会が多くなると見込まれる機関をはじめとした関係者と医療機関との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、早期発見・早期支援につながる地域の実現を目指す。

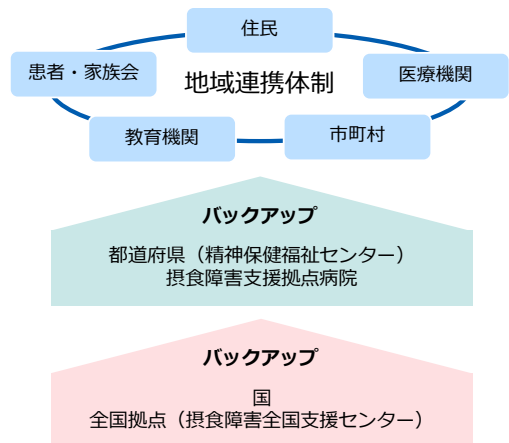
#### 都道府県（精神保健福祉センター、保健所）・摂食障害支援拠点病院

第7次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機能」「地域連携拠点機能」「地域精神科医療提供機能」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、摂食障害に関する知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技術的支援、患者・家族への技術的支援、関係機関との地域連携支援体制の構築のための調整を行う。

#### 国・全国拠点（摂食障害全国支援センター）

各摂食障害支援拠点病院で得られた知見を集積し、共通した有効な摂食障害支援プログラム、地域支援モデルガイドラインの開発等を行うと共に、医療従事者への治療研修など技術的支援を行う。

### 3 実施主体等



### 期待される成果

1. 摂食障害への早期発見・早期支援の実現
2. 適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制の整備の推進

# 摂食障害治療支援センター設置運営事業の目的等

## (目的)

- 摂食障害は10代～40代の女性に多い疾患といわれているが、専門の医療機関・専門医が全国的に少ないことが課題の一つ。
- 本事業は、摂食障害の専門医療機関の力所数増、まずは3次医療圏（都道府県）の設置を目指し、摂食障害支援拠点病院を設置する自治体に対して国庫補助（1/2）する。

## (事業実績)

- 令和5年度現在、摂食障害支援拠点病院は**6医療機関**。全国支援センターが1カ所。
  - \* 全国支援センター（1カ所）：国立精神・神経医療研究センター
  - \* 摂食障害支援拠点病院（6カ所）：宮城（東北大学病院）、千葉（国立国際医療研究センター国府台病院）、石川（金沢大学附属病院）福井（福井大学医学部附属病院）、静岡（浜松医科大学医学部附属病院）、福岡（九州大学病院）
- 主な事業内容は、以下のとおり
  - ① 摂食障害患者・家族の治療及び相談支援、
  - ② 摂食障害治療医療連携協議会の設置・運営、
  - ③ 摂食障害支援コーディネーターの配置、
  - ④ 医療従事者（医師、看護師等）等向け研修、
  - ⑤ 市民向けの普及啓発（公開講座、講演、リーフレットの作成等）

## (第8次医療計画との関係)

- 第8次医療計画において、「多様な精神疾患等に対応できる医療連携対策の構築に向けた医療機能の明確化」として、都道府県ごとに摂食障害の専門医療機関を配置することが定められている。
- 同計画中に、「摂食障害治療支援センターを参考に」とあることから、今後、未整備自治体は同事業をモデルに整備し、本事業実施自治体は同機関を指定することで整備が図られることを想定している。

# 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業

## 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

### 【概要】

都道府県に高次脳機能障害者への支援拠点機関を置き、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する研修等を行い高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供される体制を整備する。（都道府県地域生活支援事業の**必須事業**として実施）

### 【事業の具体的内容】

- 支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携、調整を行う
- 講演・シンポジウムの開催及びポスター、リーフレットの作成・配布をする等の普及啓発活動を行う
- 自治体職員、福祉事業者等を対象に高次脳機能障害支援に関する研修を行い、地域での高次脳機能障害支援体制の整備を行う
- 支援拠点等全国連絡協議会への協力
- 高次脳機能障害情報・支援センターにおいては、各都道府県拠点機関との連携、各種支援プログラムの検証と改正、取組を促す研修事業、普及啓発活動に加え、様々な情報を収集・整理・発信し、また諸機関に対する相談を実施するなど、中央拠点として総合的な支援を行う

【事業開始年度】 平成18年度

【支援拠点機関数】 (令和5年11月現在)

- 高次脳機能障害情報・支援センター  
1箇所（国立障害者リハビリテーションセンター）
- 支援拠点機関  
全国120箇所（リハビリテーションセンター、大学病院、県立病院等）

### 【支援コーディネーター】

社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、作業療法士、心理技術者等、高次脳機能障害者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者

## 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業

### 【概要】

高次脳機能障害の当事者への専門的相談支援及び医療と福祉の一体的な支援を普及・定着させるため、高次脳機能障害の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関（医療機関、リハビリ機関等）及び専門支援機関（就労支援機関、教育機関等）を確保・明確化する。さらに、地域関係機関が相互に連携・調整を図り、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行う地域支援ネットワークを構築し、切れ目のない充実した支援体制の促進を図ることを目的とする。（都道府県地域生活**促進事業**として開始）

### 【事業の具体的内容】

- 高次脳機能障害及びその関連障害に関係する機関が集まり、今後の方針等について意見交換等を行うための協議会を開催し、支援方策を情報共有する。
- 切れ目のない地域支援ネットワークの構築を進めるために社会資源の把握・開拓を行うとともに、患者及びその家族等への支援に資する情報提供を行う。

【事業開始年度】 令和5年度



## 1 1. 精神障害者保健福祉手帳について

### (1) 精神障害者保健福祉手帳に基づくサービスの実施状況について

公共交通機関の運賃割引を含む精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）に基づくサービスについては、各自治体他関係者の協力により実施数が着実に増加しているところである。

しかしながら、手帳所持者に係る公共交通機関の運賃割引については、これまで、公共交通機関事業者を所管する国土交通省等に対して協力依頼を行っているが、一部の公共交通機関では依然として運賃割引の適用外となっている。

今般、各自治体で行っていただいている手帳に基づくサービスの実施状況について取りまとめたので（別添）、当該資料を参考に、手帳に基づくサービスの拡充、交通担当部局との連携による公共交通機関等への運賃割引の実施に向けた働きかけ等に、引き続き御協力をお願いする。

### (2) マイナンバーを活用した情報連携による手帳の交付手続について

令和元年 10 月 30 日付けで「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知。以下「実施要領」という。）を一部改正し、マイナンバーを活用した情報連携により精神障害を支給事由とする実施要領第 2 の 1（2）の②に掲げるいずれかの年金給付を現に受けていることが把握できる場合には、交付申請時に、実施要領第 2 の 1（2）の①（医師の診断書）又は②（年金給付を現に受けていることを証する書類）の添付を不要としたので、交付手続に当たっては、当課がお示しした令和 4 年 6 月 22 日付け事務連絡「精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（「情報照会マニュアル）」及び令和 4 年 10 月 28 日付け事務連絡「精神障害者保健福祉手帳交付等の事務における情報連携の利用推進について」を参考にしつつ、引き続き運用変更への御協力をお願いする。

### (3) 手帳の更新手続の改善に関する総務省からのあっせんに対する対応について

平成 29 年 9 月 28 日、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（精神障害者保健福祉手帳の更新手続の改善）について、総務省行政評価局長から厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて通知された。

あっせん内容については、「精神障害者保健福祉手帳の交付手続きに係る調査について（依頼）」（平成 29 年 11 月 27 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室事務連絡）にて各都道府県・指定都市あて通知済であるが、本あっせんについては、国民からの行政苦情相談を端緒としたものであることに鑑み、各自治体におかれては、改めてあっせん内容を確認いただき、手帳事務の効率化等の見直しの参考とされたい。

また、本通知と合わせて更新手続の現状調査を行ったところ、多くの都道



府県・指定都市で手帳の申請・更新者数が増加傾向にある一方、限られた体制の中で確認事務等の対応に苦慮している実態が明らかになった。

これを踏まえ、事務効率に取り組んでいる自治体の好事例について、「精神障害者保健福祉手帳の交付手続にかかる事務処理機関の短縮に向けた取組について」（平成 30 年 3 月 30 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室事務連絡）においてお示ししているので、事務手続の御参考とされたい。

**【参考】 総務省からのあっせん事項**

① 更新手続の処理期間が実施要領における処理期間を大きく超えている都道府県等に対して、処理手順の検証、見直し等をして短縮化を図る必要があることを周知すること。

特に、審査会や判定会議等で不備を指摘された診断書について市町村から医療機関に修正を依頼するという手順や市町村が年金事務所に障害等級を照会するという手順をとる都道府県等においては、これらの手順が市町村に第 2 号法定受託事務の範囲外の事務を行わせるという問題があるという観点からも、処理手順の検証等の必要があることを周知すること。

② 都道府県等に対して、更新手続に長期間を要している場合の対応の好事例として、次の取組を周知すること。

ア 手帳の有効期限到来の 3 か月前に案内文書を送付する、手帳のカバーに更新申請期間を記載したシールを貼る等をして、精神障害者に早期の更新申請を促して、有効期限内に手帳の更新手続が完了するようにする取組

イ 更新手続中に手帳の有効期限が到来する精神障害者への対応として、手帳の写しに更新申請の受付の証明文等を記載して交付し、又は更新申請書の写しに受付印を押して交付する等、更新手続中であることを証明する書類を交付する取組

地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳等に基づく主なサービス一覧

令和5年12月末現在

(注)本資料は、都道府県及び指定都市において把握している内容を整理したものである。

都道府県・指定都市名	公共施設の 利用料減免	医療費助成	公営住宅の 優先入居	精神障害者保健福祉手帳に基づくサービス例					・駐車料金の減額 ・パーキング パーミット	備考	精神障害者保健福祉手帳を 所持していない者も含めた精神 障害者の通院やその同伴者 に対する公共交通機関の 運賃割引やタクシー券の交付 等	精神障害者保健福祉手帳 のカード化(予定含む)の 状況
				公共交通機関の運賃割引や 利用料金に対する助成								
				鉄道		バス		タクシー・ ガソリン				
公営	民営	公営	民営									
1 北海道	○	○	○			○	○	○		・医療費助成については、1級に限る(通院のみ、所得制限あり)。 ・バスについては、一部バス会社に限定。 ・タクシーについては、一部タクシー会社に限定。 ・各自自治体等によりサービスの適用や内容は異なる。	一部市町村に限り実施	
2 青森県	○	○	○		○	○	○	○		・医療費助成は、一部市町村で実施。 ・鉄道はJRを除く。 ・タクシー運賃の割引については一部適用にならない場合あり ・パーキングパーミットは1級に限る。 ・その他、税制上の優遇措置を実施	鉄道の運賃割引は、等級によって同伴者も対象としている。	未定
3 岩手県	○	○	○		○		○	○	○	・医療費助成については、1級に限る。 ・バスについては、一部バス会社に限定。 ・タクシー券の発行やガソリン助成は一部市町村に限る。 ・その他、税制上の優遇措置を実施。 ・タクシー運賃の割引については一部適用にならない場合あり ・鉄道については、一部の民営鉄道に限る。 ・パーキングパーミットは1級に限る。		未定
4 宮城県	○	○	○				○	○	○	・医療助成は1級に限る。 ・公営バスの割引、タクシー利用券の交付及びガソリン料金の助成は一部の市町村。	バス(公営、民営)の運賃割引は同伴者1名も対象としている事例が多い。	
5 秋田県	○		○		○		○	○	○	・県立施設の利用料減免 ・医療費助成制度(1級、2・3級かつ身体障害者手帳又は療育手帳所持) ・県内民営バス・県内民営鉄道・県内民営タクシーの一部で運賃割引 ・タクシー料金及び駐車料金の助成・減免は一部市町村。	一部交通機関において同伴者の運賃割引制度あり。	
6 山形県	○	○	○		○	○	○	○	○	・県内民営バス11社運賃割引県内私鉄1社運賃割引 ・県営住宅の優先入居(1、2級) ・鉄道については、一部の民営鉄道に限る。 ・バスについては、一部の路線バスに限る。 ・タクシー利用券の交付、駐車料金等の減額は一部の市町のみ。		未定
7 福島県	○	○	○		○		○	○	○	・鉄道はJRを除く。 ・医療費助成制度は実施しているが、障害年金等を交付条件としており、精神障害者保健福祉手帳に基づくものではない。 ・タクシー券の交付、駐車料金等の減額は一部市町村で実施。	一部交通機関において同伴者の運賃割引制度あり。	
8 茨城県	○	○	○		○		○	○	○	・医療費助成については1級のみ。所得制限あり。 ・県営住宅の優遇抽選資格、障害者向け住宅への申込資格及び収入基準額の緩和については1～2級に限り、県営住宅の単身住宅への申込資格及び収入額算定での特別控除については1～3級に限る。 ・鉄道については、秩父鉄道に限る。 ・バスの運賃割引については一部市町村、バス事業者に限る。 ・タクシー券の発行やガソリン助成は一部市町村に限る。 ・駐車料金の減免等は一部市町村に限る。		未定
9 栃木県	○		○		○		○	○	○	・医療費助成は1級に限る。 ・鉄道、バスは、一部事業所で実施(介護者も対象)。 ・タクシーは、一部市町村で実施。 ・都営交通については、申請により無料乗車証(本人のみ適用)を東京都が交付する。 ・都営バス及び民営バスについては、手帳の提示により普通運賃を半額、一部(都営バスを含む)については定期運賃の割引あり。	・障害者施設通所交通費の助成を一部市町村で実施。	
10 群馬県	○		○		○	○	○	○	○	・医療費助成は、市町村によって対象範囲が異なる。 ・タクシー券の発行やガソリン料金の助成、駐車料金の減額は一部市町村に限る。 ・パーキングパーミット制度については、未実施。		未定
11 埼玉県	○	○	○		○	○	○	○	○	・医療費助成については1級に限る。 ・この他、佐渡汽船の運賃割引を実施。 ・鉄道はJRを除く。 ・タクシーについては、一部タクシー会社及び一部市町村に限る。 ・ガソリン助成については、一部市町村に限る。		未定
12 千葉県	○	○	○		○	○	○	○	○	・医療費助成については、1級・2級に限る(世帯の前年合計所得金額が1,000万円未満)。※2級については、65歳以上(後期高齢者医療制度加入者)に限る。 ・ガソリン・駐車料金助成については、各市町村で対応が異なる。 ・パーキングパーミットについては、1級・2級に限る。	精神障害者保健福祉手帳を持つ障害者の介護者に対する鉄道・バス運賃の割引	
13 東京都	○		○	○		○	○	○	○	・石川県タクシー協会に所属している事業者のみ実施		令和2年10月1日～
14 神奈川県	○	○	○		○	○	○	○	○	・鉄道はJRを除く ・医療費助成については、1級又は2級に限る。 ・公営住宅の優先入居、市営バス、タクシー利用券については一部市町	一部バスで運賃割引を実施	カードの様式や記載事項の課題から、具体的な実施時期については未定であるが、実施する方向で検討中
15 新潟県	○	○	○		○	○	○	○	○			
16 富山県	○	○	○		○	○	○	○	○			
17 石川県	○	○	○		○	○	○	○	○			
18 福井県	○	○	○		○	○	○	○	○			

地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳等に基づく主なサービス一覧

令和5年12月末現在

(注)本資料は、都道府県及び指定都市において把握している内容を整理したものである。

都道府県・指定都市名	公共施設の利用料減免	医療費助成	公営住宅の優先入居	精神障害者保健福祉手帳に基づくサービス例					・駐車料金の減額 ・パーキングパーミット	備考	精神障害者保健福祉手帳を所持していない者も含めた精神障害者の通院やその同伴者に対する公共交通機関の運賃割引やタクシー券の交付等	精神障害者保健福祉手帳のカード化(予定含む)の状況
				公共交通機関の運賃割引や利用料金に対する助成								
				鉄道		バス		タクシー・ガソリン				
公営	民営	公営	民営									
19 山梨県	○	○	○			○	○	○	○	・医療費助成:1,2級のみ ・バス:一部 ・タクシー利用券の交付:一部市町村で実施 ・パーキングパーミット(やまなし思いやりパーキング制度)の基づく利用証を交付:1級のみ	パーキングパーミット(やまなし思いやりパーキング制度)は発達障害については医師の見書で利用証を交付している。	
20 長野県	○	○	○		○			○	○	・医療費助成については、1級・2級(通院のみ)に限る。 ・鉄道については、しなの鉄道、上田電鉄別所線に限る。 ・パーキングパーミットについては、1級に限る。 ・タクシーについては、一部事業者に限る。	精神障害者保健福祉手帳を持つ障害者の介護者に対するバス運賃の割引	
21 岐阜県	○	○	○			○		○	○	・医療費助成、県営住宅の優先入居、パーキングパーミットに関しては1,2級のみ。 ・鉄道については、長良川鉄道、樽見鉄道、明知鉄道に限る。樽見鉄道は、介護者と一緒に利用する場合、2級、3級については12歳未満のみ。 ・タクシー・ガソリンについては、一部市町村に限る。	精神障害者保健福祉手帳を持つ障害者の介護者に対するバス運賃の割引	
22 静岡県	○	○			○			○	○	・県バス協会加盟バス運賃割引 ・一部県内私営鉄道運賃割引 ・タクシー券交付(一部の市町) ・県立施設等の利用料の減免 ・医療費助成制度(1級)		
23 愛知県	○	○	○		○			○	○	・医療費助成は1,2級の精神疾患に係る通院・入院(市町村によって対象者・対象医療の拡大あり) ・鉄道及びバスは、名古屋市交通局及び名古屋市内のみ運行する事業者を除く。減免・助成は市町村・バス会社独自制度。 ・鉄道は愛知高速交通のみ実施 ・県タクシー協会に加入しているタクシー会社が、運賃割引を実施	障害のある方がタクシー等を利用して、ショートステイの利用、通学・通学をする場合等に、地域の実情に応じて運賃の一部を補助している市町村がある。	
24 三重県	○	○	○		○	○	○	○	○	・県営住宅の優先入居については、1級又は2級に限る。 ・県医療費助成については、1級に限る。 ・バス、タクシー・ガソリン助成については、一部市町除く。 ・鉄道運賃割引は、一部事業者に限る。 ・駐車料金の減額は、一部事業者に限る。 ・パーキングパーミットは、1級に限る。	訓練施設等に通所するために要する費用の補助(一部市町)	
25 滋賀県	○	○	○		○	○	○	○	○	・医療費助成については、1級又は2級に限る(所得制限あり)。 ・公営住宅については、優先入居の優遇倍率適用に限る。 ・県営バスについては、近江鉄道バス・湖国バス、遊賀バス、帝産湖南交通、江若交通に限る。 ・公営バス、民営鉄道の運賃割引、タクシー・ガソリン利用券の交付および駐車料金等の減額については、市町独自の制度であり、一部市町において実施。 ・県タクシー協会に加入しているタクシー会社が、運賃割引を実施。	一部市町で介助者に対する市営バス運賃割引あり。	未定
26 京都府	○	△	○						○	・バス及びタクシーについては、一部の会社に限る。 ・パーキングパーミットは1級のみ。 ・通院に係る医療費助成は1級から3級が対象で、自立支援医療(精神通院)に係る自己負担の一部を助成(所得制限あり)(手帳を所持しない場合も対象としている) ・R6年度8月診療分から、1級所持者と2級所持者の一部を対象に全ての医療費に係る助成制度(福祉医療)を拡充予定(所得制限あり)。	実施していない	
27 大阪府	○	○				○	○	○	○	・医療費助成については、1級が対象。(市町村によって対象者の拡充あり)。令和3年4月より精神病床への入院も対象としている。 ・パーキングパーミットについては、1級が対象。 ・バス及びタクシーについては、一部の事業者に限る。 ・この他、府営住宅の福祉世帯向け応募の実施	一部事業者において精神障がい者保健福祉手帳を持つ障がい者の介護者等に対する運賃割引制度あり。	箕面市 令和2年10月1日～
28 兵庫県	○	○	○		○	○	○	○	○	【県としての取組を記載】 ・医療費助成については、1級に限る(精神疾患を除く一般医療が対象)。 ・公営住宅の優先入居については1級及び2級所持者がいる世帯に限る。 ・パーキングパーミット制度(兵庫ゆずりあい駐車場)については1級所持者でありかつ歩行が困難な者に限る。 【バス・タクシー・ガソリン】 各自自治体によりサービスの適用や内容は異なる。		未定

地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳等に基づく主なサービス一覧

令和5年12月末現在

(注)本資料は、都道府県及び指定都市において把握している内容を整理したものである。

都道府県・指定都市名	公共施設の 利用料減免	医療費助成	公営住宅の 優先入居	公共交通機関の運賃割引や 利用料金に対する助成					・駐車料金の 減額 ・パーキング パーミット	備考	精神障害者保健福祉手帳を 所持していない者も含めた精神 障害者の通院やその同伴者 に対する公共交通機関の 運賃割引やタクシー券の交付 等	精神障害者保健福祉手帳 のカード化(予定含む)の 状況
				鉄道		バス		タクシー・ ガソリン				
				公営	民営	公営	民営					
29 奈良県	○	○	○		○	○	○	○	○	・医療費助成については、1級又は2級が対象。 ・公営住宅の優先入居については、精神障害者保健福祉手帳所持者を含む一般福祉世帯向け応募枠の設定による。 ・公営バスの運賃割引については、市町村独自の制度であり、一部市町村において実施。 ・民営バスの運賃割引については、バス会社独自のサービスであり、奈良交通、エヌシーバスに限る。 ・その他、県営住宅自動車駐車場料金を免除。 ・パーキングパーミット(奈良県おもいやり駐車場制度)については1級のみ対象	1級所持者における介護者に対して、バス、鉄道運賃割引。	未定
30 和歌山県	○	○	○		○	○	○	○	○	・県有施設入場料・使用料の無料・減免 ・県営住居・入居所得基準の優遇(1,2級) ・県営住宅優先抽選 ・県営駐車場の使用料の減免 ・県立医科大学付属病院受診時の駐車場使用料免除 ・バス運賃割引(一部を除く) ・医療費助成(1級) ・鉄道については、一部の民営鉄道に限る。		未定
31 鳥取県	○	○	○		○	○				・医療費助成については1級のみが対象。	・介護者(同伴者)に対して、バス運賃割引をしている事業者も一部有	検討中(開始時期未定)
32 島根県	○	○	○		○	○	○	○	○	・医療費助成(福祉医療)別途医療証を申請し自己負担額の一部を助成(精神1級、精神2級+身体3,4級、精神2級+知的障がい)	・自立支援医療(精神通院)対象者 ・医療費、通院交通費(自家用車、鉄道、バス)、配食サービス	
33 岡山県	○	○	○		○	○	○	○	○	・パーキングパーミット(1級のみ) ・各自治体によりサービスの適用や内容は異なる。 ・医療費、タクシー利用料の助成は一部自治体に限る。	1級を所持している障害者の介護者について、バス運賃の割引制度あり。	未定
34 広島県	○	○	○		○	○	○	○	○	・医療費助成は「1級」かつ「自立支援医療受給者証(精神通院)」の両方を所持している。(入院を除く)(所得制限あり) ・タクシーについては、一部の会社のみ。		
35 山口県	○	○	○		○	○	○	○	○	・各自治体等によりサービスの適用や内容は異なる。	一部自治体で同伴者、介護者に対する市営バス運賃割引や施設利用料割引等あり。	
36 徳島県	○		○		○	○	○	○	○	・公共交通機関の運賃割引内容は市町村により異なる。 ・県が運営する駐車場の利用料金の減額 ・パーキングパーミット(1級のみ) ・タクシーについては1社のみ運賃割引実施	・バスの運賃割引は介護者も対象	開始時期未定
37 香川県	○		○		○	○	○	○	○	・公営バス、民営(一部バス会社)運賃割引 ・パーキングパーミット(1級に限る) ・公営住宅の申込要件(所得要件・単身入居要件)の緩和 ・公営住宅の優先入居(一般募集と別の登録制)の受付		未定
38 愛媛県	○		○			○	○	○	○	・民営(一般路線バスのみ)運賃割引 ・パーキングパーミット(1級に限る) ※各自治体等によりサービスの適用や内容は異なる。		
39 高知県	○		○		○	○	○	○	○	・鉄道は、土佐くろしお鉄道に限る。 ・JR四国バスは、土佐山田～大橋間の利用に限る。 ・タクシーは、等級を問わず全ての事業者で割引。 ・パーキングパーミットは、1級に限る。		
40 福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・医療費助成については、1級に限る。 ・パーキングパーミット(ふくおか・まごころ駐車場制度)の利用証交付については、1級に限る。		
41 佐賀県	○		○		○	○	○	○	○	・鉄道は松浦鉄道・甘木鉄道2社。 ・バスは佐賀市営バス・祐徳バス・昭和バス・西肥バス・西鉄バス・JR九州バス		県内市町令和3年1月1日～受付開始
42 長崎県	○	○	○		○	○	○	○	○			
43 熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・医療費助成については、1級に限る。 ・県営住宅入居優先制度(当選率の優遇) ・鉄道については、熊本電気鉄道、南阿蘇鉄道、肥薩おれんじ鉄道に限る。 ・バスについては会社によって適用路線が異なる。独自のバスサービスがある市町村あり。 ・パーキングパーミット(熊本県ハートフルバス制度)については1級に限る。	・肥薩おれんじ鉄道、くま川鉄道:1級のみ介護1名同伴者の運賃割引あり	
44 大分県	○	○	○				○	○	○			令和2年10月1日～
45 宮崎県	○		○									
46 鹿児島県	○		○	○	○	○	○	○	○	・県営住宅入居優先制度(当選率の優遇) ・鉄道は(公営)鹿児島市電、(民営)肥薩おれんじ鉄道に限る。 ・バスは全路線で適用 ・その他、フェリーでは、岩崎産業(株)、垂水フェリー(株)を除く民営・公営の各社で精神障害者運賃割引を実施	・肥薩おれんじ鉄道:1級のみ介護1名同伴者の運賃割引あり ・フェリーの同伴者割引きは、等級に応じて一部航路で実施	予定なし
47 沖縄県	○		○		○	○	○	○	○	・公共施設等の利用料の免除・割引 ・モノレール、路線バス、タクシーの運賃割引(民間会社独自制度) ・県営住宅入居抽選時に優遇措置(1,2級)		予定無し

地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳等に基づく主なサービス一覧

令和5年12月現在

(注)本資料は、都道府県及び指定都市において把握している内容を整理したものである。

都道府県・指定都市名	公共施設の利用料減免	医療費助成	公営住宅の優先入居	公共交通機関の運賃割引や利用料金に対する助成					・駐車料金の減額 ・パーキングパーミット	備考	精神障害者保健福祉手帳を所持していない者も含めた精神障害者の通院やその同伴者に対する公共交通機関の運賃割引やタクシー券の交付等	精神障害者保健福祉手帳のカーナビ(予定含む)の状況	
				鉄道		バス		タクシー・ガソリン					
				公営	民営	公営	民営						
48 札幌市	○	○	○	○			○	○	○	・医療費助成については1級に限る。 ・公営住宅については当選率を高める優遇制度あり ・交通機関の利用料金に関する助成あり。 ・鉄道は市電、市営地下鉄に限る。 ・医療費助成については1級に限る。 ・駐車場料金は市営及び市営施設の有料駐車場 ・ガソリンは1級及び2級(条件有)に限る ・タクシーは1級及び2級に限る ・鉄道公営は市営地下鉄のみ	・通所交通費助成(施設に通所する際に利用した公共交通機関の料金の一部を、施設を通じて1月に助成)	未定	
49 仙台市	○	○	○	○			○	○	○	・医療費助成は、1級又は、2級かつ65歳以上で後期高齢者医療加入者に限る。 ・公営住宅の優先入居は1級又は2級に限る。 ・タクシー、ガソリンは1級又は、2級のうち身体3級又は療育B所持者に限る。		令和4年2月中旬	
50 さいたま市	○	○	○						○	・医療費助成とタクシー・ガソリンは1級に限る。 ・鉄道は千葉都市モノレールに限る。 ・バスは一部バス会社のみ。	・千葉都市モノレールの利用に際しては、手帳所持者本人は半額。1級については介護者1名半額、12歳未満の2・3級所持者は介護者1名につき半額となる。	身体・知的含め、実施時期などを県下で統一できるよう県・中核市と調整しているところであるが、今のところ予定はない。	
51 千葉市	○	○	○		○			○	○	・医療費助成については、1級に限る。(入院除く) ・鉄道(民営)については、金沢シーサイドラインに限る(第三セクター鉄道) ・その他に「水道料金等の減免(1,2級)」を実施 ・タクシーは1級に限る。	・障害者施設等通所者交通費助成(施設等への通所に要する交通費及び送迎介助者が送迎に要する交通費の一部を助成)	身体・療育含め、実施時期などを県内で統一できるよう県・中核市と調整中だが、時期等未定である。	
52 横浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・医療費助成については、1級に限る(入院除く) ・バス乗車券又はタクシー利用券(1級のみ)から選択交付 ・その他タクシー10%割引 ・鉄道(民営)は川崎市内を通過する一部民間鉄道(京王電鉄、京急電鉄、東急電鉄)に限る	・川崎市内を通過する一部民間鉄道(京王電鉄、京急電鉄、東急電鉄)の利用に際し、1級所持者に限り、本人と介護者1名に対し半額減免を実施(令和5年10月～)		令和3年6月1日～
53 川崎市	○	○	○		○				○	・公共施設の利用料減免は一部施設に限る。 ・医療費助成については、1級又は2級に限る。 ・公営住宅については、県営住宅の単身者向け住宅は除く。 ・公営バスについては、相模原市コミュニティバスの2路線が該当。また、津久井地域で運行している乗合タクシー(4区域)及びダイヤモンドタクシー(1区域)において、運賃割引を行っている。 ・タクシー・ガソリンについては、1級又は2級の方に対し、福祉タクシー利用助成又は自動車燃料費助成を行っている。また、一部タクシー会社において、運賃の割引が行われる。 ・駐車料金については、1級の方に対し市営自動車駐車場において優遇措置として実施。 ・その他、「福祉手当支給」、「下水道使用料減免[1級のみ]」、「市営自転車駐車場の定期利用駐車料の減額」を実施。 ・公共施設の利用料減免は一部施設に限る。	津久井地域で運行している乗合タクシー(4区域)及びダイヤモンドタクシー(1区域)において、介助者(1名までの)運賃割引を行っている。		令和3年10月～実施
54 相模原市	○	○	○		○				○	・医療費助成及びタクシー・ガソリンは精神障害者保健福祉手帳1級に限る。 ・バスは一部事業者に限る。 ・その他、佐藤汽船の運賃割引を実施 ・市営住宅については、1級・2級に限り当選率を高める優遇制度あり。 ・医療費の助成については、1級に限る。 ・鉄道(民営)の運賃割引については、静鉄電車に限る。 ・バス(民営)の運賃割引については、しずてつジャストラインに限る。 ・手帳所持者が乗車したバス及び電車(公営含む)の運賃について、年度内を期間として上限6000円の助成あり。 ・パーキングパーミットは1級かつ歩行困難な方に限る。			令和3年10月～実施
55 新潟市	○	○	○						○	・医療費助成については、1級に限る(所得制限有)。 ・鉄道については、天竜浜名湖鉄道・遠鉄電車に限る。 ・バスについては、遠鉄バスに限る。 ・パーキングパーミットは1級のみ。	バス・電車・タクシー等利用券(1級のみ)		未定
56 静岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・医療費助成については、1級又は2級に限る。(所得制限あり) ・公営鉄道については「名古屋市営地下鉄、名古屋臨海高速鉄道」、公営バスについては「名古屋市バス、名古屋観光ルートバス、名古屋ガイドウェイバス」が該当。民営交通は名鉄、JR東海、近鉄並びに名鉄バス、三重交通バスの原則市内運行区間に限る。 ・福祉タクシー利用券については、1級のみ。 ・その他、「障害者自立支援配食サービス」、「資源やごみの排出支援」を実施。 民営バスについては、市バス撤退地域に限る。	精神障害者保健福祉手帳を所持している者の同伴者に限り、実施		未定
57 浜松市	○	○	○		○				○	・医療費助成については、1級又は2級に限る。 ・公営バスについては、市バス撤退地域に限る。 精神障害者保健福祉手帳を所持しており、かつ、自立支援医療(精神通院)を受給している場合、所得などの一定の条件を満たせば、医療費助成を行っている。しかし、精神障害者保健福祉手帳のみでの医療費助成はなし。			
58 名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				未定
59 京都市	○	△	○	○					○				

地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳等に基づく主なサービス一覧

令和5年12月末現在

(注)本資料は、都道府県及び指定都市において把握している内容を整理したものである。

都道府県・指定都市名	公共施設の利用料減免	医療費助成	公営住宅の優先入居	公共交通機関の運賃割引や利用料金に対する助成					・駐車料金の減額 ・パーキングパーミット	備考	精神障害者保健福祉手帳を所持していない者も含めた精神障害者の通院やその同伴者に対する公共交通機関の運賃割引やタクシー券の交付等	精神障害者保健福祉手帳のカード化(予定含む)の状況
				鉄道		バス		タクシー・ガソリン				
				公営	民営	公営	民営					
60 大阪市	○	○	○		○		○		○	・重度障がい者医療費助成制度(1級のみ) ・対象になる公共交通機関は、Osaka Metro及び大阪シティバス(一部路線除く)の全線(相互乗り入れ区間は除く)。 ・運賃割引について、未成年、及び1級に限り、介護人も無料になる乗車証を交付。 ・重度障害者医療費助成(1級に限る、所得制限あり)		未定
61 堺市	○	○						○	○	・市営、府営住宅の福祉世帯向け住宅への応募 ・ふれあいサポート収集(ごみ出しのサポート)		近隣府県との協議の場を設け検討していたが、コロナ感染拡大により協議を中止、再開未定。
62 神戸市	○	○	○	○		○	○	○	○	・施設の規定により取扱いが異なる。 ・重度障害者医療費助成(1級に限る、所得制限あり) ・公営住宅の抽選優遇(1級・2級) ・福祉乗車証(市バス・市営地下鉄等無料バス)。1級は介護人付、2,3級は単独乗車証。1級のみ「タクシー利用助成」「自動車燃料費助成」も対象だが、併給不可。 ・市立駐車場駐車券(1級介護者のみ) ・その他、「障害者特別給付金(1,2級、制度的理由による無年金者、所得制限あり)」を実施	実施していない	実施時期未定
63 岡山市	○	○	○						○	・医療費助成は「1級」かつ「自立支援医療受給者証(精神通院)」の両方を所持している。 ・バスの減免は写真が貼り付けてある手帳。	1級を所持している障害者の介護者について、バス運賃の割引制度あり。	未定
64 広島市	○	○	○		○		○	○	○	・公営住宅については、1級・2級に限り当選率を高める優遇制度あり。 ・JR回数券引換券やタクシーチケット等から選択交付。なお、福祉タクシー乗車券は1級に限る。いずれも所得制限あり。 ・駐車料金の減額については、1級に限り、市営駐車場を一部(2時間まで)減免。	・介護者(同伴者)に対して、運賃割引をしている事業者も一部有	
65 北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		施設に通所する際に利用した公共交通機関の一部料金を四半期毎に助成している。(精神障害者通所交通費助成事業)	未定
66 福岡市	○	○	○	○	○		○	○	○	・医療費助成は1級、市営住宅の優先入居は1,2級のみ(いずれも所得制限あり)。 ・市営駐車場にて減額あり。		未定
67 熊本市	○	○	○	○	○		○	○	○	・医療費助成については、1級に限る。 ・後期高齢者医療の早期適用は1級又は2級に限る。 ・鉄道については、熊本市電、熊本電気鉄道に限る。		



# 令和6年度精神・障害保健課 予算案の概要

厚生労働省障害保健福祉部  
精神・障害保健課

## 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供 2,550億円(2,484億円)

### 1. 自立支援医療 2,493億円(2,428億円)

心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活等を営むために必要な自立支援医療（精神障害者のための精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療）を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(交付先)

- ・精神通院医療：都道府県、指定都市
- ・更生医療：市町村
- ・育成医療：市町村

(負担率)

- ・精神通院医療：国 50/100、都道府県・指定都市 50/100
- ・更生医療：国 50/100、都道府県 25/100、市町村 25/100
- ・育成医療：国 50/100、都道府県 25/100、市町村 25/100

### 2. 措置入院 56億円(53億円)

精神保健福祉法の規定により、都道府県知事又は指定都市市長が入院させた精神障害者の入院に要する費用を負担する。

(交付先) 都道府県・指定都市 (負担率) 3/4

### 3. 医療保護入院 2.0億円(2.3億円)

琉球政府の負担において精神障害の医療を受けていた者が、復帰後も引き続き当該精神障害の医療を受けた場合における医療費を補助する。

(補助先) 沖縄県 (補助率) 8/10

## 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

223億円（223億円）

※デジタル庁計上分を含む

### 1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

8.4億円（7.6億円）

うち地域生活支援事業等7.7億円

#### (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を実施する。

また、市町村長同意による医療保護入院者等を対象とした実効的な支援のため、都道府県等において、訪問支援員が精神科病院へ訪問し、患者の話を丁寧に聴きつつ必要な情報提供を行う体制の構築を図る。

##### ① 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業

事業を実施する障害保健福祉圏域ごとに「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を設置する。また、精神保健医療福祉体制の整備に向けた構築推進サポーターの活用、地域包括ケアシステムの構築状況の実態把握及び事業評価を行う。

##### ② 普及啓発に係る事業

各地域でのシンポジウムの開催等の普及啓発事業の実施により、精神疾患や精神障害、メンタルヘルスに対する地域住民の理解を深める。

##### ③ 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業

居住支援協議会の積極的な活用及び連携等により、精神障害者の住まいの確保支援の体制整備を行う。

- ④ 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業  
当事者や家族等が自らの経験を生かした交流活動（自助グループ）や相談、同行等の活動を促進するため、ピアサポートの活用や地域住民との交流の場の設置等の支援を行う。
- ⑤ 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業  
休日、夜間における精神障害者及び家族等からの相談に対応するため、地域の実情に合わせて、精神保健福祉センター、精神科救急情報センター、医療機関等に精神医療相談窓口を設置する。精神科医療機関と他科とのネットワークの構築等、地域での支援体制の構築を図る。
- ⑥ 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業  
長期在院者の地域移行に向けた包括的な相談・支援の実施や、多職種によるアウトリーチ支援等、地域生活の支援に係る取組の整備を行う。
- ⑦ 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業  
地域で安心して暮らすための支援体制構築に向けた地域生活支援に関わる支援者等に対する研修や措置入院者等の退院後支援を担う者に対する研修を実施する。
- ⑧ 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業  
市町村等における相談支援体制の構築を推進するための都道府県からの専門職の派遣や相談支援技術等の市町村職員向け研修を実施する。
- ⑨ その他  
①から⑧のほか、地域包括ケアシステムの構築に資する事業を実施する。  
(補助先) 都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区  
(補助率) 1/2

## (2) 入院者訪問支援事業

市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、精神科病院を訪問し、本人の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う支援体制を構築する。

(補助先) 都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区  
(補助率) 1/2

### (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業

地域移行に実践経験のある広域アドバイザーと、都道府県等密着アドバイザーから構成されるアドバイザー委員会を国において設置し、ノウハウの共有化を図る。都道府県・保健所設置市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

また、アドバイザーの資質の向上・育成を目的としたアドバイザー向け研修の実施や、精神障害に対する理解を深めるための普及啓発イベント等を開催する。

(委託先) 一般競争入札

### (4) 心のサポーター養成事業

メンタルヘルスの不調、精神疾患等の予防や早期介入を図る観点から、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を活用した「心のサポーター養成事業」を自治体等が実施するための講師のマッチングや教材提供等といった支援を行い、メンタルヘルスや、うつ病、摂食障害などの精神疾患に対する理解の促進及び地域や職場での支援を受けられる基盤整備・体制整備を推進する。

(委託先) 一般競争入札

## 2. 精神科救急医療体制の整備

18億円（18億円）

地域で生活する精神障害者の病状の急変時において、早期に対応が可能な医療体制及び精神科救急情報センターの相談体制を確保するため、引き続き地域の実情に応じた精神科救急医療体制を整備する。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する精神科救急医療体制整備を推進するとともに、依存症患者が救急医療を受けた後に適切な専門医療や支援等を継続して受けられるよう、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。

(補助先) 都道府県・指定都市 (補助率) 1/2

### 3. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進

192億円（192億円）

心神喪失者等医療観察法に基づく医療を円滑に行うために、引き続き指定入院医療機関を整備し、地域偏在の解消を進める。

また、指定医療機関の医療従事者等を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等により、更なる医療の質の向上を図る。

#### 【令和5年度補正予算】

・心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備事業 1.8億円

心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関の医療観察法病棟について、防災・減災の観点から、大規模修繕に必要な施設整備を実施する。

### 4. 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築の促進

地域生活支援促進事業のうち1. 3億円

高次脳機能障害の当事者への専門的相談支援及び医療と福祉の一体的な支援を普及・定着させるため、高次脳機能障害の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関（医療機関、リハビリ機関等）及び専門支援機関（就労支援機関、教育機関等）を確保・明確化する。さらに、地域の関係機関が相互に連携・調整を図り、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行う地域支援ネットワークを構築し、切れ目のない充実した支援体制の促進を図る。

（補助先）都道府県（補助率）1/2

### 5. てんかんの地域診療連携体制の整備 31百万円（16百万円）

てんかんの治療を専門的に行っている医療機関を「てんかん支援拠点病院」として指定するとともに、関係機関との連携・調整等の実施及び各支援拠点病院で集積された知見の評価・検討を行うため「てんかん全国支援センター」を設け、専門的な相談支援や関係機関との連絡・調整を担う人材の確保や養成等を行い、てんかんの診療連携体制を整備する。

（補助先）てんかん全国支援センター：国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

てんかん支援拠点病院：都道府県

（補助率）てんかん全国支援センター：定額

てんかん支援拠点病院：1/2

## 6. 摂食障害治療体制の整備

23百万円（19百万円）

摂食障害の治療を専門的に行っている医療機関を「摂食障害支援拠点病院」として指定するとともに、関係機関との連携・調整等の実施及び各支援拠点病院で集積された知見の評価・検討を行うため「摂食障害全国支援センター」を設け、摂食障害の診療連携体制を整備する。

（補助先）摂食障害全国支援センター：国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

摂食障害支援拠点病院：都道府県

（補助率）摂食障害全国支援センター：定額

摂食障害支援拠点病院：1/2

## 7. 精神科病院等における安全な医療を提供するための研修の実施

7百万円（7百万円）

精神科病院における患者間等の暴力行為防止に対する取組に関する研修を精神科医療従事者に対して開催する。また、昨今の精神科病院における虐待事案を踏まえ、虐待防止に関する内容も含めた研修として実施する。

（補助先）公募

## 8. 都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業【新規】

地域生活支援促進事業のうち41百万円

精神科病院に対する指導監督権限を有する都道府県・指定都市において、虐待事案に対し適切な対応をするために必要な経費について財政的支援を行うことにより、虐待の防止や障害者の保護等の対応ができる体制を整備する。

（補助先）都道府県、指定都市 （補助率）1/2

## 9. 公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会事業

33百万円（33百万円）

公認心理師の質の維持・向上のため、公認心理師となるために必要な科目を教授する実習演習担当教員及び実習施設において必要な科目を指導する実習指導者を養成するための講習会を実施する。

（補助先）公募



## 10. その他

3. 2億円（3. 1億円）

### （1）精神保健福祉センターにおける特定相談等の実施

74百万円（75百万円）

精神保健福祉法の規定に基づき、精神保健福祉センターが実施する特定相談や社会復帰促進事業に係る経費について補助する。

（補助先）都道府県、指定都市 （補助率）1／3

### （2）精神保健指定医としての資質の確保に関する事業

83百万円（80百万円）

精神保健指定医の資質の確保を図るため、精神保健指定医の資格審査の効率化を図るとともに、資格審査における口頭試問等を実施する。

### （3）障害支援区分認定事務の円滑かつ適正な実施のための支援

50百万円（50百万円）

障害支援区分審査判定の市町村業務を支援するとともに、認定データの分析を通して実態を把握し、認定調査員等の研修の充実に資する教材の作成により、都道府県が標準的な研修が行えるよう支援する。

（委託先）公募

### （4）認知行動療法の普及の推進

56百万円（56百万円）

うつ病等の治療で有効な認知行動療法(※)の研修を実施し、基礎的知識・技法の習得を図るとともに、スーパーバイザーによる指導により、うつ病等の患者への治療の質の向上を図る。

※ものの受け取り方や考え方に働きかけて気持ちを楽にする精神療法

（補助先）公募 （補助率）定額

### （5）こころの健康づくり対策の推進

17百万円（17百万円）

犯罪・災害などの被害者・被災者となることで生じる心的外傷後ストレス障害（PTSD）や児童思春期などに対する精神保健福祉活動の充実に資するための研修を実施し、教育・福祉・医療などの専門職の質の向上を図る。また、災害等発生時に心のケアに関する相談に対応できる人材を確保するための研修を実施する。

（補助先）公募 （補助率）定額

- (6) 自殺未遂者等を支援する医療機関の整備 16百万円(10百万円)**  
精神保健上の問題による自殺対策のうち、自殺のハイリスク者で再企  
図の多い自殺未遂者の再企画を防ぐための医療従事者研修等を実施し、  
医療提供体制を構築する。  
(補助先) 公募 (補助率) 定額
- (7) その他(精神保健等対策費) 23百万円(23百万円)**

## 依存症対策等の推進

8.5億円(8.5億円)

### ○依存症対策の推進

8.4億円(8.4億円)  
及び地域生活支援事業等505億円の内数

#### 1. 全国拠点機関における依存症医療・支援体制の整備

1.5億円(2.2億円)

依存症患者やその家族等が適切な治療や必要な支援を受けられるよう、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の全国拠点機関において、都道府県等の指導者の養成研修を実施し依存症に係る医療・支援体制の整備を推進する。

また、依存症の実態解明や治療・相談支援等の現状・課題に関する調査を実施する。

(補助先) 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター

(一部、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター)

(補助率) 定額

#### 【令和5年度補正予算】

・ 依存症に係る医療の充実等を図るための支援 2.5億円

アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症及びゲームに関連する問題など、依存症の実態解明や地域の現状・課題に関する調査研究を実施し、依存症対策を推進する。

#### 2. 地域における依存症の支援体制の整備(一部再掲)

5.9億円(5.3億円)

依存症患者やその家族等が地域で適切な治療や必要な支援を受けられるよう、引き続き、都道府県等の人材養成、医療体制・相談体制及び包括的な連携協力体制の整備を推進する。

(補助先) 都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区(補助率) 1/2、10/10

### 3. 依存症問題に取り組む民間団体の支援

49百万円（39百万円）

及び地域生活支援事業等505億円の内数

① 民間団体支援事業（全国規模で取り組む団体）

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症患者やその家族等の支援について、全国規模で実施している自助グループ等民間団体における支援ネットワークの構築や相談支援体制の強化を図る。

（補助先）公募 （補助率）定額

② 民間団体支援事業（地域で取り組む団体）

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症患者やその家族等の支援について、地域で実施している自助グループ等民間団体の活動（ミーティング活動や相談支援、普及啓発活動等）に関する支援を行う。

（補助先）都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区 （補助率）1/2

### 4. 依存症に関する普及啓発事業

50百万円（50百万円）

依存症患者やその家族等が地域の治療や支援につながるよう、依存症に関する正しい知識と理解を広めるため普及啓発を実施する。

（委託先）公募

#### ○アルコール健康障害対策

12百万円（12百万円）

アルコール健康障害対策基本法及びアルコール健康障害対策推進基本計画に基づき、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及啓発や、都道府県におけるアルコール問題に関する横断的取組を支援する。

## 東日本大震災被災者に対する心のケア体制の整備

### 被災者支援総合交付金（93億円）の内数

東日本大震災による被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、自主避難者等への支援などを通じて、専門的な心のケア支援を行う。

（補助先）岩手県、宮城県、福島県

（補助率）定額